



平成24年版

流山市環境白書

平成23年5月4日、ケビンさん
とおおたかの森探検ツアーより

「平成24年版環境白書」は、平成23年度の環境に関連する計画の進捗や各種データをまとめたものです。市域の二酸化炭素排出量のデータについては、統計資料を用いるため平成22年度のデータとなっています。また、環境白書はエコアクション21の規定における「環境活動レポート」の内容も包括しており、一部平成24年度の内容も含んでいます。

水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山

(流山市環境基本計画の目指す望ましい環境像)



流山市環境方針

1 基本理念

流山市では、次の3つを基本理念として、環境保全対策に率先して全職員が取り組み、環境にやさしいまちづくりの実現を推進します。

1. 都心から一番近い森のまちを創ります。

ヒートアイランド現象の抑制のために、グリーンチェーン戦略による緑化の推進や緑の保全などを図ります。このことにより、都心から一番近い森のまちを創ります。

2. 自然と共生できるまちづくりを推進します。

本市では、準絶滅危惧種であるオオタカの営巣が確認された貴重な森が存在しています。これらの森の保全を通じて、オオタカをはじめとする豊かな生物の多様性を保全し、将来にわたって自然と共生できる環境のまちづくりを推進します。

3. 健康な都市づくりを推進します。

市役所をはじめ市域全体で環境保全対策に取り組み、都市そのものを健康な状態に保ち、市民がずっと住み続けたいようなまちづくりを推進します。

2 基本方針

1. 具体的に次のことに取り組みます。

(1) 地球温暖化問題への積極的な対応

流山市が自ら地球温暖化問題に率先して取り組むとともに、地域とのパートナーシップ構築、リーダーシップ発揮のために、庁内の温室効果ガスの排出抑制に向けて、省エネルギー・省資源活動を実施します。

(2) 循環型社会を目指した5 R促進

循環型社会を目指し、限りある資源を有効に活用するための5 R行動を実践します。

(3) 身近な緑の保全と創造

身近な緑の保全と創造を、本市のまちづくりの中心に位置づけ、流山市の社会的な価値を一層高めます。

(4) きれいな水環境の回復

利根運河などの豊かな水辺空間の水質を含めた水環境の改善のために「きれいな水環境の回復」を図ります。

(5) 環境教育及び環境学習の推進

環境管理システムの円滑な実施のためには職員一人ひとりの意識と知識を高めることが必要であり、そのための環境教育を推進します。また、地域への働きかけとして環境学習を推進します。

(6) グリーン購入の推進

庁内でのグリーン製品の利用を促進します。

(7) 計画や目標の見直し

定期的な取組状況の進捗管理を行い、計画や目標を見直すことにより、継続的な改善に努めます。

2. 環境関連法令を遵守します。

3. 環境への取組を環境活動レポートとしてとりまとめ公表します。

制定日：平成20年8月1日

流山市長 井崎 義治

(環境マネジメントシステム・エコアクション21における環境方針)

目 次

平成23年度 環境ハイライト	4
第1部 総論	19
第1章 環境行政の概要	19
第1節 環境行政の推進体制	19
第2節 環境関連条例・計画	21
第3節 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無	23
第2章 環境マネジメントシステム	26
第1節 環境マネジメントシステムの概要	26
第2節 エコアクション21	26
第3節 流山市におけるエコアクション21	27
第4節 代表者による全体評価・見直し	30
第3章 環境基本計画	31
第1節 基本的事項	31
第2節 計画の目標	32
第3節 施策体系	32
第4節 環境マネジメントシステムにおける環境目標	34
第5節 環境マネジメントシステムにおける環境活動計画	35
第2部 環境関連計画の進捗状況	46
第1章 一般廃棄物処理計画	46
第2章 地球温暖化対策実行計画	51
第1節 ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20 プラン	51
第2節 ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画	54
第3章 生物多様性ながれやま戦略	60
第3部 震災と放射能への対応	62
資料編	
■市の概要	66
1. 人口と世帯	66
2. 気象	67
3. 土地利用	68
■市が行う環境施策に関するデータ	69
1. 循環型社会をめざすまちづくり（循環）	69
2. 身近な自然と地域資源を大切にするまちづくり（共生）	71
3. 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり（快適）	73
4. 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり（環境保全活動）	84

平成 23 年度 環境ハイライト

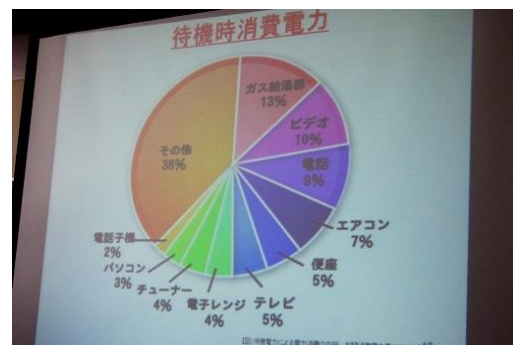
1. 地球温暖化防止と省エネルギーへの取り組み



平成 23 年は 3 月に発生した東日本大震災と福島第一原発事故により、かつて経験したことのないエネルギー危機に見舞われた年でもありました。流山市では、従来から地球温暖化防止や省エネルギーへ取り組んでいましたが、事故の影響による東京電力管内の計画停電などもあり、特に省エネルギーについては、さらなる取り組みが求められました。（写真：平成 23 年 3 月 15 日、緊急消防援助隊として岩手県陸前高田市で活動する流山市消防本部）

省エネルギーや地球温暖化防止を分かりやすく解説 ～市民環境講座～

2011. 7. 10



市内の環境団体「温暖化防止ながれやま」に委託し、5 回の市民環境講座を行いました。平成 23 年は、節電や緑のカーテン、太陽光発電、地球温暖化防止などをテーマに行われ、分かりやすい講義と具体的な事例紹介などが参加者からも好評でした。7 月 10 日の「今からできる節電講座」では、グリーンキャップ(株)代表取締役・菅原英雄さんが、「電気ご使用量のお知らせ」の読み方などの身近な話題から、電力不足への各家庭の対応などについて講義しました。

自治会などに節電対策を伝授 ～出前講座を開催～

2011. 04. 10



自治会や事業所、学校など指定の場所に出向き無料で開催する出前講座。市の委託で「温暖化防止ながれやま」が行うこの講座は、地球温暖化防止や節電など、依頼団体が興味を持つテーマで行われ質問などもしやすいと好評です。4月10日に西平井自治会館で行われた出前講座は「夏に向けた節電対策」をテーマに、家庭ですぐできる節電などを講義しました。

温暖化防止ながれやまの活動が評価 ～千葉県環境功労者知事感謝状表彰～

2011. 6. 15



市の「市民環境講座」や「出前講座」を受託する市内の環境団体「温暖化防止ながれやま」（平手彰代表）が、平成23年度千葉県環境功労者知事感謝状を受賞しました。6月15日には、千葉県庁で表彰式が行われ、森田健作知事から平手代表に直接、感謝状が授与されました。温暖化防止ながれやまは、平成14年に結成。地球環境を守るために、「千葉県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、地球温暖化防止の活動を推進する目的で立ち上がった団体です。

自治会でも独自に節電学習会 ～電力危機に備えて～

2011. 4. 4



電力危機を克服するため、率先して節電学習会を行う自治会もありました。美田自治会では、4月4日に全国地球温暖化防止活動推進センター員を講師に招き、「家庭ですぐできる節電対策」の学習会を行いました。学習会では、家電を中心とした節電方法の講義から、「我が家のエコ診断」という自治会員世帯の診断もあり、具体的な改善方法などの提案もありました。

エコカーなど共同利用の社会実験 ～環境にやさしい新交通システム～

2011. 6. 8



電気自動車や電動バイク・自転車を登録者が共同利用するカーシェアリングの社会実験が6月から9月まで行われました。東京大学などが中心となり、流山市内と柏市内に置かれた5つの専用ポートのどこでも返却できるもので、自動車のみの共同利用よりも環境負荷の軽減などが期待できます。市内では、流山セントラルパーク駅近くと旧水道局跡地にポートが設置されました。

累計利用者が300万人突破 ～市内6路線を走るぐりーんバス～

2012. 3. 8



平成17年に市内3路線でスタートしたタウンバス「流山ぐりーんバス」。まちの中でひととき目を引く緑色の車体のバスは、市民の皆さんの身近な足としてご利用いただいています。平成22年3月に現在の6路線となり、平成24年3月8日には累計利用者数300万人を達成しました。ぐりーんバスは市内の交通網の充実とともに、自家用車の使用抑制など地球温暖化防止にも貢献しています。

2. 目にも鮮やかなゴーヤカーテンが市内各地で



平成 18 年度から市で始めたゴーヤの緑のカーテンの普及促進。平成 23 年度からは、市の委託により美田自治会や温暖化防止ながれやまが中心となって立ち上げた「流山ゴーヤカーテン普及促進協議会」が、自治会への苗の配布、ゴーヤカーテン見学会やゴーヤレシピコンテストの開催などの活動を盛んに行い、市民の皆さんへのゴーヤカーテンの普及を行っています。

ゴーヤの苗を自治会などに配布 ～緑のカーテンモデル事業～

2011. 4. 25



昨年度から始まった、自治会などにゴーヤの苗を配布する「緑のカーテンモデル事業」。平成 23 年度は 34 自治会から申し込みをいただき 6,342 株、小中学校等も含めると 8,829 株を配布しました。また、申し込みいただいた皆さんには、高熱水費などの使用量を「見える化」する「環境家計簿」にもご協力いただきました。

市民環境講座「節電対策に緑のカーテン作りを！」

2011. 5. 4



5 月 4 日、流山グリーンフェスティバル 2011 の会場で、第 1 回市民環境講座「節電対策に緑のカーテン作りを！」が開催され 500 人を超える市民が参加しました。講師の流山ゴーヤカーテン普及促進協議会会長・松島英雄さんが、緑のカーテン作りのポイントを分かりやすく説明し、講座終了後には、参加者にゴーヤの苗と森のエコ堆肥が配布されました。

ゴーヤカーテン施設見学会 ～流山ゴーヤカーテン普及促進協議会～

2011. 8. 9



流山ゴーヤカーテン普及促進協議会主催のゴーヤカーテン施設見学会が行われました。同協議会は、地域ぐるみでゴーヤカーテンを推進してきた美田自治会や、温暖化防止ながれやま、江戸川大学などが協力して、平成 23 年 4 月に創設された団体です。当日は、生涯学習センターなどの公共施設と美田自治会のお宅のゴーヤカーテンを 37 人が見学しました。試食会では、ゴーヤを使った様々なメニューやゴーヤアイスが用意され参加者が舌鼓を打ちました。

流山造園土木業組合からゴーヤの苗の寄付

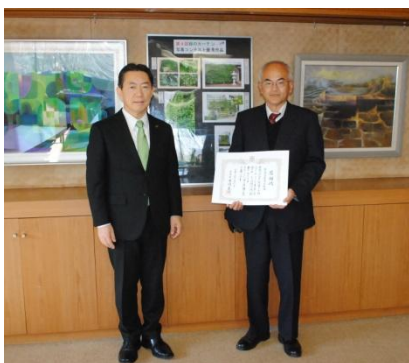
2011. 6. 9



6 月 9 日、流山造園土木業組合（小谷昇会長）が、ゴーヤの苗 735 株を寄付して下さいました。当日は、(株)流山緑化土木・高市高明代表取締役、(株)新松戸造園・松戸克浩専務取締役が、畑から元気な苗を市のトラックに積み込んで下さいました。いただいたゴーヤの苗は、要望のあった 19 の小・中学校や保育園へ早速配布しました。

県立流山高等学校へ感謝状を贈呈 ～緑のカーテンづくり事業への貢献～

2011. 12. 28



12 月 28 日、市長室で、流山市の緑のカーテンづくり事業への貢献により、県立流山高等学校へ井崎市長から感謝状が贈呈されました。市では、ゴーヤの苗を自治会、団体、学校等へ無料配布し、地域における CO₂ 削減を進めてきましたが、県立流山高等学校園芸科の先生や生徒の皆さんが育て配布したゴーヤの苗は、2 年間で 690 世帯分、2,761 株にもなります。

3. まちを緑でいっぱいに



四季を通して人々に安らぎを与えてくれる緑の森。樹木はまた、二酸化炭素を吸収してくれることでも知られています。流山市では、まちを緑でいっぱにするため、グリーンチェーン戦略をはじめ、街路樹や公園整備、全国で行われるグリーンウェイブ運動への参加などを進めています。

市内保育所などでハナミズキを植樹 ～グリーンウェイブ2011～

2011. 5. 16



5月16日、環境省が行う「グリーンウェイブ2011」活動の一環として、市内保育所などでハナミズキの植樹が行われました。植樹が行われたのは、東深井保育所、江戸川台保育所、中野久木保育所、学童保育所山びこルームの4施設。当日は、園児らも参加して各施設3本のハナミズキを園庭などに植えました。ハナミズキは、管理が比較的に容易なことで知られ、春先には白や赤の花を付け、私たちを楽しませてくれます。

災害から命を守るふるさとの森づくり「流山から世界へ」 ～まちづくり顧問研修会～

2012. 1. 19



1月19日、流山市商工会館で、日本一木を植えた男・宮脇昭さんを招き、「災害から命を守るふるさとの森づくり～流山から世界へ～」をテーマにまちづくり顧問研修会が開催されました。横浜国立大学名誉教授で、(財)地球環境戦略研究機関国際生態学センター長の宮脇さんは、平成22年度から流山市まちづくり顧問として市のまちづくりの指導をいただいています。この日は市職員だけではなく、市民の方にも多くの参加をいただき、森づくりの大切さを学びました。

第 10 回ガーデニングコンテスト ～金賞に梶ヶ谷さんと小山小学校～

2011. 7. 27



7月27日、市長室で第10回ガーデニングコンテストの表彰式が行われました。コンテストは、ガーデン部門、緑の街並み部門の2部門合わせて34点の応募から、専門家を交えた審査会により各部門の入賞者を決定しました。ガーデン部門金賞には梶ヶ谷美弥子さん、緑の街並み部門金賞には小山小学校が輝きました。市内では、5月に流山ガーデニングクラブ花恋人（カレント）によるオープンガーデンが行われるなど、ガーデニングによる緑の街並みづくりも盛んに進められています。

植樹のための苗を育成 ～ MOTTAINAI GREEN ファーム～

2011. 5. 21



シイ、タブ、カシなどの樹木の苗木を育成する「MOTTAINAI GREEN ファーム」が、5月21日に流山セントラルパーク駅近くのケナフ農園の一画に、7月14日には新川耕地にオープンしました。このプロジェクトは、秋元五郎さんをプロジェクトリーダーに関係団体などが主体となり、ここで育てた苗木を将来、市内で植樹することを目指しています。

「流山市ふるさと緑の基金」へ寄付 ～京和ガス株式会社～

2011. 7. 20



7月20日、京和ガス株式会社の方が市長室を訪れ、「流山市ふるさと緑の基金」に359,200円を寄付してくださいました。「流山市ふるさと緑の基金」は、緑豊かな流山を実現するために設けられた基金で公園整備や緑化啓発事業などに充てられます。平成23年度は、皆さんから1,239,215円の善意が寄せられています。

4. 多様な生物が共存できる環境を



平成 22 年 3 月に生物多様性流山戦略を全国に先駆けて策定した流山市。豊かな自然環境が残る利根運河や、おおたかの営巣が確認されている市野谷の森（おおたかの森）を中心に、多くの市民団体が活動しています。

おおたかの森で自然を感じる ～ケビンさんとおおたかの森探検～

2011. 5. 4



5 月 4 日、東京情報大学教授でナチュラリストのケビン・ショートさんを講師に、親子向けの生き物に関するイベントが行われました。グリーンフェスティバル 2011 の会場で行われたこのイベントは、フェスティバル会場でケビンさんの描いたイラストで生き物の話を聞く「いきもの教室」と、おおたかの森に実際に入って、花や昆虫、動物などの話を聞く「おおたかの森探検ツアー」の二部構成。探検ツアーでは、子どもたちは普段なかなか入る機会のない森の中で、森の涼しさと鳥の声を感じ、昆虫たちとの出会いを楽しみました。

ホタルの幼虫 1, 000 匹を放流 ～新川耕地のホタル野田んぼ～

2011. 5. 5



5 月 5 日、NPO ホタル野（前川利夫理事長：当時）が主催する「ホタルの幼虫放流」が今年も行われ、紙コップに入れられた幼虫約 1, 000 匹が、ホタル野の無農薬田んぼの畔から一斉に水田に放たれ元気に田んぼに帰っていきました。7 月 30 日・31 日にはホタル鑑賞会も行われ、100 匹を超えるホタルが舞う光景が見られました。

シンポジウム「生き物たちと暮らせるまちづくり」 ～生物多様性への取り組み～

2012. 2. 4



2月4日、流山市生涯学習センターで、生物多様性シンポジウムが行われ、約200人が参加しました。このシンポジウムは、流山市の生物多様性の現状や取組などについて情報を交換・発信する場として「生き物たちと暮らせるまちづくり」をテーマに開催されたもので、当日は、筑波大学大学院の吉田正人准教授の基調講演や流山市生物多様性モニタリング調査の中間報告、市内環境団体の活動発表などが行われました。

野鳥観察もできる市民が憩える空間に ～みやぞの野鳥の池竣工式～

2011. 5. 13



宮園調整池が、護岸工事や植栽による修景整備、坂川からの維持用水の導入による水質の改善などにより「みやぞの野鳥の池」に生まれ変わりました。「野鳥観察を通して市民が安らぎを覚える“水と緑の空間”」の創造を基本理念に、野鳥が飛来、営巣できる環境を整えました。

美しい水辺づくりの会の「ホタル観賞会」 ～西初石小鳥の森～

2011. 7. 30



7月30日、市内の環境団体NPOさとやまが事務局を務める「美しい水辺づくりの会（準備会）」主催による「ホタル観賞会」が開催され、約50名がホタルの観賞を楽しみました。初石公民館に集合した参加者は西初石小鳥の森に移動。懐中電灯を消してみると、ホタルがいっせいに光り始め、わあっと歓声が上がりました。また、森の中ではアブラゼミの羽化も見られ、子どもたちは興味津々の様子でした。

5. 美化活動で美しく快適なまちなみを

流山市では、市内駅前周辺でポイ捨て防止キャンペーンや取り締まりを行うなど、常に美しいまちを維持するように努めています。また、利根運河や江戸川、富士川などでは市民団体による清掃活動も行われ、毎年多くの方の協力で環境美化活動が進められています。

ポイ捨て防止キャンペーン



市では、平成 22 年に一部改正した「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」に基づき、市内全域でポイ捨てを禁止しています。市内各駅前で啓発キャンペーンを行い、市民の皆さんへ安全できれいなまちづくりをお願いしました。

ボランティアで花壇を整備 ～流山翼少年サッカークラブ～

2011. 6. 18



流山翼少年サッカークラブ（宇佐美進監督）のメンバーが、6月18日に JR 南流山駅北口駅前の花壇の手入れと花の植栽を行いました。今回の植栽作業には、小学校 4 年生、5 年生のほかコーチや保護者など 40 数名が参加し、黄色とオレンジ色の色鮮やかなマリーゴールドの花の苗がきれいに植えられました。

川から収集したごみは約 1 トン ～10 回目の「こがわ」清掃活動～

2011. 4. 29



4月29日、江戸川に沿って南北に流れる今上落とし、通称「こがわ」を昔のように魚やしじみが捕れる綺麗な川によみがえらせようと、地元のボランティアグループ「めだかの会」（森淑浩代表）が河川の清掃活動を行いました。この日、収集したごみは約 1 トン。今年で 10 回目を迎える活動ですが、年々ごみも減り、水質も良くなっているということです。

6. リサイクルでごみを減量

平成 17 年のつくばエクスプレス開業に伴い、人口増加を続ける流山市。1 人当たりのごみ発生量は減少していますが、人口増加に伴い総量では増加しています。ごみを増やさないためには、まずは unnecessary なものを買わないなどのリデュースが最も重要です。リサイクルプラザでは、リサイクル講座を行いごみの発生抑制を市民の皆さんにお願いするなど 5 R の普及を促進しています。

ごみ減量化促進ポスターコンクール ～最優秀賞は東深井小の益子さん～

2011. 10. 17



10 月 17 日、ごみ減量化促進ポスターコンクールの表彰式が市役所で行われました。このポスターコンクールは、クリーンセンターを見学した市内小学 4 年生を対象に行っているもので、応募作品 296 点の中から、最優秀賞に東深井小学校・益子桃代さん、優秀賞に西深井小学校・白澤明梨さん、江戸川台小学校・石垣和真くんの作品が選ばれました。

使用済みインクの回収箱設置 ～千葉県内で初 7 月 11 日から開始～

2011. 7. 1



7 月 11 日から、使用済みインクカートリッジ回収箱を市内公共施設 7 カ所に設置しました。これは、インクジェットプリンタメーカー 6 社が郵政グループと協力して行なっている家庭用インクカートリッジの共同回収活動『インクカートリッジ里帰りプロジェクト』で、千葉県内では流山市が初のプロジェクト参加自治体となり、7 月 1 日には市役所で調印式が行われました。

天ぷら油などから石けんづくり ～石けんクラブ流山～

2011. 11. 10



11 月 10 日、西深井福祉会館で「廃油の石けんづくり講座」が行われました。石けんクラブ流山（富田久代会長）の皆さんの指導で、参加者それぞれが家庭から持ち寄った天ぷら油などの廃食油から、環境に優しいリサイクル石けんを作りました。作った石けんは害がないから安心して使え、汚れもよく落ちるそうです。

7. イベントで自然とのふれあいを楽しむ



市民の皆さんに楽しんで参加していただける各種イベントが市内各地で行われました。自然とふれあう。花を愛でる。鳥を観察する。キャンプで楽しむ。普段の生活では気づかない自然を体で感じていただけます。

被災地に届け「愛の花」 ～グリーンフェスティバル2011の花絵作り～

2011. 4. 30



5月4日の「流山グリーンフェスティバル2011」メインイベント日を前に、おおたかの森駅前の南口都市広場で4月30日、恒例の「花絵作り」が行われました。西初石6丁目自治会の方や一般の方を含め約100人が参加。マリーゴールドやサルビアなど約5,000ポットの花で花絵を作りました。また、メインイベント日は「みんなで愛の花を咲かせよう」をテーマに、東日本大震災で被害を受けた姉妹都市・相馬市と、県内被災地の九十九里町・白子町も参加。地元製品の無料配布や販売を行いました。

2泊3日のキャンプ体験 ～公民館「めだかの学校」～

2011. 10. 8



10月8日から10日にかけて、長崎の星の森キャンプ場で「めだかの学校」キャンプが行われました。「めだかの学校」は、公民館がボーイスカウト流山第3団と協働で行っている小学生対象の体験学習事業で、野外キャンプの形態となつてから今回で3回目になります。スタッフとして、江戸川大学と東洋学園大学の学生ボランティアの皆さんにもお手伝いしてもらい運営しています。子どもたちは、ロープワークや火起こしを学び、テントや食事自分たちで作りました。ドラム缶風呂の体験などもあり、初めての体験づくりの2泊3日に子どもたちも興奮の連続でした。

見つけよう運河の夏鳥 ～初夏の利根運河めぐり～

2011. 6. 5



利根運河交流館では、紺野竹夫さん（日本野鳥の会・利根運河生態系を守る会）、柳沢朝江さんを案内役に「見つけよう！運河の夏鳥」を行いました。当日は13人が参加し、運河周辺や理窓公園に飛来する夏鳥や生息している野鳥を観察しました。カワセミやムクドリ、ヒヨドリ、ウグイス、キジなど28種類の野鳥を確認でき、参加者はそれぞれ、写真を撮ったり案内役に質問したりと、初夏の運河を満喫していました。

夏休みの 1 日をげんき村キャンプ場で ～市子連がデイキャンプ～

2011. 7. 24



7 月 24 日、前ヶ崎のげんき村キャンプ場で、流山市子ども会育成連絡協議会（藍川幸子会長）が企画したデイキャンプが行われ、30 人の小学生が夏休みの楽しいひとときを過ごしました。畑の中で、食べごろのトウモロコシの見分け方を農家の方に教えてもらい、自分たちで火を起し食事を作り、昆虫とのふれあいなどで一日自然の中での非日常を楽しみました。

市野谷の森でどんぐり探しに奮闘 ～みんなでわいわい どんぐり拾い&苗木づくり～

2011. 11. 14



大堀川美しい水辺づくりの会（準備会）主催による「みんなでわいわい どんぐり拾い&苗木づくり」が開催されました。市野谷の森で、クヌギやシラカシ、コナラなどのどんぐり拾いに、大人も子どもも奮闘していました。拾ったどんぐりは、ポットに植え付け、イベント参加者が各自で育てた後、2 年後に成長した苗木を大堀川へ植栽します。防災調節池として整備が進む大堀川ですが、流山市に自生する郷土種を植えることにより、生物多様性に配慮した水辺づくりを目指しています。

第 18 回森の学校 「親子で楽しむネイチャーゲーム」

2012. 3. 24



3 月 24 日、第 18 回森の学校「親子で楽しむネイチャーゲーム」が森の図書館で開催され、31 人の親子が参加しました。案内人は、市内在住の森林インストラクター・森のマジシャン風見信昭さんです。ネイチャーゲームは、五感を使って自然を直接体験し、ゲームを通して自然の不思議や仕組みを学び、自然と自分が一体であることに気づくことだそうです。興味深い森の動物の話や工作など、風見さんの案内はまるで、室内にいながら森を体験しているかのようでした。

第1部 総論

第1章 環境行政の概要

第1節 環境行政の推進体制

第2節 環境関連条例・計画

第3節 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、
訴訟等の有無

第2章 環境マネジメントシステム

第1節 環境マネジメントシステムの概要

第2節 エコアクション21

第3節 流山市におけるエコアクション21

第4節 代表者による全体評価・見直し

第3章 環境基本計画

第1節 基本的事項

第2節 計画の目標

第3節 施策体系

第4節 環境マネジメントシステムにおける環境目標

第5節 環境マネジメントシステムにおける環境活動計画

第6節 環境基本計画における各施策の主な取り組み

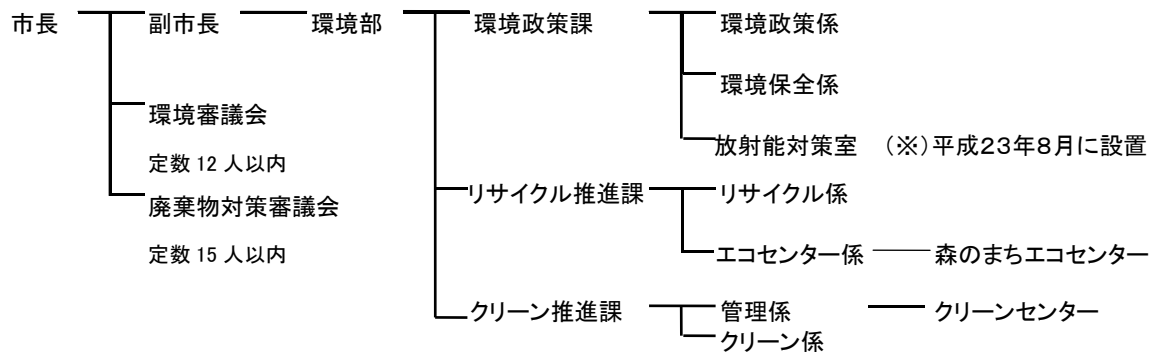
第1部 総論

第1章 環境行政の概要

第1節 環境行政の推進体制

1. 組織

平成23年4月1日現在の環境行政関連部署の組織は次のとおりです。



部	課	係	分掌事務
環境部	環境政策課	環境政策係	1 環境政策の総合的企画及び調整に関すること。 2 環境基本計画に関すること。 3 環境審議会に関すること。 4 自然環境の保全に関すること。 5 環境保全思想の普及啓発に関すること。 6 環境保全団体の育成に関すること。 7 環境保全の推進及び指導に関すること。 8 環境部内各課の予算執行の指導並びに予算及び決算の調整に関すること。 9 課及び環境部の庶務に関すること。
		環境保全係	1 そ族及び病害虫(稲作等に係るものを除く。)の予防に関すること。 2 犬の登録及び狂犬病の予防に関すること。 3 消毒機械器具の管理に関すること。 4 墓地等及び改葬に関すること。 5 クリーン作戦に関すること。 6 青草等の除去促進に関すること。 7 不法投棄の防止強化に関すること。 8 埋立等による環境の障害防止に関すること。 9 浄化槽の管理指導に関すること。 10 浄化槽に係る補助金に関すること。 11 公害調査に関すること。 12 公害に関する情報の収集及び広報に関すること。 13 公害発生源の規制に関すること。 14 公害に関する相談及び苦情の処理に関すること。 15 公害監視測定局及び公害測定器の維持管理に関すること。 16 その他環境保全及び公害に関すること。
	放射能対策室		1 放射能対策に関すること。 2 放射能に関する情報の収集及び発信に関すること。 3 その他放射能問題に関すること。

部	課	係	分掌事務
環境部	リサイクル推進課	リサイクル係	1 清掃事業に係る総合企画及び調査に関すること。 2 一般廃棄物処理基本計画に関すること。 3 廃棄物対策審議会に関すること。 4 ごみの減量化及びリサイクルの促進に関すること。 5 リサイクル団体の育成に関すること。 6 リサイクルプラザ・プラザ館の管理及び運営に関すること。 7 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。 8 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。 9 清掃施設周辺の環境保全対策に関すること。 10 課の庶務に関すること。
		エコセンター係	1 し尿、汚泥及び剪(せん)定枝の収集、運搬、処理及び処分に関すること。 2 し尿、汚泥及び剪(せん)定枝の処理手数料に関すること。 3 汚泥再生処理センターの運転管理に関すること。 4 汚泥再生処理センターの維持管理に関すること。 5 汚泥再生処理センターからの放流水の水質保全に関すること。 6 堆(たい)肥の生成及び配布に関すること。 7 その他し尿、汚泥及び剪(せん)定枝処理の実施に関すること。
	クリーン推進課	管理係	1 ごみ処理施設及びごみ処理関連施設の管理に関すること。 2 ごみの処分に関すること。 3 ごみ処理機器の維持管理に関すること。 4 ごみ処理機器の運転管理に関すること。 5 ごみ処理施設から発生する排ガス及び排出する放流水の分析に関すること。 6 その他の所管に属さない清掃事務に関すること。 7 課の庶務に関すること。
		クリーン係	1 ごみの収集及び運搬に関すること。 2 ごみ集積所に関すること。 3 動物の死体の収集、運搬及び処分に関すること。 4 ごみ及び動物の死体の処理手数料及び産業廃棄物の処理費用に関すること。 5 ごみ搬出の指導及び啓発に関すること。 6 その他ごみ処理の実施に関すること。

2. 審議会

(1) 環境審議会

(委員数：11人)

環境の保全に係る基本的事項等に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申・建議するための機関です。平成23年度は審議会の開催はありませんでした。

■任期：平成22年7月21日～平成24年7月20日

(50音順)

区分	氏名	役職
学識経験を有する者	赤坂 郁美	
	赤坂 信	会長
	金森 有子	
	森 俊介	
事業所を経営する者	足原 英二	
	和田 まつゑ	
農業団体を代表する者	矢野 光明	
環境団体を代表する者	新保 國弘	副会長
市民を代表する者	秋元 五郎	
	宮原 久子	
	和田 登志子	

(2) 廃棄物対策審議会

(委員数：14人)

一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関し審議を行い、市長に答申・建議するための機関です。平成23年度は審議会の開催はありませんでした。

■任期：平成22年4月22日～平成24年4月21日

(50音順)

区分	氏名	役職
学識経験を有する者	稲葉 陸太	
	篠山 浩文	
	恵 小百合	会長
住民を代表する者	大谷 隆子	
	高橋 一郎	
	新美 健一郎	
	能村 正昭	
関係団体を代表する者	紅谷 幸夫	
	恵良 好敏	副会長
	大橋 照司	
市長が必要と認める者	鈴木 馨	
	近藤 光代	
	中西 光子	
	矢野 光明	

第 2 節 環境関連条例・計画

1. 環境関連条例

市では、環境に関連する下記の条例を制定し、これらの条例に基づき計画策定等を行い、施策を進めています。

条 例	制定年月日	概要
流山市公害防止条例	昭和 47 年 6 月 20 日	公害の防止のために必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とした条例です。
流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 6 年 3 月 30 日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)その他別に定めのあるもののほか、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進及び廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し、必要な事項を定めた条例です。
流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	平成 10 年 3 月 30 日	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とした条例です。
流山市墓地等の経営の許可等に関する条例	平成 13 年 3 月 23 日	墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 10 条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し、必要な事項を定めた条例です。
流山市環境基本条例	平成 13 年 7 月 2 日	環境の保全及び創造のための基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした条例です。
流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	平成 14 年 6 月 28 日	市、事業者、市民等及び土地所有者等が一体となって路上喫煙、ポイ捨て及び飼い主による動物のふん尿の放置等を防止することにより、歩行者等の安全の確保及びきれいなまちづくりの推進を図り、もって清潔で、安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とした条例です。
流山市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	平成 21 年 3 月 30 日	ペット霊園の設置及び管理が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための措置を講じることにより、市民の生活環境の保全に資することを目的とした条例です。
流山市空き地の雑草等の除去に関する条例	平成 24 年 3 月 30 日	市内に存する空き地の雑草等の除去に関し必要な事項を定めることにより、病害虫の発生またはごみの不法投棄を未然に防止し、もって市民の良好な生活環境を保全することを目的とした条例です。

2. 環境関連計画

市では、環境政策のマスタープランである環境基本計画をはじめとして、地球温暖化対策、生物多様性、廃棄物対策等の個別計画を策定し、市の環境保全を推進しています。

計 画	策定年度	概要
流山市環境基本計画	平成 17 年度	「流山市環境基本条例」に基づき、長期的視点に立ち、環境に関する基本的な方針と市、市民、事業者の各主体が担う具体的な取組を示す総合的な計画です。
流山市生活排水対策推進計画	平成 17 年度	平成 7 年に策定した『水のきれいなふるさとづくり－流山市生活排水対策推進計画』（第 1 期計画）により、河川や水路の水質改善が見られてきているところですが、更なる水環境の向上などを図るため、新たな政策を加え策定した計画です。
一般廃棄物処理基本計画	平成 21 年度	市の区域内から発生する一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本となる事項を定めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて策定した計画です。
地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	平成 21 年度	市域から排出される二酸化炭素を効果的に削減するため、地域特性を活かし、市民、活動団体等、事業者、市の取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条第 2 項の規定により策定した計画です。
地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)	平成 21 年度	市役所は多くのエネルギーを使用していることから、市内最大級の事業者として、市民や事業者への波及効果の大きさを踏まえ、より高い目標を掲げ、地球温暖化対策を率先して実行することを目的として、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定により策定した計画です。
生物多様性ながれやま戦略	平成 21 年度	生物多様性基本法第 13 条の規定により、市の生物多様性の保全・回復を進めていくために策定した計画です。
流山市除染実施計画	平成 23 年度	平成 23 年 12 月 28 日付け環境大臣「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく「汚染状況重点調査地域」に指定されたことを受け、除染の方針やスケジュールを定めた計画です。

第3節 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規は次のとおりです。環境管理事務局（環境政策課）で確認したところ、環境関連法規に関する違反、訴訟等はありません。

（1）オフィス活動及び庁舎管理関連法規

法令等名称	対象条文	規制を受ける事務事業	要求事項(適用範囲等)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	第六条の二	事業系一般廃棄物の処理	許可業者への適正な委託、委託業者の許可証確認
	第十二条 第十二条の三	産業廃棄物の処理	保管基準の遵守、許可業者への適正な委託(収集業者、処理業者とそれぞれ契約書、許可証確認等)、産業廃棄物管理票の交付、保存
流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	第6条	廃棄物の発生	事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成・提出
地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)	第四条 第二十条の三	温室効果ガスの排出抑制のための施策	温室効果ガス排出抑制施策の策定・実施、地方公共団体実行計画の策定、実施状況の公表
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 特別措置法)	第八条 第十条	PCB の保管・処分	保管等の届出、処分(2016 年 7 月 15 日迄)
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	第十条	物品等の調達	環境物品等の調達の推進を図るための方針の作成と調達の実施(努力規定)
環境情報の提供等の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)	第三条	環境に関する情報の公開	環境配慮等の状況の公表(環境白書の作成、公表)(努力規定)
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)	第四条	温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約	電力、自動車等の購入契約における温室効果ガス排出削減に配慮した契約(努力規定)
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境活動・環境教育推進法)	第六条 第八条 第十条2項 第十六条	環境活動・環境教育の推進	環境教育の推進、環境情報の提供、講演会、シンポジウムの開催(いずれも努力規定)
エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	第七十五条 第七十五条の二	年間エネルギー使用量(原油換算値)1,500kℓ以上の工場(改正後は事業者単位)	指定管理工場の届出、特定事業者の届出
電気事業法	第四十二条	法定点検	保安規程の届出
消防法	第八条	法定点検	定期点検の実施と報告

(2) 地域環境の保全・創造に関する法規

① 循環関係法規

法令等名称	関係部局
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	環境政策課 クリーン推進課 リサイクル推進課
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の保管等に関する法律(フロン回収破壊法)	
資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	
使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	
千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例	
流山市廃棄物の処理及び適正処理に関する条例	

② 公害対策関連法規

法令等名称	関係部局
水質汚濁防止法	河川課 環境政策課
騒音規制法	道路建設課 環境政策課
振動規制法	
大気汚染防止法	環境政策課
悪臭防止法	
千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
千葉県水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例	
千葉県大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例	

流山市公害防止条例	環境政策課
流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	
流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
流山市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	

③ 化学物質・危険物関係法規

法令等名称	関係部局
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	環境政策課
毒物及び劇物取締法(劇毒法)	
ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン対策法)	

④ 温暖化防止・省エネルギー関係法規

法令等名称	関係部局
地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)	環境政策課

⑤ その他

法令等名称	関係部局
浄化槽法	環境政策課
消防法	予防課
下水道法	下水道建設課 下水道業務課 環境政策課
千葉県環境基本条例	環境政策課
流山市環境基本条例	
流山市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	
流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例	リサイクル推進課

(3) クリーンセンター

① 届出

法令等の名称	対象条文	規制を受ける事務事業	要求事項・適用範囲	評価
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第九条の三	一般廃棄物処理施設設置の届出	一般廃棄物処理施設の設置	○
大気汚染防止法	第六条、第八条、施行規則第八条、第十三条	ばい煙発生施設設置届出	火格子面積が2㎡以上、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるごみ焼却炉は、ばい煙発生施設に該当する。	○
			(予備ボイラ)	○
ダイオキシン類対策特別措置法	第十二条	特定施設設置届出	特定施設届出	○
水質汚濁防止法	第五条、施行規則第二条、第三条	汚濁負荷量測定手法届出	71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設	○
	第十四条	特定施設設置届出	72 し尿処理施設(森のまちエコセンター)	○
	第五条	特定施設設置届出	71 自動式車両洗浄施設	○
騒音規制法	第六条	特定施設設置届出		非該当
振動規制法	第六条	特定施設設置届出		非該当
流山市公害防止条例	第15条	特定施設設置届出	特定施設の設置(リサイクルプラザ)	○
		特定施設設置届出	特定施設の設置(ごみ焼却施設)	○
下水道法	第十二条の三、施行令第九条の七	特定施設設置届出	特定施設の設置	○
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第十八条(第十三条の3の準用)	エネルギー管理員届出	第二種指定事業者によるエネルギー管理員の選任等の届出	○
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第八条	保管等の届出	保管及び処分の状況の届出(森のまちエコセンター)	○

② 排出制限のあるもの

法令等の名称	対象条文	規制を受ける事務事業	項目	基準値	評価	備考
大気汚染防止法	第三条、第十三条	ばい煙の排出の制限	窒素酸化物	250ppm	○	規5①2別表3の2(27)
			塩化水素	700mg/m ³ N(430ppm)	○	規5別表第3(3)
			ダスト	0.08g/m ³ N	○	規4別表第2(36)
水質汚濁防止法	第三条、第十二条	排出水の排水の制限	有害項目	省令別表第1	○	
			生活項目	省令別表第2	○	
	第十四条	排出水の汚染状態の測定(総量規制)			○	公共用水域に排水していない
ダイオキシン類対策特別措置法	第八条、第二十条	排出の制限	ダイオキシン	1ng-TEQ/m ³	○	規則別表第1
悪臭防止法	第七条、第八条	規制基準の遵守義務	特定悪臭物質規別表第	敷地境界	○	
			アンモニア	1ppm	○	
			メチルメルカプタン	0.002ppm	○	
			硫化水素	0.02ppm	○	
			硫化メチルなど	0.01ppm	○	
					○	
流山市公害防止条例	第22条の4	改善命令等	騒音	昼間 60dB 朝・夕 55dB 夜間 50dB	○	
			振動	昼間 60dB 夜間 55dB	○	
下水道法	第十二条の九の2	事故時の措置で命令に違反			○	
	第十二条の十二	水質の測定義務等			○	

第2章 環境マネジメントシステム

第1節 環境マネジメントシステムの概要

市は、平成20年度に環境マネジメントシステムを導入し、平成21年3月31日に、環境省が作成した環境経営システムの認証・登録制度「エコアクション21」を市役所本庁舎及びクリーンセンターで認証取得しました。

環境マネジメントシステムは、企業や地方公共団体などが、その運営や経営の中で自主的に環境への取り組みを推進するための組織内の体制・手続き等の仕組みのことです。

市では、システムを運用することで、環境行政の基本的指針である流山市環境基本計画に掲げる環境像「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」の実現を目指し、市自らの環境負荷の低減と地域の環境保全に向けた取り組みを継続的に実施しています。

現在、市役所本庁舎及びクリーンセンターで認証取得しているエコアクション21は、平成24年度末の更新審査に合わせて、対象範囲を市の全ての事務事業へ拡大する予定です。

第2節 エコアクション21

「エコアクション21」は、市長を中心とし職員全員で取り組む環境マネジメントシステムです。計画（Plan）、実施（Do）、確認・評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルにより、環境への取り組みを継続的に改善していくことを目的としています。

（1）対象範囲

市役所本庁舎 延床面積：11,342 m²

流山市クリーンセンター 延床面積：25,520 m²

※平成24年度のエコアクション21更新審査に合わせて、全ての事務事業へ拡大予定。

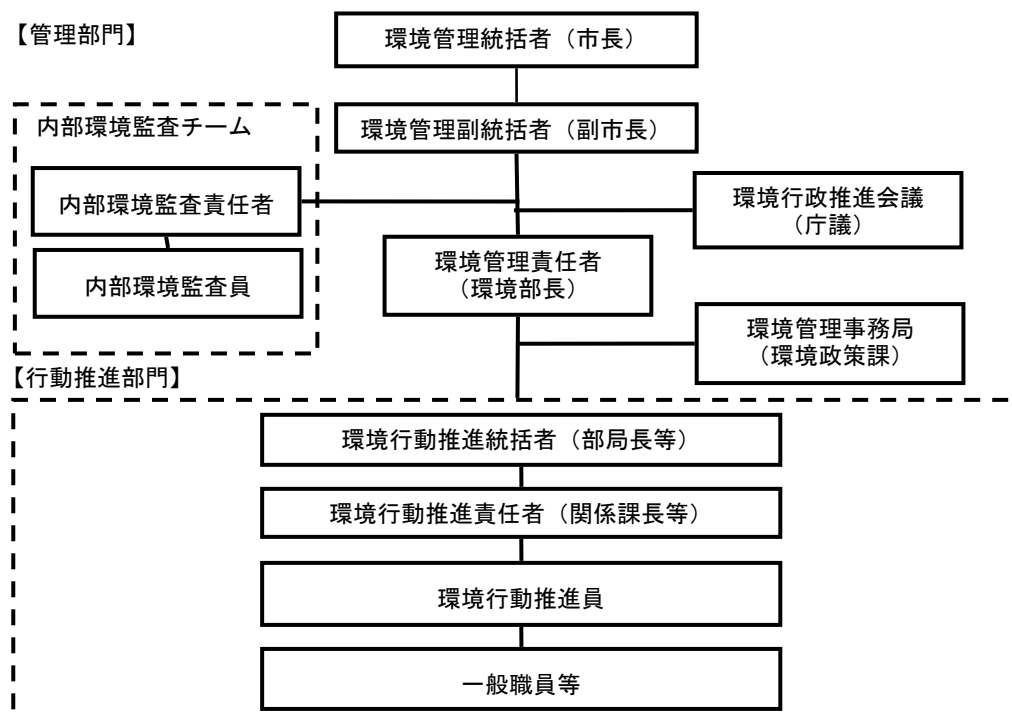
（2）環境方針・環境目標・環境活動計画

エコアクション21のシステム運用には、市長自らが重点的な施策や環境への取り組みの方向性を定めた環境方針（表紙裏面参照）、これを実現するための市全体の環境目標（P34参照）・環境活動計画（P35参照）の策定など13項目の要求事項を満たす必要があります。

（3）組織体制

組織体制は、環境管理統括者である市長をはじめとして、管理部門、行動推進部門による体制を構築し、それぞれの役割を定めています。

【エコアクション21の組織体制】



第3節 流山市におけるエコアクション21

【流山市のエコアクション21イメージ】

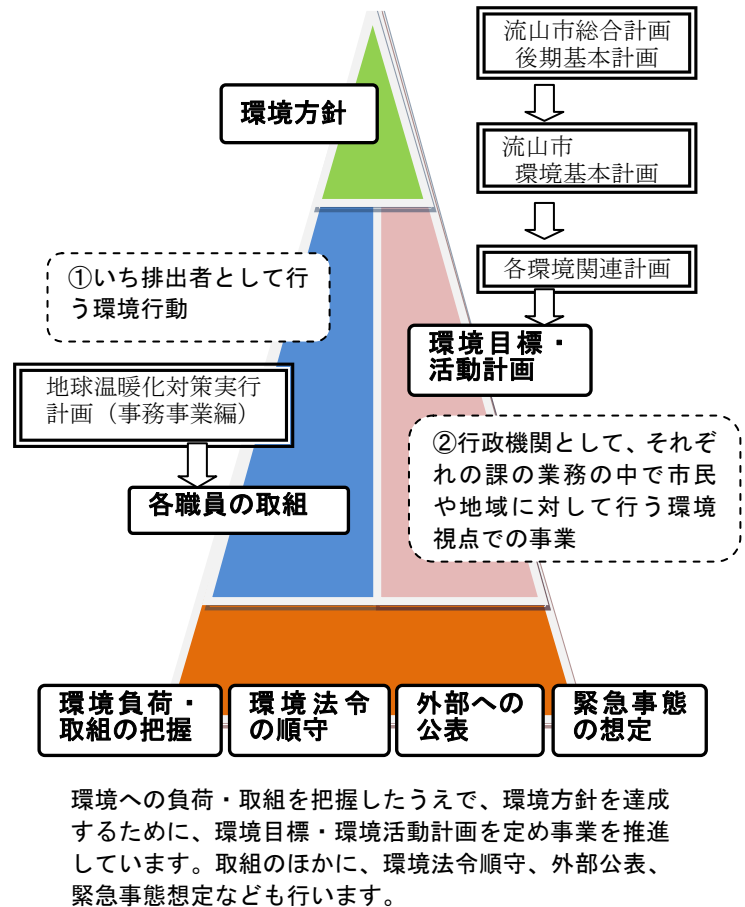
◇市役所の2つの環境側面

市役所の環境への取組には、二酸化炭素の排出者として環境への負荷を削減する取組（図中①）と、行政機関として業務に環境の視点を盛り込み、市域全体の環境負荷を削減する取組（図中②）の2つの視点が必要です。

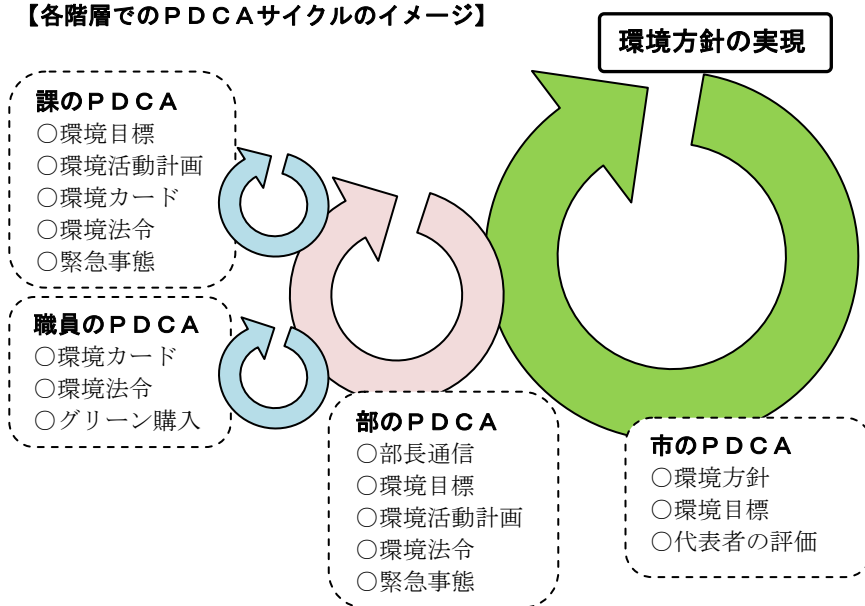
①の視点では、職員の事務などにおける節電・省エネルギーなどのエコオフィス活動のほか、施設・設備更新などでの環境負荷の削減があげられます。

一方、②の視点では、各部局が行う事業を環境側面から捉え、進捗状況を確認しながら改善を進めていく必要があります。

流山市では、「流山市総合計画後期基本計画」の事業の内、環境の視点が必要な事業を「流山市環境基本計画」と関連付け、エコアクション21における「環境目標」「環境活動計画」として位置づけており、事業の進捗の評価は総合計画を評価する「事務事業マネジメント」と統合して行っています。

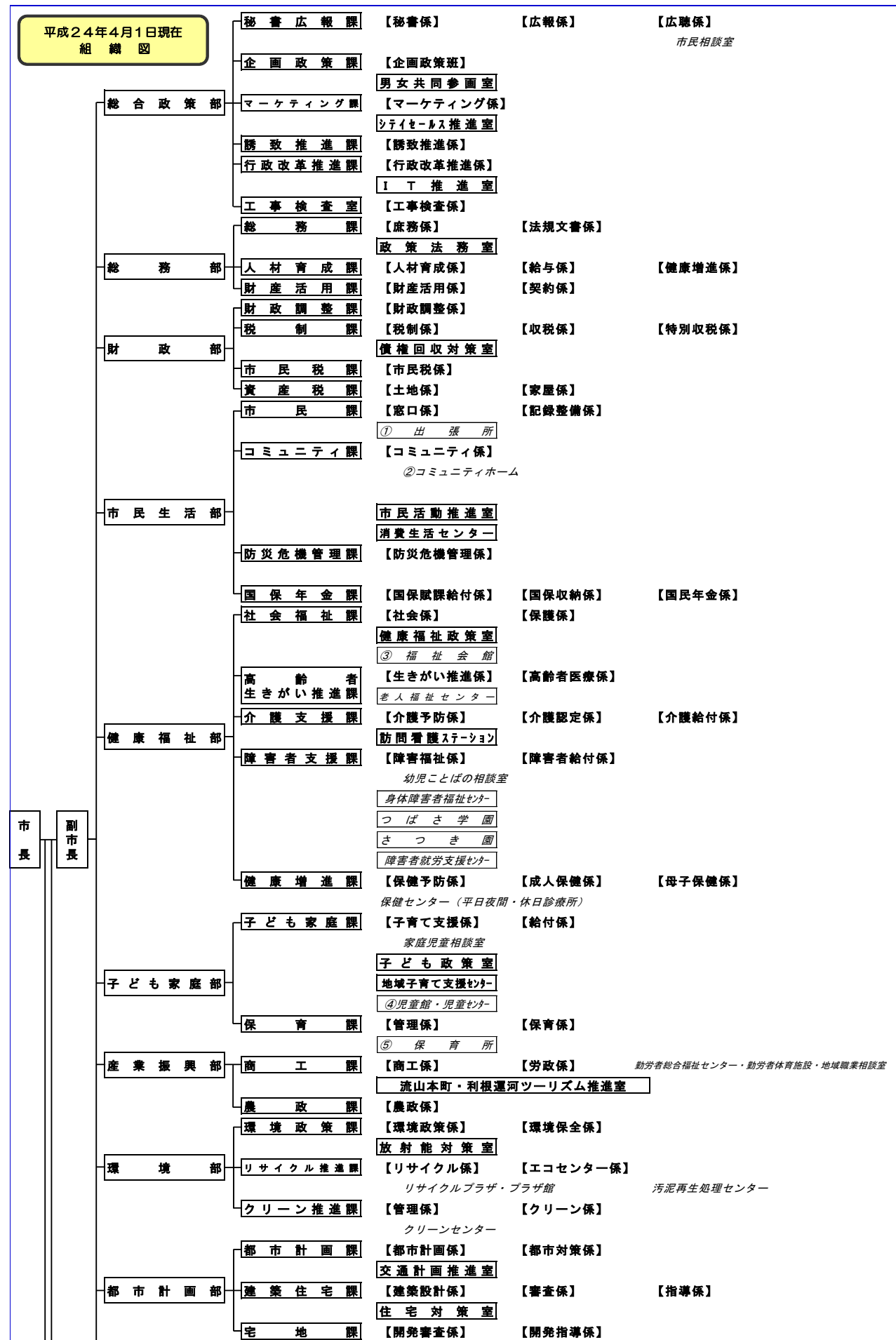


【各階層でのPDCAサイクルのイメージ】



職員、課、部、市の各階層で、各立場に応じたPDCAサイクルにより進捗を確認しながら、環境への取組を推進します。

※部長通信：市ホームページで各部長の仕事を掲載するページ。
※環境カード：各職員が携帯する課の環境への取組が記載されたカード。





第4節 代表者による全体評価・見直し

◆安心できる生活環境の回復へ

平成23年度は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と、これに続く福島第一原子力発電所の事故が市政にも大きく影響した年でした。震災発生から現在まで、流山市が置かれた状況において喫緊かつ最大の課題は、放射性物質の除染活動です。安心できる生活環境を取り戻すため、特に、小・中学校や保育所などの子どもが多く利用する62施設については、平成24年8月に、全ての施設の除染作業を完了しました。住宅等民有地についても、中学生以下の子どもがいるご家庭を優先して測定・除染を行うなど対応を図っています。

◆環境に配慮した良質なまちづくりを推進

「都心から一番近い森のまち」であり続けるために、まちなかに緑を増やす事業を進め、低炭素都市の実現や生物多様性の推進、循環型社会の形成など、環境都市へ向けた施策を展開しています。また、開発で失われた緑を取り戻すための「グリーンチェーン戦略」の推進や「まちをきれいに志隊」による市内パトロールの強化など、良質な街づくりに向けた各種事業を積極的に展開しています。

◆市役所の地球温暖化への取り組み

市役所が排出する二酸化炭素の低減については、施設等のハード面では、平成23年7月に「流山市公共施設におけるLED化推進指針」を定め、LED化を進めるほか、平成23年度に保健センターでESCO事業を導入、平成24年度には「市役所等デザインビルド型小規模バルクESCO事業」により、市庁舎、中央図書館及び博物館など、全7施設に一括してESCO事業を導入するなど、省エネルギーに関する包括的なサービスを受けることにより、光熱水費などの削減と環境負荷の低減を図っています。

ソフト面では、職員が日常行うエコオフィス活動も浸透し、始業前や昼休みなどの不用照明の消灯や、公用自転車の活用による公用車の抑制など、節電・省エネルギー

ーに積極的に取り組んでいます。特に平成23年度に掲載を開始した市ホームページ「部長通信」の「環境への取組」を平成24年度は独立し、各部局長のマネジメントによるPDCAサイクルの強化を図っています。

平成23年度の市役所の温室効果ガス排出量は31,474トンで、基準年度（平成20年度）比-2.7%、前年度比-1.1%と目標値である基準年度比-4%に至りませんが、これは、東京電力の二酸化炭素排出係数が0.375kg-CO₂/kWhから0.464kg-CO₂/kWhに大幅に上昇したことが大きく影響しています。事実、電力に関しては、市役所における電気使用量は、約20,238MWh（メガワットアワー）で、前年度の約21,643MWhから約6.5%、1,405MWhを削減しています。震災後の全庁を挙げての省エネルギーへの取組の結果と見ることはできますが、震災から1年半以上が経過し、引き続き、当時を忘れず取り組むことが重要です。

また、平成22年度の市域の二酸化炭素排出量は、まだ平成23年度の排出係数の影響を受けていないこともあり、602,409トンと基準年の平成19年度に対し8.5%削減しました。しかし内訳を見ると、企業の省エネ努力や景気低迷の影響により、産業・運輸などの部門が大きく削減されている一方、民生家庭・廃棄物部門が増加しています。民生家庭・廃棄物部門は市民生活に密接に係るカテゴリであることから、さらに市民の皆さんへの啓発・誘導が重要になると認識しています。

本年度は、平成20年度に市役所本庁舎とクリーンセンターで認証取得している環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証範囲を、外部機関も含めた全事務事業に拡大するために準備を進めてきました。公民館や水道局、消防、学校など、全ての職員が、全ての事業で環境に配慮した行動を行うことで、流山市総合計画後期基本計画にも掲げる「地球環境にやさしいまちづくり」を推進していきます。

平成24年12月 流山市長 井崎義治

第3章 環境基本計画

第1節 基本的事項

1. 計画策定の背景

市では、環境の保全及び創造のための基本理念を定める「流山市環境基本条例」を平成13年7月に制定しました。環境基本条例は、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、将来へ向けての市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

「流山市環境基本計画」は、この「流山市環境基本条例」に基づき、長期的視点に立ち、環境に関する基本的な方針と市、市民、事業者の各主体が担う具体的な取組を示す総合的な計画として、平成17年7月に策定したものです。

2. 計画の位置づけと役割

環境基本計画は、流山市環境基本条例に基づき策定したものです。国や千葉県に関連法・条例や関連計画と連携し、市総合計画と整合を図りながら、市の各種施策及び事業を推進するうえで、環境への積極的な取組の指針となる基本計画としての役割を担います。

3. 計画の期間

計画期間は、平成17年度から平成26年度を目標年次とする10年間としています。

4. 計画の対象

対象とする主体は、市、市民、事業者、に滞在者を加えた四者とし、対象となる環境の範囲は以下のとおりです。

【計画の対象となる環境の範囲】

4つの領域	環境の範囲
循環に関するもの	リサイクル、エネルギー、廃棄物など
共生に関するもの	河川・森林などの自然、生物（動植物など）、生態系、水辺、緑地、景観、歴史的文化的資源、農地など
快適に関するもの	市街地整備、大気汚染、騒音・振動・悪臭、光害、水質汚濁など
環境保全活動に関するもの	環境保全団体活動、環境教育・環境学習、地球環境問題（温暖化対策など）など

第2節 計画の目標

環境基本計画では、望ましい環境像を「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」とし、これを実現するための4つの基本目標を定め、施策を展開しています。

「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」

基本目標1 循環型社会をめざすまちづくり（循環）

基本目標2 身近な自然と地域資源を大切にするまちづくり（共生）

基本目標3 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり（快適）

基本目標4 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり（環境保全活動）

第3節 施策体系

環境基本計画では、4つの側面からみた基本目標を実現していくため、13の基本的施策及び45の個別施策を設定しています。

環境像	基本目標	基本的施策
水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山	1 循環型社会をめざすまちづくり(循環)	1-1 四者(市、市民、事業者、滞在者)の役割に応じた5R運動を実践する。
		1-2 省資源、省エネルギーに努めるとともに、新エネルギーなどの利用を推進する。
		1-3 廃棄物の適正処理を啓発し、促進する。
	2 身近な自然と地域資源を大切にするまちづくり(共生)	2-1 江戸川、利根運河、坂川、大堀川などの河川と緑地を核として、水と緑の回廊や地域の生態系ネットワークを構築する。
		2-2 歴史・文化を感じさせる地域資源を活かしたまちづくりを推進する。
		2-3 農地の保全や有効活用を図るとともに、地元農産物の地産地消を推進する。
	3 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり(快適)	3-1 安全で快適な環境を確保するための歩行者空間の確保と交通システムの構築を推進する。
		3-2 生活環境や健康に関する環境情報を積極的に公開し、それに係る対策などを推進する。
		3-3 水環境を保全するための総合的対策を推進する。
	4 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり(環境保全活動)	4-1 環境管理システムを構築し、実践する。
		4-2 環境保全活動の促進及び組織づくりを推進する。
		4-3 環境教育・環境学習を推進する。
		4-4 地球環境問題への意識を高め、進んで行動する。

個別施策		個別計画
1-1-1	市民との協働によるごみの減量・分別・リサイクル計画の策定、実践	一般廃棄物処理計画
1-1-2	循環型社会をめざす情報の提供と行動計画の周知徹底	
1-1-3	5R運動の普及、啓発、推進	
1-2-1	資源やエネルギーの有効活用	
1-2-2	資源の循環利用と有効活用	
1-2-3	太陽、風力など新エネルギー利用の促進と普及	地球温暖化対策実行計画
1-3-1	ポイ捨て防止の啓発	—
1-3-2	不法燃焼行為の防止と啓発活動の推進	
1-3-3	不法投棄の防止と監視体制の強化	
2-1-1	河川や小川など、身近な自然とのふれあいの場の確保	生物多様性地域戦略
2-1-2	斜面林、里地里山や野馬土手などの保全	
2-1-3	地域の生態系に配慮した環境整備事業の実施	
2-1-4	社寺林や屋敷林など、まとまった緑の保全と活用	
2-2-1	街並み特徴づける街路樹整備の推進	
2-2-2	市民の森や都市公園整備の推進及び公園などへの市民の維持管理の参加	
2-2-3	市街地における緑の創出及び良好な住宅地景観の確保	
2-2-4	新しい市街地における市民と協働した緑地整備の推進	
2-2-5	歴史・文化を感じさせる地域資源の保全と活用	
2-3-1	地元農産物の減農薬・減化学肥料化の推進と販売促進	
2-3-2	地元農産物の地産地消システムの推進	—
2-3-3	市民農園、学童農園等の整備推進及び農業者と消費者との交流の推進	
3-1-1	自動車をできるだけ使わないまちづくりと低公害車の普及啓発	
3-1-2	誰もが利用できる安全で快適な歩行者空間の確保	
3-1-3	交通渋滞の緩和や大気汚染、二酸化炭素(CO ₂)排出量の軽減	
3-1-4	公共交通機関の利用を促進するシステムの構築	
3-2-1	大気環境の簡易測定の普及と情報公開	
3-2-2	騒音・振動・悪臭防止の推進と啓発	
3-2-3	土壌汚染に係る情報公開と健康への被害防止	
3-2-4	光害防止の推進と啓発	
3-3-1	公共下水道の整備促進と合併処理浄化槽の普及	
3-3-2	河川・水路の水質汚濁防止対策と浄化対策の推進	
3-3-3	健全な水循環を確保するための地下水のかん養や雨水利用の推進	
3-3-4	湧水の保全	
4-1-1	環境管理システムの市自らの実践と、市民監査体制の構築	地球温暖化対策実行計画
4-1-2	事業者のISO14001認証取得の奨励及び普及啓発の推進	—
4-2-1	環境マナーとモラル向上の推進	
4-2-2	環境保全活動への支援と参加の促進	
4-2-3	環境に関する情報の共有・交流の推進	
4-2-4	市・市民・事業者・滞在者の環境保全活動の仕組みづくりとネットワークの構築	
4-3-1	学校などにおける環境教育の推進	
4-3-2	環境教育・環境学習を推進する環境アドバイザーの育成	
4-3-3	市民環境セミナーの推進	地球温暖化対策実行計画
4-4-1	地球環境問題に関する意識の高揚・啓発及び地球環境に配慮した行動の実践	
4-4-2	二酸化炭素(CO ₂)などの温室効果ガスの排出抑制の推進	
4-4-3	地球環境問題を考える環境家計簿の普及啓発	

第4節 環境マネジメントシステムにおける環境目標

環境基本計画を推進するため、同計画の基本的施策をエコアクション21における環境目標とし、各種指標により進捗管理を行っています。

基本的施策	環境目標	単位	H23 年度		中期目標			目標管理課
			実績	目標	H24	H25	H26	
1-1 四者(市、市民、事業者、滞在者)の役割に応じた5R運動を実践する。	1人1日あたりのごみ発生量	g	936	960	945	934	921	リサイクル推進課
	資源化率	%	24.6	28.8	29.5	29.6	29.7	
	最終処分量	t	3,244	1,784	1,760	1,755	1,752	
1-2 省資源、省エネルギーに努めるとともに、新エネルギーなどの利用を推進する。	太陽光発電設置世帯数	世帯/年	40	200	200	200	200	環境政策課
1-3 廃棄物の適正処理を啓発し、促進する。	不法投棄件数	件	710	580	580	580	580	
	不法燃焼行為指導件数	件	14	23	23	23	23	
2-1 江戸川、利根運河、坂川、大堀川などの河川と緑地を核として、水と緑の回廊や地域の生態系ネットワークを構築する。	市街地内CO2吸収源増加率	%	114	110.0	120.0	130.0	140.0	みどりの課
	市内の緑に満足している市民の割合	%	78.3	80.0	80.0	80.0	80.0	
2-2 歴史・文化を感じさせる地域資源を活かしたまちづくりを推進する。	グリーンチェーン認定率	%	30	23.0	30.0	40.0	50.0	都市計画課
	流山市は住み心地が良いまちであると思う市民の割合	%	72.4	76.0	76.5	77.0	77.5	
	自宅周辺の町並みや景観を誇りに思う市民の割合	%	56.1	52.5	53.0	53.3	53.6	
2-3 農地の保全や有効活用を図るとともに、地元農産物の地産地消を推進する。	遊休農地面積有効利用割合 ※平成23年度実績については算定方法変更のため値が大きく下がっています。	%	53.4	78.0	78.0	80.0	80.0	農政課
3-1 安全で快適な環境を確保するための歩行者空間の確保と交通システムの構築を推進する。	快適に移動できる道路網の整備がされていると感じている市民の割合	%	57.7	58.0	58.4	61.7	62.7	道路建設課
	公共交通機関の利用について満足と感じている市民の割合	%	66	66.0	68.0	68.0	68.0	都市計画課
	ぐりーんバス利用者数	万人	66.1	65.0	65.0	65.0	65.0	
3-2 生活環境や健康に関する環境情報を積極的に公開し、それに係る対策などを推進する。	生活環境に関する苦情等の処理率	%	93	80.0	81.0	82.0	83.0	環境政策課
3-3 水環境を保全するための総合的対策を推進する。	公共下水道普及率	%	77.1	78.5	79.1	81.1	83.1	下水道業務課
4-1 環境管理システムを構築し、実践する。	環境マネジメントシステムを導入した事業所数	箇所	5	5	5	5	5	環境政策課
4-2 環境保全活動の促進及び組織づくりを推進する。	ゴミゼロ運動参加者数・江戸川クリーン大作戦参加者数	人	27,385	45,000	45,000	45,000	45,000	
4-3 環境教育・環境学習を推進する。	市民環境講座参加者数	人	2,884	3,000	4,000	4,500	5,000	
4-4 地球環境問題への意識を高め、進んで行動する。	市域の二酸化炭素排出量 ※平成22年度の排出量	%	91.5%	96.4%	94.6%	92.8%	91.0%	
	市役所の温室効果ガス排出量	%	97.3%	96.0%	94.0%	92.0%	90.0%	

第5節 環境マネジメントシステムにおける環境活動計画

流山市総合計画後期基本計画（平成22～31年度）に掲げられた事業の内、環境に関連する事業をエコアクション21における環境活動計画と位置付け、環境関連事業を推進しています。進捗管理は、各部の事務事業マネジメントにより行っています。

	取組	取組内容	中長期の環境活動計画					担当	
			H22	H23	H24	H25	H26	統括者	責任者
1-1	ごみ減量・資源化啓発事業	市民に対して、機会を捉えて廃棄物の減量・資源化に関する啓発活動を行うことにより、循環型社会の形成を図ります。	■	■	■	■	■	環境部長	リサイクル推進課長
	リサイクル団体育成支援事業	資源物である紙類、びん類、金属類、布類を自治会等のリサイクル活動実施団体が中心となって集め、再生資源物回収業者が回収し資源化する集団回収を支援します。	■	■	■	■	■		
	レジ袋削減啓発事業	ごみ減量・資源化を目的として、買い物に際してレジ袋辞退者にポイントを付与する「ノーレジ袋推進事業」(流山市商工会議所が実施主体)を側面から支援するため、ポイント還元分の一部を市が助成します。		■	■	■	■		
	ごみ減量化事業	廃棄物処理法第5条の2に掲げる基本方針の「地方公共団体の役割」として、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化について検討します。	■	■	■	■	■		
	剪定枝資源化施設運営事業	平成22年4月から本格稼働を開始した森のまちエコセンターの剪定枝資源化施設の円滑な管理・運営を行い、市内で発生する剪定枝から堆肥やチップを生成し、これを市民に提供し、緑のリサイクルを実現することにより、循環型社会の構築に寄与します。	■	■	■	■	■		
1-2	地球温暖化対策奨励事業	市域全体の二酸化炭素排出量を削減するため、市内の住宅に1年以上居住し、太陽光発電設備を市内業者から購入・設置する市民に対して、奨励金を交付します。	■	■	■	■	■	総合政策部長	誘致推進課長
	企業立地促進事業(環境配慮型施設設置費助成金)	太陽光発電施設及び雨水使用施設(環境配慮型施設)を導入する立地企業のうち、一定の条件を満たすものについて助成金を交付します。周辺環境との調和を図り、地域貢献が出来る優良企業の立地を推進します。	■	■	■	■	■		
	商工業育成・助成事業	商業振興共同施設設置等事業費補助事業において、商店街街路灯のLED化に対して、平成22年度及び23年度は補助率を1/2に上げてLED化を促進し、後年度の電気料負担についても軽減化を図ります。	■	■	■	■	■		
1-3	不法投棄対策事業	市内に不法投棄された投棄物の処理及び不法投棄の未然防止と早期発見のためのパトロールの強化、充実を図り、生活環境の保全に努めます。	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長
	路上喫煙等防止事業	吸い殻等のポイ捨てによるゴミの散乱や路上喫煙による歩行者の安全を確保するため、啓発活動を行うとともに、パトロールを強化し快適な生活環境を確保します。	■	■	■	■	■		
	地域環境保全推進指導事業	空地等の雑草の適正管理を推進するため、地権者等に草刈りを行うよう指導し生活環境を保全します。	■	■	■	■	■		
2-1	新市街地地区公園施設新設事業	新市街地地区内の良好な環境形成に必要な公園面積の確保を図るため、法定面積を超える公園用地の取得相当額を負担金として負担すると共に、大堀川に隣接した近隣公園などの整備を実施します。	■	■	■	■	■	都市整備部長	みどりの課長
	既成市街地地区公園施設新設事業	既に市街地が形成されている地域の公園緑地について、地域の特性に合わせ、安心安全に配慮した公園の再整備を実施します。三輪野山近隣公園(H22年度)・三輪野山4号公園(H23年度)	■	■	■	■	■		
	県立市野谷の森公園施設新設事業	千葉県が県立公園としてオオタカが生息する樹林の保全整備を図る事業に対し、その事業費の一部を流山市が負担金として支出します。	■						
	街路樹整備事業	市街地の代表的な緑である街路樹の補植、剪定を実施し、緑の景観を保つとともに、緑陰を提供します。	■	■	■	■	■		

	市民の森整備事業	土地所有者から借り受けた民有林を市民に開放するために、支障のないよう整備保全します。	■	■	■	■	■		
	グリーンチェーン推進・緑化啓発事業	CO2吸収源として民間緑地を増加させるためにグリーンチェーン認定を行うとともに、認定者に対して緑化講習会を開催し、緑化の意識の向上に努めます。また、地域ボランティア等による緑化を推進するために、市民参加型の緑づくりの普及・啓発を促進します。	■	■	■	■	■		
	緑の基本計画事業	緑の基本計画に基づき、緑の現況把握のために緑被調査及び実施計画の更新作業を実施します。	■				■		
	緑化推進事業	市民に緑化への啓発・推進を図るための諸経費を計上し、緑豊かな流山の実現のため、事業を実施します。	■	■	■	■	■		
	ふるさと緑の基金積立事業	公園緑地事業及び緑化推進事業の充実を図るため、基金を積み立てます。	■	■	■	■	■		
	大堀川防災調節池修景整備事業	大堀川防災調節池については、水辺活動やコミュニティの場としての利用を配慮した地域の核となる拠点を目指し、調節池内及び周囲への植栽や通路の整備工事を行います。(平成22・23・24年度(継続事業)施設工・植栽工)	■	■	■			土木部長	河川課長
	生物多様性地域戦略推進事業	生物多様性基本法に基づき、全国の市町村に先駆けて平成22年度に策定した「生物多様性なぐれやま戦略」に基づく施策・取組を推進するため、①平成22年度に(仮称)生物多様性シンポジウムを開催する②モニタリング調査を実施するための調査手法や調査データの管理等に関するマニュアルを作成する③マニュアルに従って市内の重点地区においてモニタリング調査を実施します。	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長
	利根運河エコパーク関連事業	国、県、関連市、NPO等の関係団体が連携し、利根運河周辺の環境づくりを進めることにより、自然や歴史、文化という観光資源を有効活用を図ります。(平成22年度「運河サミット」開催)	■	■	■			土木部長	河川課長
2-2	景観形成推進事業	景観計画及び景観条例に基づき良好な景観の形成を目指します。	■	■	■	■	■		
	景観形成に関する市民・事業者・職員への啓発事業	景観についてパンフレットを作成し、ホームページや広報等による啓発活動を推進します。	■	■	■	■	■	都市計画部長	都市計画課長
	文化財保護推進事業	文化財の指定・解除、指定文化財の保護のための助成、埋蔵文化財保護の開発行為との調整、文化財に対する理解を深めていただくための事業を行います。	■	■	■	■	■	生涯学習部長	図書・博物館長
	博物館活動事業	地域の歴史・民俗等について学ぶ機会を提供し、市民の歴史学習に対する意識の高揚を図るとともに、生涯学習の一助となることを目的に事業を実施します。	■	■	■	■	■		
	景観形成作物植栽培事業	遊休農地に景観形成作物(コスモス等)を植栽し美しい田園の創造を図ります。	■	■	■	■	■		農政課長
	流山本町見世蔵プロジェクト事業	ふるさと雇用再生特別基金採択事業として、歴史的建造物を活用し、物産品・民芸品等の展示販売、市民交流の場を創設し、観光情報の発信拠点及び地域の活性化を図ることを目的に、NPO法人へ委託し管理運営を行います。	■	■					商工課長
	市無形民俗文化財等啓発事業	緒ヶ崎おびしゃ行事、ヂンガラ餅行事、大しめ縄行事の無形民俗文化財等を観光振興の観点から民間情報誌等への情報提供を行います。	■	■	■	■	■	産業振興部長	
2-3	都市型農業推進事業	高生産と高度化の推進のためパイプハウスや省力化機械、生分解性資材等の購入の助成を行います。また、農業の法人化など都市型農業を支援します。	■	■	■	■	■		
	農業経営安定対策事業	農業施設の整備、拡充を図る農業者に、施設整備費等の資金融資や利子補給を行います。	■	■	■	■	■		農政課長
	エコ農業推進事業	減農薬・減化学肥料の拡大を推進し、環境への負荷を低減する方向のエコ農業を推進します。このため、性フェロモン剤による害虫の誘因補殺を推進し、減農薬に努めます。また、有機農業を推進するため堆肥の導入を支援し、減化学肥料の推進を図ります。	■	■	■	■	■		

	農産物直売所設置推進事業	農業団体の代表者や農業関係機関、商工業者の構成員で直売所のあり方について様々な観点から意見交換と検討を重ね農業振興の拠点施設として、また、消費者へ農業情報等の発信ができる交流施設の設置を目指します。	■	■						
	米飯給食における地産地消推進事業	流山市内すべての小中学校の給食で通年、市で生産される米を使用し、米の生産と地域内消費の拡大を図り、子どもたちに食への関心と消費についての理解を促進するとともに、農家の安定的な農業所得を図り、遊休農地の発生を抑制し多面的機能を持つ農地の保全を図ります。	■	■	■	■	■			
	地産地消推進事業	流山産の新鮮安全な野菜等の地産地消の促進を図るため、農産物直売所の設置検討や農家が庭先販売を行う支援として「のぼり旗」や、リーフレット等の作成を行い、流山産農産物の地産地消を市民や消費者へ周知を図ります。	■	■	■	■	■			
	環境保全型農業推進事業	環境に配慮した、減農薬・減化学肥料の推進と堆肥の使用や性ホルモン剤による害虫の誘因補殺を推進します。	■	■	■	■	■			
3-1	都市計画道路3・4・10号市野谷向小金新田線立体交差事業	本路線は、東部地区と新市街地地区を結ぶ都市計画道路で、向小金・前ヶ崎地区のアクセスの改善と地域環境の向上を図るため、東小学校入口付近からJR常磐線、国道6号線を横断し県道松戸柏線までの、延長約650mの区間について、平成18年度から事業化に向け調査・検討を進めています。	■	■						
	市道東深井・市野谷2号幹線道路新設事業	本路線は、東武野田線の西側に沿って本市の北部と東部を結ぶ幹線道路であり、常磐自動車道北側から江戸川台20号公園までの未整備区間延長510mについて整備を進めます。	■	■						
	東武野田線201号踏切拡幅事業	狭隘な踏切を拡幅することで、歩行者ならびに車両の安全な通行を図ります。	■	■						
	江戸川台駅西口広場改良事業	江戸川台駅西口広場を改修し、交通結節機能と市民の利便性の向上を図ります。	■	■	■					
	交差点改良事業	改善要望のある交差点等を改良し、歩行者及び車両の安全な通行を確保します。(江戸川台西2丁目、向小金2丁目香取神社前他)	■	■			■			
	区画道路改良事業	地域住民の通行の安全と生活環境の向上のため、狭隘な道路を拡幅に要する用地の寄附を受けた道路、その他既存道路の改良を行います。	■	■	■	■	■			
	道路施設管理事業	広く一般に供用されている、河川占用を含む市道の路肩等の草刈り及び違法看板の撤去等を実施し、一般通行に支障を生じないよう良好な交通環境の維持保全に努め、自動車及び歩行者等の道路利用者の円滑な通行と安全を図ります。市内全域における市道の管理。	■	■	■	■	■			
	JR武蔵野線輸送力増強要請事業	千葉県並びに松戸市、野田市、柏市及び我孫子市と連携を図り、武蔵野線輸送力増強に関する要望活動をJR東日本に対して実施します。	■	■	■	■	■			
	JR常磐線混雑緩和要請事業	千葉県並びに松戸市、野田市、柏市、及び我孫子市と連携を図り、快速列車の増発などの輸送力増強に関する要望活動や快速列車の東京駅乗り入れの早期実現要望などをJR東日本に対して実施します。	■	■	■	■	■			
	TX混雑緩和要請事業	首都圏新都市鉄道㈱に対し、沿線自治体と連携し、混雑緩和に関する要望等の働きかけを行います。	■	■	■	■	■			
	TX東京駅延伸促進事業	沿線自治体と連携し、首都圏新都市鉄道㈱や国・県等に要望等を働きかけます。	■	■	■	■	■			
	流鉄活性化支援事業	「鉄道軌道輸送高度化事業費補助」制度を活用し、支援を行います。	■	■	■	■	■			
	路線バス拡充要請事業	市内の路線バス事業者に対して、既存路線の充実や、新規計画路線の早期実現に向けての要請を行います。	■	■	■	■	■			
	ぐりんバス運行事業	市民の利便性向上のため、ぐりんバスの運行を実施し、駅への交通不便地区の解消を図ります。	■	■	■	■	■			
									土木部長	道路建設課長
										道路管理課長
									都市計画部長	都市計画課長

	高齢者等市内移動支援バス事業	本市内で送迎バスを運行している企業等の協力のもと、バスの空席を利用して高齢者の移動支援を行い、積極的に社会参加できるまちづくりを進め、生きがいのある地域づくりを支援するとともに、高齢者の健康的な日常生活の保持を図ります。	■	■	■	■	■	健康福祉部長	高齢者生きがい推進課長
3-2	登録等狂犬病予防事業	狂犬病予防法に基づき、犬の登録や予防注射の接種の推進を図り、狂犬病の発生を防ぎます。	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長
	常磐道環境保全対策事業	常磐自動車道の環境測定及び環境保全対策を実施することにより、生活環境の保全を図ります。	■	■	■	■	■		
	大気保全対策事業	大気の常時監視を実施することにより、良好な市民の生活環境の確保に寄与します。	■	■	■	■	■		
	騒音・振動対策事業	市内主要道路の騒音、振動を測定することにより、道路改良の目安として道路管理者に助言し、良好な生活環境の確保を図ります。	■	■	■	■	■		
	水質保全対策事業	水質保全対策として公共用水域の水質管理を行い、河川等の浄化がなされることにより清潔で安全な生活環境に寄与します。	■	■	■	■	■		
	公害相談業務事業	様々な環境問題や苦情等の対応により、生活環境の向上に努めます。	■	■	■	■	■		
3-3	江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業	下水道整備の拡大を図ることで、市民に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域を保全します。整備区域として、東深井、西初石2丁目、4丁目、野々下3丁目、5丁目、長崎1丁目、名都借、松ヶ丘3丁目、4丁目、西松ヶ丘1丁目、向小金1丁目、2丁目地区等を順次整備拡大を図ります。	■	■	■	■	■	土木部長	下水道建設課長
	手賀沼流域関連公共下水道整備事業	下水道整備の拡大を図ることで、市民に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域を保全します。整備区域として、東初石三丁目、駒木、駒木台地区等を順次整備拡大を図ります。	■	■	■	■	■		
	地下水汚染対策事業	身近な水資源として大切な役割を果たしている地下水について、良好な水質を保全するため水質調査を実施します。	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長
	地下水汚染防止対策事業	西初石地区の汚染除去対策事業及び汚染機構解明調査事業を実施し、地下水汚染による健康被害防止に寄与します。	■	■	■	■	■		
	家庭用小型合併処理浄化槽補助事業	公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道事業計画区域以外の区域又は公共下水道の整備が7年以上見込まれない地区で合併処理浄化槽を設置する市民に対し、経費の一部に補助金を交付します。	■	■	■	■	■		
	大型浄化槽等改修補助事業	自治会等で使用している51人槽以上の大型合併浄化槽の改修に伴う経費の一部に対して大型合併処理浄化施設改修等補助金交付要領に基づき、補助金を交付し公共用水域の水質及び生活環境の保全を図ります。	■	■	■	■	■		
	生活排水対策推進啓発事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽等の放流水の水質の調査等を実施し、広く市民に対して水質保全の啓発に努めます。	■	■	■	■	■		
	エコアクション21事業	市役所の事務事業において、平成21年3月に認証・登録を受けた環境マネジメントシステムの1つであるエコアクション21を継続していくため、環境活動レポートの作成、内部研修の実施、内部監査委員の育成・充実等を図ります。	■	■	■	■	■	産業振興部長	商工課長
4-1	国際標準規格認証取得支援事業	市内の中小企業者の企業間競争力の向上や経営基盤の安定を図り、本市産業の振興及び経済の活性化に寄与するために、国際標準規格の認証取得に要する経費の一部を助成します。	■	■	■	■	■		
	公用車借上事業	公用車のうち、共用車並びに特別職専用車で年数が経過し老朽化が著しい車両をリースにより更新し、車両の安全を確保します。	■	■	■	■	■	総務部長	財産活用課長
4-2	ゴミゼロ作戦実施事業	流山市クリーン作戦実施要綱に基づき、春・秋にゴミゼロ作戦を実施し、環境美化に努めます。	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長
	クリーン作戦実施事業	国土交通省主催の江戸川クリーン大作戦に協力し、河川周辺の美化の推進に努めます。	■	■	■	■	■		
	環境美化推進事業	地域の環境美化推進員と連携を図り、不法投棄及びポイ捨ての監視体制を強化し環境美化に努めます。	■	■	■	■	■		

	廃棄物減量等推進員事業	廃棄物処理法第5条の8に基づき、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、地域と行政の橋渡し役及び地域のごみ減量リーダーとして廃棄物減量等推進員を委嘱します。	■	■	■	■	■		リサイクル推進課長
	ポイントカードシステム支援事業	市内商業等の振興及び商圏の確保・確立を図るとともに、消費者の利便性向上に資するため、商工会議所が事業主体となる全市共通のポイントカードの普及に助成します。市もポイント提供事業者として加わり、リサイクル運動など、公共的活動に対しポイントを付与し、市民参加の呼び水とする。貯まったポイントは、市内ポイントカード加盟店で使用可能とします。		■				産業振興部長	商工課長
	NPO活動推進事業	市民活動推進センターを拠点に環境保全活動等を推進する団体の育成を支援していきます。	■	■	■	■	■	市民生活部長	コミュニティ課長
4-3	市民環境講座事業	環境学習と環境保全活動を推進させるための普及啓発の一環として、省エネ対策の担い手を養成するため講座やシンポジウムを開催します。	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長
	リサイクルプラザ(プラザ棟)運営管理事業	廃棄物の減量や資源化などを図る啓発拠点として、講座や講演会等の開催、再生品の販売及び情報提供をします。	■	■	■	■	■		リサイクル推進課長
	使用済みノート等資源化事業	小中学校における資源物回収活動に対する支援や、ごみ減量促進ポスターのコンクール等を開催し、ごみ減量・資源化を推進します。	■	■	■	■	■		
	生活課題に対応した学習充実事業	健康・安全・環境など生活課題に対応した学習機会の提供を図ります。	■	■	■	■	■	生涯学習部長	公民館長
	総合的な学習の時間推進事業	総合的な学習の時間の活動を充実するための教育条件の整備を図ります。また、体験活動を通して、子どもたちの豊かな心を育みます。	■	■	■	■	■	学校教育部長	指導課長
	利根運河自然体験ウォーク事業	観光協会が実施するウォーキングイベントで、野草・野鳥の2コースに分かれ、ガイドの説明付きで約6キロをウォーキングし利根運河の自然観光をPRします。	■	■	■	■	■	産業振興部長	商工課長
4-4	緑のカーテンモデル事業	緑のカーテン作りに協力していただく自治会等にゴーヤの苗を無料で提供するなど、緑のカーテンを普及させ、二酸化炭素の削減を図ります。	■	■				環境部長	環境政策課長
	低公害車借上事業	低公害車を市が率先して導入することにより、市民・事業者に対して温室効果ガス削減の啓発を図ります。	■	■	■	■	■	総務部長	財産活用課長
	電気自動車借上事業	電気自動車を率先的に公用車として導入し、その環境性能や利便性を広くPRし、市民及び事業者への導入を促すことにより、地球温暖化防止に寄与します。	■	■	■	■		環境部長	環境政策課長
	地球温暖化対策実行計画推進事業	平成21年度に策定した「地球温暖化対策実行計画(市域全体編)」に基づき、市域の二酸化炭素排出量削減を図るために、①公用自転車の利用促進、②環境家計簿の普及促進等を行います。	■	■	■	■			

※エコオフィス活動に関しては、P 58以降に記載しています。

第6節 環境基本計画における各施策の主な取り組み

1. 環境マネジメントシステムの環境目標における主な指標

「循環」に関する項目では、1人当たりのごみの発生量は目標値を下回りましたが、資源化率、最終処分量については目標を達成できませんでした。これは、人口増加のほか、放射性物質を含む溶融スラグ（※）を資源化することができず、最終処分を行ったことによる影響です。※最終処分を行った溶融スラグの放射性物質濃度は、受け入れ自治体の基準を全て下回っています。

「共生」に関する項目では、公園や街路樹などの整備や、戸建住宅や商業施設へのグリーンチェーンの推進などの緑化により、市民の満足度でも概ね目標値を達成することができました。

「快適」に関する項目では、ぐりーんバスについては累計利用者数が300万人を超えるなど利用者は順調に増加しており、道路や公共交通機関に関する市民の満足度も概ね目標値を達成しています。

「環境保全活動」に関する項目では、市域・市役所からの二酸化炭素排出量は、市民、企業、行政の年間を通じた節電・省エネによりいずれも減少しましたが、平成23年度の市役所の二酸化炭素排出量の削減は、二酸化炭素排出係数が大きく上昇したため目標に達しませんでした。なお、市域の二酸化炭素排出量は、各種統計資料の公表時期の影響により平成22年度の値となっています。

	環境目標	単位	H23 年度		評価
			実績	目標	
1 循環型社会をめざすまちづくり(循環)	1人1日あたりのごみ発生量	g	936	960	○
	資源化率	%	24.6	28.8	×
	最終処分量	t	3,244	1,784	×
2 身近な自然と地域資源を大切にすまちづくり(共生)	市街地内 CO2 吸収源増加率	%	114	110	○
	市内の緑に満足している市民の割合	%	78.3	80	△
	グリーンチェーン認定率	%	30	23	○
3 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり(快適)	快適に移動できる道路網の整備がされていると感じている市民の割合	%	57.7	58	△
	公共交通機関の利用について満足と感じている市民の割合	%	66	66	○
	グリーンバス利用者数	万人	66.1	65	○
4 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり(環境保全活動)	市民環境講座参加者数	人	2,884	3,000	×
	市域の二酸化炭素排出量 ※平成22年度の排出量	%	91.5%	96.4%	○
	市役所の温室効果ガス排出量	%	97.3%	96%	×

2. 環境マネジメントシステムの環境活動計画における主な取り組み

◇ 循環型社会をめざすまちづくり（循環）

○ごみ減量・資源化啓発事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
「資源ごみの集団回収への一本化」、「プラスチック類の分別変更」などをテーマにごみ出前講座を53回開催しました。	市民に対してごみに関心を持ってもらうよう、引き続き、ごみ出前講座等により啓発を行います。

○地球温暖化対策奨励事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
太陽光発電設置者 88 件に対し、奨励金を交付しました。	「市内に 1 年以上継続して居住していること」の要件を無くし、支給要件を緩和します。

○リサイクル団体育成支援事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
資源ごみの集団回収一本化に取り組み、諸課題の克服に努めました。また、同時にリサイクル活動の普及啓発した他、既存のリサイクル団体の支援を積極的に行ないました。	集団回収一本化に伴い、資源ごみの排出ルールが変更になったことから、リサイクルステーションのパトロールを行い、適正にリサイクル活動が展開されるよう啓発を行います。

○商工業育成・助成事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
商店街路灯を県費補助制度を併用し、3商店会の街路灯のLED化を実施しました。	2商店会の街路灯のLED化を予定しています。

○路上喫煙等防止事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
相談員に加え、緊急雇用のパトロール隊を投入し、1344 件の路上喫煙防止指導を行いました。	まちをきれいに志隊による協力体制を作り、さらにパトロールの強化を図ります。

○循環型生ごみリサイクル事業

○大型生ごみ処理機設置事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
小中学校へ大型生ごみ処理機を設置し、生ごみの資源化を行っています。平成 23 年度は、既存の4基に加え、1 基設置しました。これにより、学校の給食残渣を堆肥化して学校に提供しました。	福島第一原発事故と電力需給の逼迫により、新規設置に関しては、社会情勢を見極めながら検討します。



なまごみ処理機

○企業立地促進事業（環境配慮型施設設置費助成金）

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
誘致活動の際に、本制度のPRを行いました。平成 23 年度に本制度を活用した企業はありませんでした。	引き続き、本制度を多くの企業に活用いただけるよう PR に努めます。



駅前に設置された看板

○不法投棄対策事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
不法投棄パトロールにより、710 件、73 トンを回収しました。	不法投棄監視員や環境美化推進員などの協力を得て、監視の強化を図ります。

○地域環境保全推進指導事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
「流山市空き地の雑草等の除去に関する条例」を平成 24 年 4 月 1 日に制定するための準備を行いました。	同条例の 7 月 1 日施行により、消防・環境で行っていた業務の一元化、対応データ管理、指導体制の強化を行います。

◇ 身近な自然と地域資源を大切にするまちづくり（共生）

○新市街地地区公園施設新設事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
負担金の財源である事業計画に基づく国庫補助金の確保に努め、対象面積 19,419 m ² の内、約80%に当たる 15,536 m ² を取得しました。	引続き、負担金の財源である国庫補助金の確保を図り、高度化する市民の公園への要求に対応します。



西初石近隣公園

○街路樹整備事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
高木の補植、低木の補植など、年間管理で街路樹の維持管理に努め、快適な空間を確保しました。	引き続き、欠損した箇所への補植に努めます。

○グリーンチェーン推進・緑化啓発事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
緑化講習会、ガーデニングコンテスト、地区花壇、門松カード配布、保存樹木保存樹林指定、斜面樹林保全協定、生垣設置補助、緑の羽根募金など多彩な施策を展開し、広く市民に周知しました。	各施策について、効果等を吟味して整理統合を進め、市民が自発的に活動できる環境を整えます。



オープンガーデン

○大堀川防災調節池修景整備事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
占用及び維持管理協定案を作成し、河川管理者（千葉県）との協議を行いました。また、事業の進捗状況の確認及び今後の整備計画について協議を行いました。	受託者との工程会議を実施し、事業の推進を図ります。環境用水整備事業と一体的に施工することにより、周辺環境を整備します。

○エコ農業推進事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
県の農業普及指導員を各種団体の総会等に招いて、適正な施肥についての説明を行いました。	県の認定制度「ちばエコ農産物」「エコファーマー」の周知を、ホームページや各団体の会議等で行います。

○地産地消推進事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
農家生活研究会の講師を招いて、太巻き寿司講習会、野菜料理講習会を開催しました。また、市民まつり会場での、市内産農作物加工品や、もちの安価販売、農産物直売所一覧のチラシ配布など、地産地消の啓発を行いました。	農産物直売所のPRについては、エリア別のチラシを作成し、配布先のターゲットを絞るなどの工夫を行います。



太巻き寿司講習会

○米飯給食における地産地消推進事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
市内小中学校の給食用に協力供給する水稻生産者に対し、安定した所得を確保することを目的に助成を行いました。（精米 2,400 俵を供給）	学校給食用として一年間に必要な米の量について、精度の高い値を算出するように学校給食担当部門に求め、流山産米の地産地消の推進を図ります。

◇ 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり（快適）

○高齢者等市内移動支援バス事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
平成24年2月に新たに流山おおたかの森病院が協力民間事業所となり、全4事業所、4ルートと事業を拡大しました。	引き続き現在の4事業所の協力を求めるとともに、市民への周知を図りながら事業を継続します。

○路線バス拡充要請事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
路線バスが市民にとって便利なものとなるよう、バス事業者に対し要請を行いました。	引き続き市内路線バス事業者に対し要請をしています。

○ぐりーんバス運行事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
サービス水準、利便性の向上により利用者増を図りました。平成24年2月に地元住民の要望により江戸川台西ルートに停留所を新たに1箇所増設しました。	費用対効果の検証、経路の見直しも含め、利用者を増加させる方策を引き続き検討します。



ぐりーんバス

○区画道路改良事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
市道229号線（長崎小脇・歩道整備）の地元要望に基づく通学路整備などを実施しました。	既存道路の改良を行います。また、用地交渉など、道路用地の取得に向けた交渉を引き続き行います。

○常磐道環境保全対策事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
月1回常磐道環境委員会を開催し、大気・騒音等のデータを公表し、意見をいただきながら常磐道周辺の住環境を保全していきます。	常磐道環境監視施設管理基金を有効に活用して老朽化した測定機器を順次交換していきます。

○大気保全対策事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
平和台測定局の修繕を行い、正常なデータの確保に努めました。また、千葉県と交渉し、データを直接送付できるようにしました。	平和台測定局内の大気中オキシダント測定装置の機器更新などを適切に行い、正確なデータの確保に努めます。

○騒音・振動対策事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
市内主要道路の騒音・振動について測定調査を行いました。また、建物解体による騒音・振動に関する苦情については、適宜対応しました。	住宅地における再開発に伴う解体・建設時の騒音・振動の苦情が増えていることから、引き続き特定建設作業届出書提出時において現場責任者に対する指導を強化します。

○公害相談業務事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
市民から申し立てのあった、野焼きや振動・騒音・不法投棄111件に対して、現場を確認し市民の相談を受けました。	人口増加による、相談内容の多様化に対応し、事務改善を行います。

○江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
東深井、西松ヶ丘1丁目地先等約30.8haを整備しました。平成23年度末の整備面積は約1,301haとなっています。	事業の早期執行に努め、安心して使い勝手のよい下水道整備を推進します。

○手賀沼流域関連公共下水道整備事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
東初石3丁目地先等約6.4haを整備しました。平成23年度末の公共下水道整備面積は約201haとなっています。	事業の早期執行に努め、安心して使い勝手のよい下水道整備を推進します。

○家庭用小型合併処理浄化槽補助事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
汲み取りや単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するため、補助金制度を設け、普及啓発に努めました。	汲み取りや単独浄化槽から小型合併処理浄化槽への転換の啓発を引き続き実施します。

◇ 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり（環境保全活動）

○エコアクション21事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
エコアクション21の継続的な運用により、事務事業の改善を行いました。	本庁舎とクリーンセンターで認証取得しているエコアクション21の認証範囲を全事務事業に拡大します。

○国際標準規格認証取得支援事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
ISOマネジメントシステム以外の中小零細企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステムの導入助成を検討しました。	国際標準規格を取得した1社への助成と国際標準規格に準じた「エコアクション21」を導入する企業への助成をするための準備を予定しています。

○廃棄物減量等推進員事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
推進員制度を活用して、ごみ出前講座を53回開催するなど、地域とのコミュニケーションを図りました。	引き続き推進員制度を活用して地域との情報共有や啓発に努め、廃棄物の分別などの説明会やごみ出前講座を展開していきます。

○ゴミゼロ作戦実施事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
ゴミゼロ運動の実施により、春・秋あわせて、187団体、27,385人が参加し、57トンのごみを回収しました。	自治会等における自発的な地域清掃の普及促進を図ります。

○リサイクルプラザ（プラザ棟）運営管理事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
リサイクル講座の募集を、電子申請などを活用することで応募者の利便を図りました。	リサイクル講座の周知方法を検討し、講座の受講者の増加を図ります。

○市民環境講座事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
市民環境講座を5回、出前講座を10回開催し、延べ1,180人が参加しました。	地球温暖化防止や省エネルギーなど、市民の関心のあるテーマを検討し、環境に関する理解を促進します。

○総合的な学習の時間推進事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
一人ひとりの子どもたちの成長を図ることを目的に、各学校の具体的な取り組みを支援し、総合的な学習の時間の充実整備のため、教材等の費用を支援しました。	各教科等の学習で得た個々の知識を結び付け、総合的に働かせること、学び方や調べ方を身に付けることなど、各学校の具体的な取り組みへの支援をより充実します。

○緑のカーテンモデル事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
34自治会や小中学校など、ゴーヤの苗8,829株を配布しました。	平成23年7月に設立された「NPO法人流山ゴーヤカーテン普及促進協議会」に業務委託を行い事業を推進します。

○電気自動車借上事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
日常の利用とともに、グリーンフェスティバルなどのイベントでの啓発などに利用しました。	引き続き、啓発活動などの有効活用を行います。



電気自動車

○地球温暖化対策実行計画推進事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
東日本大震災を受け、特に家庭の省エネルギーなどを推進するため、節電に関するコンテストなどを行いました。	引き続き、家庭における地球温暖化対策を進めるため、関係団体等との連携を含め、手法の検討を行います。

○低公害車借上事業

平成23年度の取り組み	次年度以降の取り組み
ハイブリッド車1台をリースにより導入しました。	ハイブリッド車1台を廃車し、ハイブリッド車2台をリースにより導入します。

第2部 環境関連計画の進捗状況

第1章 一般廃棄物処理計画

第2章 地球温暖化対策実行計画

第1節 ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20 プラン

第2節 ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画

第3章 生物多様性ながれやま戦略

第3部 震災と放射能への対応

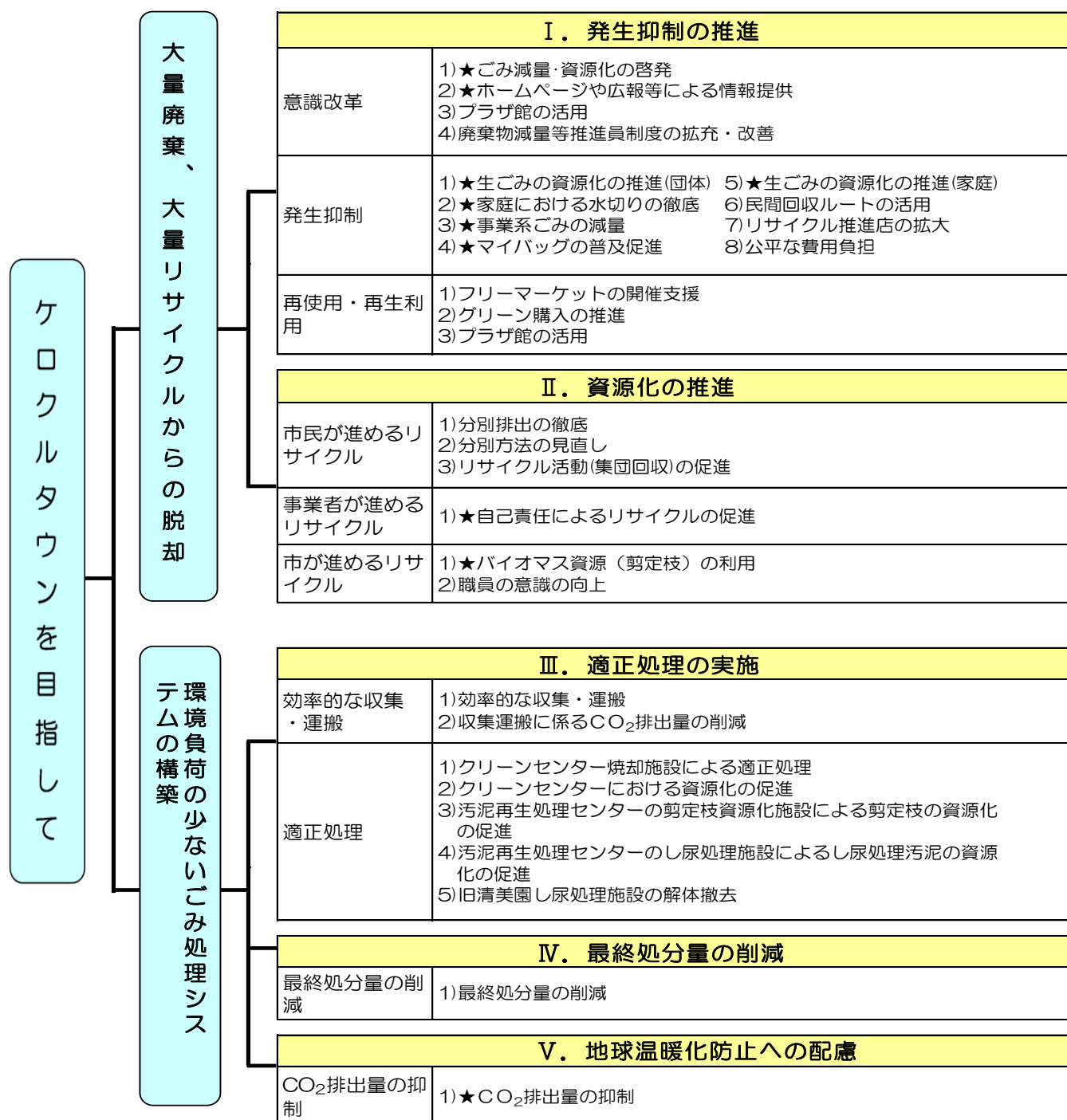
第2部 環境関連計画の進捗状況

第1章 一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、市町村は一般廃棄物処理計画の策定を義務付けられています。市民の方々から排出される様々な家庭ごみの収集・処理、事業者から排出される一般廃棄物の受入処理等について、一般廃棄物処理計画「流山市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、資源化・適正処理等を進めています。

基本方針

基本施策及び個別施策



第1節 流山市一般廃棄物処理基本計画に基づく施策

1. 資源物の集団回収への一本化

一般廃棄物処理基本計画に基づき、集団回収による自治会、PTA等のコミュニティの強化・リサイクル意識の向上等の効果を目的とし、平成24年度から資源物の集団回収への一本化を図りました。平成23年度は、具体的内容の検討・調整、リサイクル団体の育成、集団回収への協力に関する市内全域への説明・周知を進めました。

2. レジ袋削減啓発等、ごみの減量・資源化の促進

流山商業協同組合による全市共通のポイントカードシステムの構築に合わせ、レジ袋辞退者へのポイント付与を通じ、レジ袋削減を図りました。また、ごみ減量・資源化の普及啓発、家庭における水切りの徹底、事業系ごみの減量等に取り組みました。

3. 大型生ごみ処理機設置事業

生ごみ処理機を小・中学校に設置し、生ごみの減量・資源化の推進を図るとともに、ごみが資源に生まれ変わることを実感できる重要な環境教育の手段として役立てています。

4. 剪定枝資源化施設運営事業

平成22年度から稼働した「森のまちエコセンター」において、市内で発生する剪定枝を資源化し、みどりのリサイクルを進め、循環型社会の形成を図っています。

5. クリーンセンターの安全衛生の確保

クリーンセンター内の労働災害ゼロを目指し、清掃事業場安全衛生委員会による活動を中心に、リスクアセスメントを取り入れた作業標準書の作成を進めるとともに、安全衛生に関する訓練等を着実に進めています。

6. クリーンセンターの適切な運転管理と経費削減

クリーンセンターにおいて、毎日発生するごみを安定的に処理するため、また周辺環境に影響を及ぼさないよう、計画的な施設の整備点検、修繕、運転管理に努めています。また、修繕等の発注に当たっては可能な範囲で競争原理を導入するとともに、全国都市清掃会議の積算基準等を参考に見積額等の精査を行い、一層の経費削減に向けた対策を構じています。

7. 家庭ごみの収集区分の見直し

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、プラスチック類及び資源・有害危険ごみの分別区分の平成24年度見直しに向けて、準備を進め、市民の方々への周知徹底を図りました。

8. 一般廃棄物収集等の複数年委託

ごみの収集運搬、リサイクル館の運転管理等の複数年委託事業について、平成23年度で終期を迎えることから、平成24年度以降の適切な業務の実施に向けて準備を進めました。なお、リサイクル館については、施設の運転管理に機器修繕等を加え、施設全体の運営を行う包括的管理運営委託への移行を図っています。

森のまちエコセンターでは、市内の庭や公園などから発生する剪定枝を「森のエコ堆肥」やチップにする「みどりのリサイクル」を行っています。

これは、以前は焼却されていた剪定枝が堆肥になって生まれ変わることで、みどりの循環が形成され、焼却時のCO2発生量の削減にもつながります。

平成23年4月からは、農業や家庭菜園などに使用できる「森のエコ堆肥」の販売を開始しています。

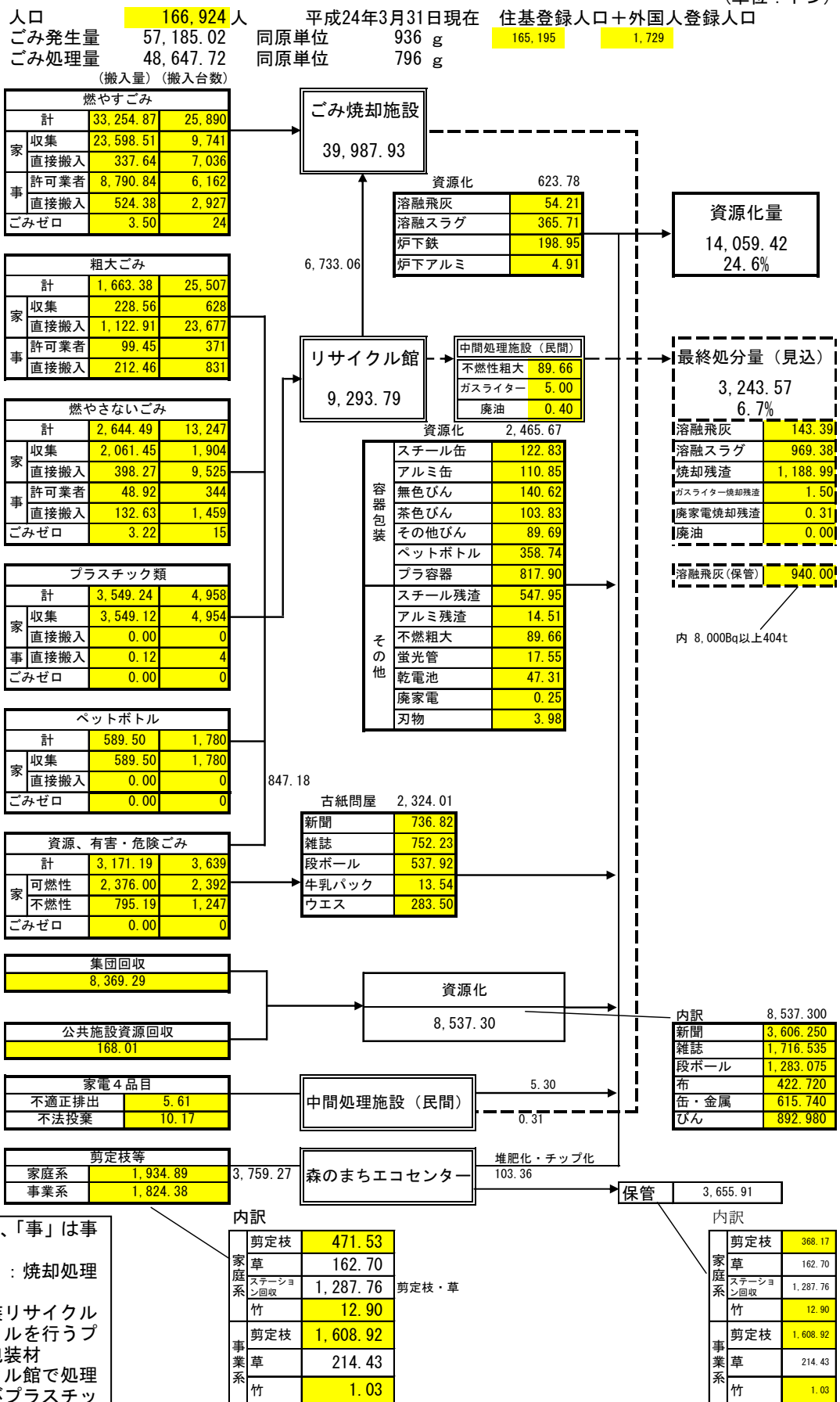


ごみ減量・資源化キャラクター「ケロクル」

※平成24年12月現在、放射能対策のため、剪定枝の受け入れは行っていますが、堆肥化、チップ化は中止しています。

平成23年度ごみ処理フロー（ごみ収集及び処理の状況）

(単位：トン)



※「家」は家庭系ごみ、「事」は事業系ごみ
 ※炉下鉄、炉下アルミ：焼却処理後の鉄及びアルミ
 ※容リプラ：容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを行うプラスチック製容器包装材
 ※不燃粗大：リサイクル館で処理できない金属屑及びプラスチック類等
 ※スチール残渣：刃物類を含む

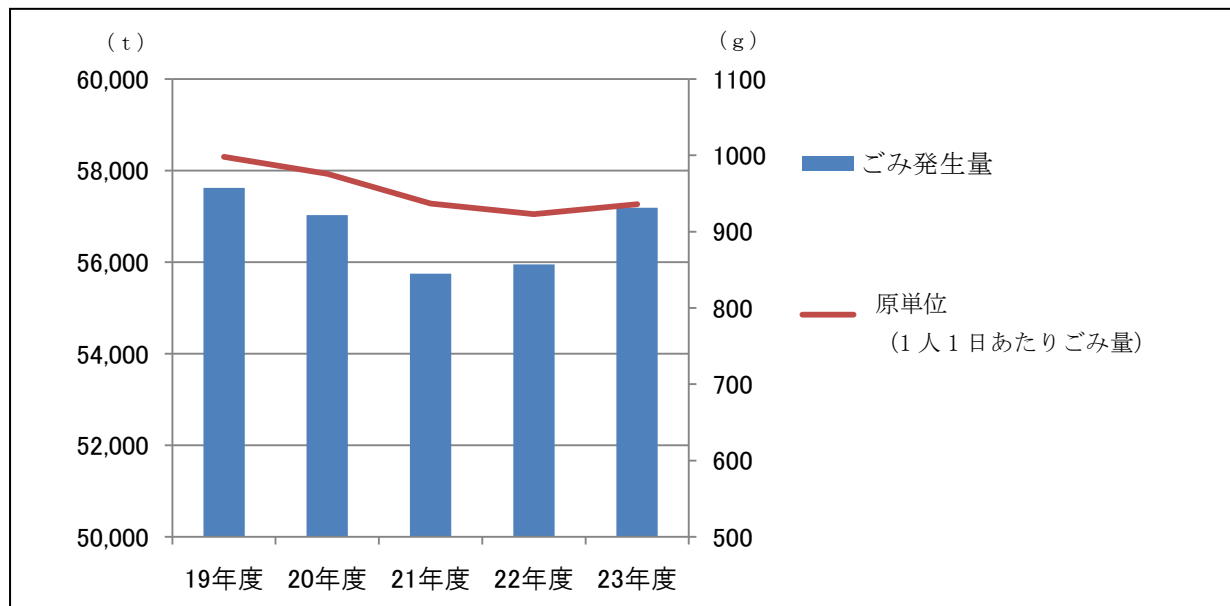
第2節 ごみ処理量等の推移

(1) ごみ処理量

平成23年度のごみ発生量は、57,185トン、うちごみ処理量は48,648トンで、資源化率は、24.6%でした。平成23年度は、ごみ発生量・処理量ともに増加しています。

区分	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ごみ発生量	t	57,623.20	57,028.79	55,750.29	55,951.34	57,185.02
原単位 (1人1日あたり ごみ量)	g	998.16	975.79	936.86	922.93	936.01
資源化率	%	30.0%	28.5%	27.9%	28.9%	24.6%
最終処分量	t	1,897.78	1,755.82	2,135.56	2,092.13	3,243.57
ごみ処理量	t	48,327.77	48,260.38	47,255.83	47,469.16	48,647.72

【ごみ発生量と原単位】



(2) リサイクル

リサイクルは、平成20年度以降、地域の集団回収・公共施設資源回収ともに横ばいとなっています。

【集団回収量の推移】

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
紙類	7,351.15	6,885.57	6,539.51	6,453.28	6,451.28
新聞	4,361.32	4,031.11	3,737.51	3,656.81	3,599.24
雑誌	1,837.83	1,722.62	1,660.14	1,649.99	1,648.77
段ボール	1,152.00	1,131.84	1,141.86	1,146.48	1,203.28
布類	335.44	303.11	336.00	374.51	422.44
金属類	589.50	557.12	584.24	606.22	603.47
ビン類	835.48	846.79	856.86	869.84	892.10
合計	9,111.57	8,592.59	8,316.61	8,303.85	8,369.29

【公共施設資源回収量の推移】

区分	回収量
平成19年度	183.86
平成20年度	175.82
平成21年度	177.85
平成22年度	178.33
平成23年度	168.01

(3) し尿及び浄化槽汚泥

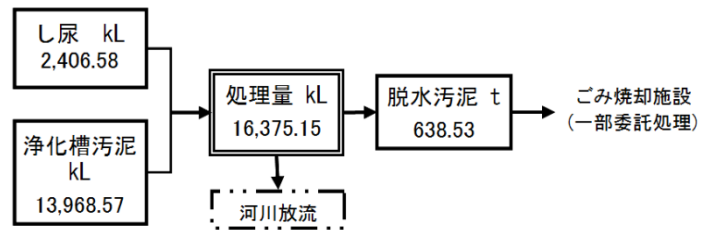
し尿処理及び浄化槽汚泥処理量は、公共下水道の整備とともに減少傾向にあります。

【し尿及び浄化槽汚泥処理量】

(単位:kL)

【し尿処理フロー】

区分	処理量	し尿	浄化槽汚泥
平成19年度	20,494.73	3,208.23	17,286.50
平成20年度	19,121.09	2,964.78	16,156.31
平成21年度	19,181.32	2,893.06	16,288.26
平成22年度	17,114.42	2,566.64	14,547.78
平成23年度	16,375.15	2,406.58	13,968.57



(4) 流山市の廃棄物処理施設

施設	概要	
クリーンセンター ・ごみ焼却施設 建築面積: 5,798 m ² 能力: 207t/日 ・リサイクル館 建築面積: 5,262 m ² 能力: 54.3t/日	流山市クリーンセンターは、ごみ処理施設、リサイクル館工場棟、プラザ館(啓発棟)の3つの施設からなります。ごみ焼却による残渣等の利用、ごみ焼却余熱利用、雨水の再利用といった環境への配慮を行っています。	
森のまちエコセンター ・し尿処理棟 建築面積: 792 m ² 能力: 56kL/日 ・剪定枝資源化棟 建築面積: 621 m ² 能力: 3t/日	汲み取りのし尿と浄化槽の汚泥を処理する施設及び市内の公共施設や各ご家庭から出た樹木の剪定枝をチップ化して堆肥にする施設です。太陽光発電や処理水、雨水の利用、臭気対策などの環境への配慮を行っています。	

第2章 地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策実行計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した計画で、市域全体を対象に二酸化炭素を削減する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）「ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20（にこにこ）プラン」と、市役所の二酸化炭素削減への取り組みを示した同（事務事業編）「ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画」の2計画からなります。

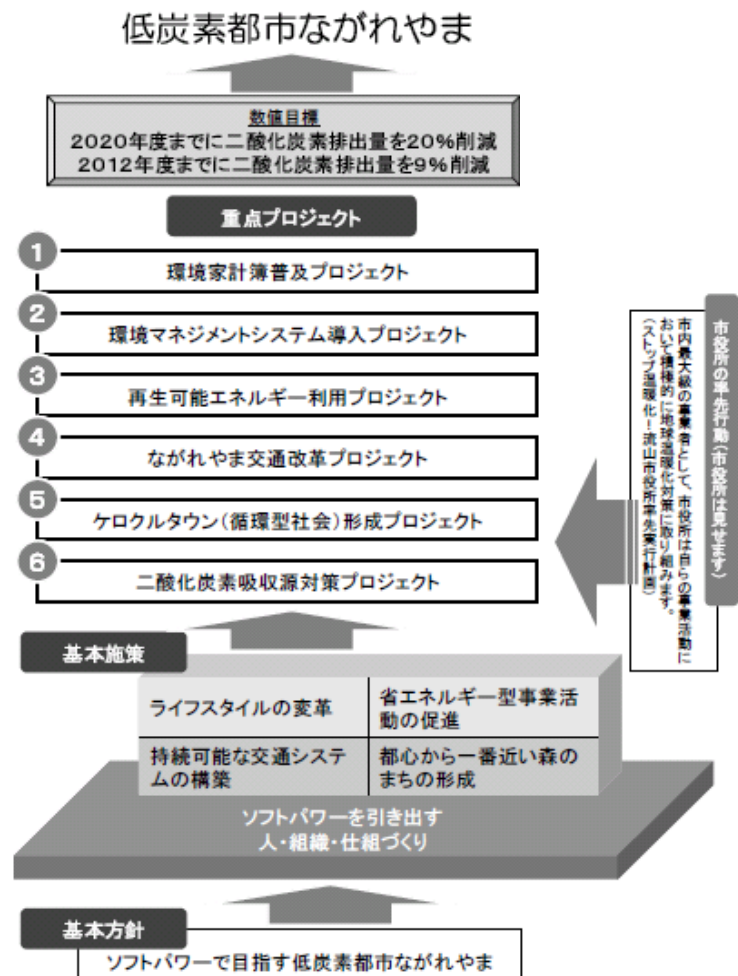
第1節 ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20 プラン

1. 計画の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項の規定により、市域から排出される二酸化炭素を効果的に削減するため、平成21年度に地球温暖化対策実行計画「ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20（にこにこ）プラン」を策定しました。計画は、地域特性を活かし、市民、活動団体等、事業者、市の取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

中期目標として平成32年度（2020年度）までに市域の二酸化炭素排出量を平成19年度比（2007年度比）20%削減、短期目標として平成24年度（2012年度）までに9%削減することを計画の目標として掲げています。

計画では、「ソフトパワーで目指す低炭素都市ながれやま」を基本方針に、基本施策の一つを「ソフトパワーを引き出す人・組織・仕組づくり」としています。これを土台として、市民がエネルギー使用量の「見える化」に取り組み、自ら省エネルギー行動を実践できるように促す「ライフスタイルの変革」、全ての事業者が環境マネジメントに取り組むことを促す「省エネルギー型事業活動の促進」、低炭素都市の構築に向けて自動車に頼らないまちをつくる「持続可能な交通システムの構築」、二酸化炭素の吸収源である森の形成を目指す「都心から一番近い森のまちの形成」と合わせ5つの基本施策に基本的な取組を位置づけています。



ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20 プランの施策体系

2. 市域の温室効果ガス排出量

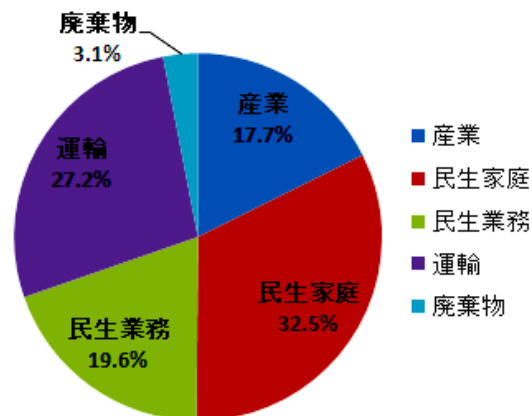
平成22年度に市域から排出された温室効果ガス排出量は、基準年の平成19年度の658千トンに対し、602千トンと約8.5%削減しています。計画の中間目標の平成24年度に、平成19年度比9%削減と言う目標に向け順調に推移しています。

部門別に見ると、民生業務部門の-16.3%、運輸部門の-14.4%、産業部門の-13.4%と業務部門の削減率が大きい一方、民生家庭部門では+5.1%、廃棄物部門では+9.5%と増加の傾向が顕著です。

業務部門では、企業の省エネルギーなどの努力に加え、長引く景気低迷などの影響が削減の原因として考えられます。一方で、人口増加を

続ける流山市では、さらに民生家庭部門での取組が重要になると考えられます。

【平成22年度の市域の温室効果ガス排出量内訳】

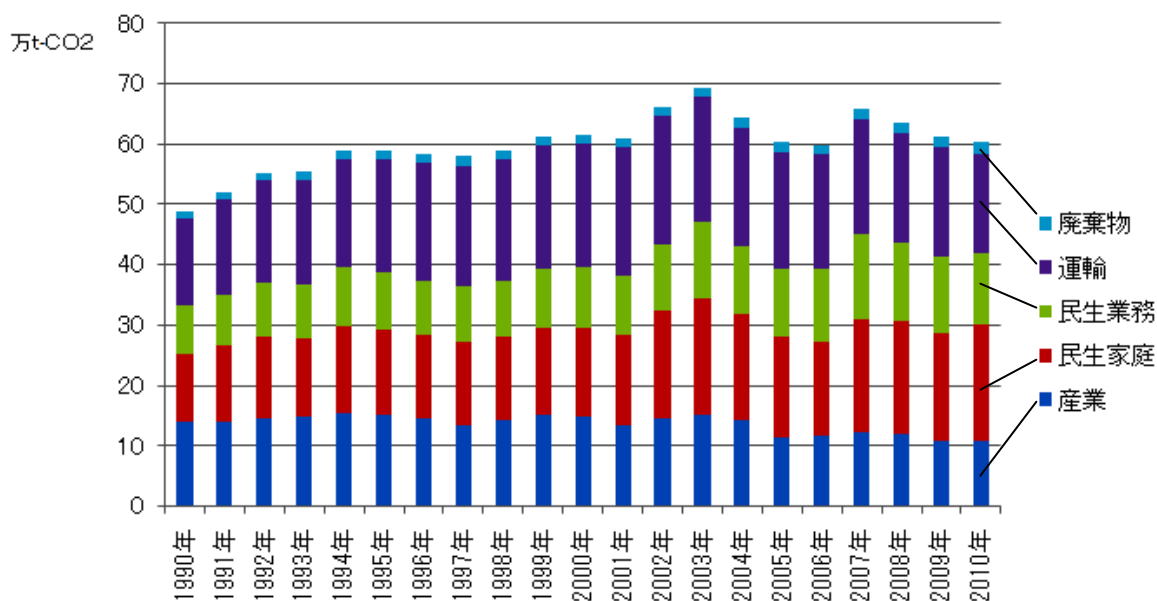


【流山市域の温室効果ガス排出量の推移】

(単位:t-CO₂)

部門	平成19年度 (2007年度) 基準年	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	
					基準年比
産業	122,991	118,798	108,064	106,479	-13.4%
民生家庭	186,060	188,102	177,740	195,520	5.1%
民生業務	140,850	130,168	126,745	117,903	-16.3%
運輸	191,761	181,097	182,493	164,061	-14.4%
廃棄物	16,844	16,995	16,487	18,446	9.5%
合計	658,505	635,160	611,529	602,409	-8.5%
基準年比	—	96.5%	92.9%	91.5%	—

※ 小数点以下の端数処理により、合計が合致しない場合があります。市域の温室効果ガス排出量については、国の統計等を用いて算定するため、約2年遅れての公表となります。



【流山市域の温室効果ガス排出量の推移】

3. ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20（にこにこ）プランに基づく事業

◇太陽光発電設備設置奨励事業

地球温暖化対策として、二酸化炭素排出量の削減に効果のある太陽光発電の普及を図ることを目的に、太陽光発電設備を設置した方に1KW当たり3万円（上限額12万円）の奨励金を交付しました。平成23年度の奨励金交付件数は88件で、合計容量は約346KWでした。これは、年間約364t-CO₂を削減するだけの太陽光発電設備を設置したことになります。



◇市内小学4年生を対象にした環境講座

環境教育・啓発事業の一環として、市内小学4年生のクリーンセンター見学に合わせ、地球温暖化防止に関する環境講座を行いました。講座では、夏休みに、電気・水道・ガスなどの使用量を調べる「小学生版エコチェックノート」を配布し、378人の小学生に提出していただきました。



◇流山節電チャレンジ20

夏期（7月～9月）と冬期（12月～2月）の各3カ月間の内1カ月、家庭での電力使用量が前年同月比で20%以上削減した世帯に、流山共通ポイント「ながぼん」500ポイントを進呈する「流山節電チャレンジ20」を実施。夏期と冬期合わせて322世帯の参加がありました。

◇事業者による環境配慮チェックシートの提出

事業者の環境への取組を促進させるため、大規模な事業については事前に市に取組内容を届出る、「環境配慮チェックシート」を平成18年6月から行っています。これは、環境基本計画を踏まえた環境に配慮した事業活動を促すもので、平成23年度は57件となっています。

種別	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
農業系	0	0	0	0	0
住宅系	32	17	15	23	36
製造系	0	0	1	0	0
運輸系	0	0	0	0	0
小売・卸売・飲食・サービス系	4	3	3	1	8
共通（上記以外のもの）	4	3	4	9	13
合計	40	23	23	33	57

第2節 ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画

1. 計画の概要

市役所は、市内最大級の事業者として、より高い目標を掲げ地球温暖化対策を推進する必要があります。市では平成21年度に、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定により、地球温暖化対策実行計画「ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画」を策定しました。

7項目の重点プロジェクトを中心に、市役所の事務・事業における温室効果ガス排出量を抑制するための重点取組を定め、平成26年度（2014年度）までに、市役所から排出される温室効果ガスを平成20年度比（2008年度比）10%削減することを目標としています。

【温室効果ガス削減目標】

年度	実績値・目標値
平成20年度 (基準年)	32,345 t-CO ₂
平成23年度	-4%
平成24年度	-6%
平成25年度	-8%
平成26年度	-10%

■重点プロジェクト■

1. 職員の意識の向上・行動の促進

毎月7日を「市役所クールアース・デー」、庁内のエネルギー消費量の「見える化」

2. 環境行動推進員の拡充

日常業務におけるエコオフィス活動の徹底、各課単位の目標設定、推進員のレベルアップ

3. 公用車改革

環境にやさしい自動車、公用自転車の導入、公用車（自動車）の5%削減、エコドライブの徹底、エコ出張

4. 省エネルギー対策・新エネルギー対策

省エネ法に基づくエネルギー管理の徹底、設備更新時における省エネ設備の導入、庁内に省エネ・新エネ組織の設置、施設の更新・改修時は環境配慮型の施設へ、再生可能エネルギー設備の導入、ESCO事業(省エネ改修等)の検討

5. 緑化の推進

市有施設への緑のカーテンの設置、雨水タンクの設置、小中学校の緑化推進

6. 廃棄物処理施設の適切な運転とごみ減量・資源化の推進

焼却施設の効率的な運転による燃料使用量の抑制、ごみの焼却量の抑制

7. グリーン購入・グリーン契約の推進

グリーン購入の推進、グリーン契約の導入

2. 市役所の温室効果ガス

(1) 市役所の事務事業全体から排出される温室効果ガス

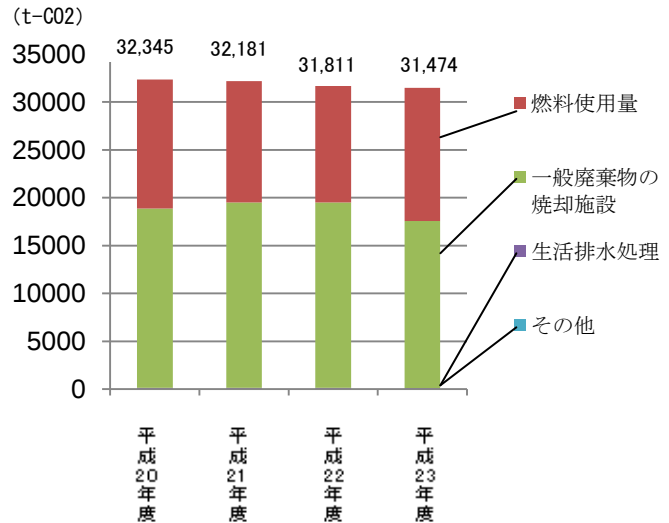
平成 23 年度に流山市役所の事務事業から排出された温室効果ガス排出量は、31,474 トンでした。基準年である平成 20 年度に対し、-2.7%と減少していますが、計画の削減目標である-4%には達しませんでした。

これは、東京電力の平成 23 年度の二酸化炭素排出係数が、0.375kg-CO₂/kWh から 0.464 kg-CO₂/kWh に大幅に上昇したのが原因です（エネットの二酸化炭素排出係数は平成 22 年度・23 年度ともに 0.409 kg-CO₂/kWh）。

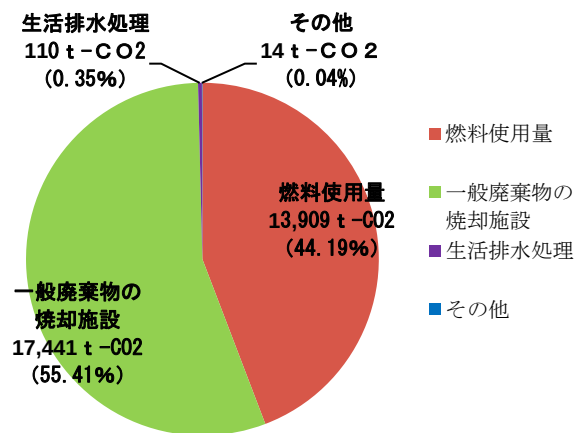
電力などの活動量に関して言えば、市役所等における電気使用量は、約 20,238MWh（メガワットアワー）で、前年度の約 21,643MWh から約 6.5%、1,405MWh を削減しています。

平成 23 年度は大震災の影響が色濃く出ており、その後の節電・省エネルギーへの取り組みの継続、また、全体の 55% を超える一般廃棄物の焼却（市民からの排出分含む）をいかに削減していくかの取組が求められます。

【市役所からの温室効果ガス排出量の推移】



【市役所が排出する温室効果ガスの内訳】



【市役所からの温室効果ガス排出量の推移】 (単位: t-CO₂)

区分	平成 20 年度 (基準年)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (基準年比)	
燃料使用量	13,477	12,683	12,311	13,909	3.2%
一般廃棄物の焼却施設	18,741	19,372	19,370	17,441	-6.9%
生活排水処理	115	115	112	110	-4.3%
その他	12	11	17	14	16.7%
合 計	32,345	32,181	31,811	31,474	-2.7%

※小数点以下の端数処理により、合計が合致しない場合があります。 ※平成 21 年度に策定した地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、第 4 章に掲載している旧地球温暖化対策実行計画から排出量の算定方法を変更しているため、排出量が異なります。

(2) 市の事務事業による環境負荷

市役所の事務事業とクリーンセンターにおける環境への負荷の状況は、次のとおりです。市役所本庁舎の温室効果ガス排出量、水道使用量、廃棄物量については平成26年度までに平成20年度比で10%削減、グリーン購入については100%を目標値としています。

【目標】

項目	目標			
	23年度	24年度	25年度	26年度
温室効果ガス排出量	96%	94%	92%	90%
水道使用量	96%	94%	92%	90%
廃棄物の発生量	96%	94%	92%	90%
グリーン購入の調達実績	100%	100%	100%	100%

※温室効果ガス排出量、水道使用量、廃棄物の発生量は平成20年度比の目標

温室効果ガスのうち97.3%を占める二酸化炭素について見ると、平成23年度に排出された二酸化炭素排出量は、基準年比でクリーンセンターでは5%減少しましたが、市役所事務事業では3.1%増加し、全体では2.8%減少と目標の-4%を達成できませんでした。(下表参照)

市役所事務事業では、電力は使用量が減少しながら二酸化炭素排出係数の上昇により二酸化炭素排出量も増加しました。灯油、ガソリンは活動量が増加しています。重油については、使用量が大幅に減少していますが、これは、前年に震災の影響で発電機に使用した分が無くなったためです。

クリーンセンターでは、電力、灯油の使用量が増加していますが、廃棄物焼却量の減少により、全体の二酸化炭素排出量も減少しています。(次ページ内訳参照)

【二酸化炭素排出量】単位 kg-CO2

区分	20年度 (基準年度)	21年度	22年度	23年度			
					基準年比	目標	評価
市役所事務事業	8,759,133	8,399,632	8,532,906	9,029,491	103.1%	96%	×
クリーンセンター	22,755,183	22,918,122	22,367,212	21,617,478	95.0%	96%	○
全体	31,514,316	31,317,754	30,900,118	30,646,969	97.2%	96%	×

※ 電気の排出係数 平成20年度 0.418、21年度 0.384、22年度 0.375、23年度 0.464

市役所の水道使用量は、前年度より大幅に減少したものの基準年度を上回っています。グリーン購入についても、算定方法を物品数から金額へ変更したことにより78%と低下しています。一方で廃棄物量は基準年度を下回り、目標を達成しています。

クリーンセンターでは、総排水量は減少していますが、廃棄物については増減を繰り返しており、プラザ館利用者の啓発などに継続して取り組む必要があります。

【市役所事務事業の水道・廃棄物・グリーン購入】

区分	20年度 (基準年度)	21年度	22年度	23年度			
				実績	基準年比	目標	評価
水道使用量(m ³)	8,068	8,710	9,699	8,248	102.2%	96%	×
廃棄物の発生量(kg)	40,441	47,276	31,878	37,419	92.5%	96%	○
グリーン購入調達実績(%)	80.0%	97.5%	92.9%	78.1%	—	100%	×

【クリーンセンター】

区分	20年度 (基準年度)	21年度	22年度	23年度			
				実績	基準年比	目標	評価
ごみ排出量(kg)	1,333	2,246	1,685	2,276	170.7%	96%	×
総排水量(m ³)	65,887	61,931	61,928	61,675	93.6%	96%	○

【市役所本庁舎の二酸化炭素排出量の内訳】

項目				平成 23 年度			平成 22 年度		
				活動量	二酸化炭素 排出量	排出 係数	活動量	二酸化炭素 排出量	排出 係数
				—	kg-CO2	—	—	kg-CO2	—
エネルギー消費	購入電力	東京電力	kWh	13,366,553	6,202,081	0.464	17,137,622	6,426,608	0.375
		その他	kWh	2,260,022	924,349	0.409	0	—	—
	化石燃料	灯油	L	133,516	332,386	2.49	108,880	271,055	2.49
		重油	L	20,700	56,089	2.71	84,200	228,151	2.71
		都市ガス	Nm ³	419,221	871,837	2.08	493,718	1,026,766	2.08
		液化天然ガス(LNG)	kg	0	—	—	0	—	—
		液化石油ガス(LPG)	kg	84,144	252,455	3.00	85,982	257,971	3.00
		ガソリン	L	135,219	313,933	2.32	105,981	246,053	2.32
		軽油	L	29,154	76,361	2.62	29,131	76,302	2.62
		化石燃料合計		—	1,903,062	—	—	2,106,298	—
	エネルギー消費合計			—	9,029,491	—	—	8,532,906	—
	二酸化炭素合計			—	9,029,491	—	—	8,532,906	—

※平成 23 年度「購入電力」の「その他」は、PPS（特定規模電気事業者：エネット）からの購入によるもの。

【クリーンセンターの二酸化炭素排出量の内訳】

項目				平成 23 年度			平成 22 年度		
				活動量	二酸化炭素 排出量	排出 係数	活動量	二酸化炭素 排出量	排出 係数
				—	kg-CO2	—	—	kg-CO2	—
エネルギー消費	購入電力	東京電力	kWh	4,611,466	2,139,720	0.464	4,504,997	1,689,374	0.375
		その他	kWh	0	0	0.409	0	—	—
	化石燃料	灯油	L	1,093,000	2,721,005	2.49	831,000	2,068,761	2.49
		重油	L	0	0	2.71	0	—	2.71
		都市ガス	Nm ³	0	0	2.08	0	—	2.08
		液化天然ガス(LNG)	kg	0	—	—	0	—	—
		液化石油ガス(LPG)	kg	2,644	7,932	3.00	3,690	11,072	3.00
		ガソリン	L	0	0	2.32	0	—	2.32
		軽油	L	979	2,564	2.62	0	—	2.62
		化石燃料合計		—	2,731,502	—	—	2,079,833	—
	エネルギー消費合計			—	4,871,222	—	—	3,769,207	—
	廃棄物	廃棄物焼却量	t	6,214	16,746,256	2695	6,901	18,598,005	2695
		廃棄物焼却処理合計		—	16,746,256	—	—	18,598,005	—
	二酸化炭素合計			—	21,617,478	—	—	22,367,212	—

3. 平成23年度の市役所の取り組み

(1) エコオフィス活動

各課等のエコオフィス活動を各課の環境行動推進員がチェックシートを用いて確認しました。また、毎月7日を市役所クールアース・デーと位置づけ、エコ通勤やノー残業に取り組んでおり、平成20年度からは公共交通利用推進等マネジメント協議会の「エコ通勤優良事業所」の認証を受けています。

○エコオフィス活動（右表）のうち、省エネルギー行動については全庁的に浸透してきており、特に不用照明の消灯や、ポット、エレベーターの使用抑制、日常的な節水に関しては徹底されつつあります。一方で、ペーパーレスや公用車使用抑制などの直接業務に係る項目については、さらに可能な限り推進する必要があります。

○市役所クールアース・デー（下表）は、毎月7日に、ノー残業や、自家用車等で出勤している職員がエコ通勤に取り組むものですが、普段自家用車で通勤している職員のエコ通勤協力割合は20%を下回っています。一方で、平成23年度は、普段の通勤を自家用車から徒歩や自転車、公共交通機関等としている職員が37.5%にあたる約350人と増加傾向にあり、全庁的には、エコ通勤の割合は増加しています。

【平成23年度市役所クールアース・デー実績】

月	エコ通勤			ノー残業
	対象職員	協力職員	協力割合	協力割合
4月	460	81	17.6%	71.6%
5月	463	78	16.8%	74.6%
6月	463	96	20.7%	62.0%
7月	443	76	17.2%	62.0%
8月	433	89	20.6%	78.9%
9月	475	91	19.2%	83.1%
10月	458	99	21.6%	71.8%
11月	462	73	15.8%	57.7%
12月	474	72	15.2%	80.3%
1月	460	85	18.5%	73.2%
2月	477	51	10.7%	67.6%
3月	475	77	16.2%	77.5%

【通常エコ通勤を行う職員の割合】

※平成23年度の対象職員は950人

年度	平成22年度	平成23年度
エコ通勤割合	32.3%	37.5%

【エコオフィス活動実施状況】

項目	
始業前、昼休み、就業後(残業時)の不用な照明の消灯	99.4%
自然光の採用による、南側の窓際などの消灯	96.3%
離席時や未使用時のノートパソコンのシステムスタンバイ・システム休止設定	85.9%
終業後は、パソコン、プリンター等の主電源オフ	90.3%
コピー機等の省電力モード切り替え	94.7%
電化製品(電気ポット、コーヒーマーカー等)は、必要最低限の使用にとどめる	95.2%
給湯は、必要最低限の使用にとどめる	97.6%
エレベーターの使用を控え、階段の使用を励行する	97.6%
ブラインドやカーテンの利用等により、熱の出入りを調節する	90.9%
冷暖房の設定温度は、冷房28℃以上、暖房20℃以下とする	91.0%
クールビス、ウォームビズの実践	98.5%
ペーパーレス化推進方策を実践する	82.5%
日常的な節水の励行	93.7%
掲示物による来庁者・施設利用者への節水協力の呼びかけ	87.8%
納入業者・委託業者等へ納品の際の梱包、包装資材等の削減要請	68.1%
マイバッグ持参・マイ箸利用の実践	73.1%
分別回収ボックス等によるごみの分別徹底	96.7%
概ね2キロ圏内公務への公用自転車使用	55.2%
公共交通機関利用によるエコ出張	86.4%
公用車の運転はエコドライブを実践	91.4%

○平成23年1月より公用自転車を導入し、概ね2km以内の公務に際して使用することで公用車の使用を抑制しています。平成23年度は10台の自転車で、1,803kmを走行しました。これは、180Lのガソリンと、418kg-CO₂のを削減に相当します。

【公用自転車の走行距離など】

	走行距離 (km)	CO ₂ 削減効果 (kg-CO ₂)	ガソリン 削減効果 (L)
平成22年度 (H23.1月～3月)	352.00	81.66	35.20
平成23年度	1,803.01	418.29	180.36

(2) グリーン購入

環境物品等の調達推進を図る「グリーン購入」を促進しています。

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号）第10条に基づき、グリーン購入基本方針及びグリーン購入調達計画を策定し、グリーン購入の取組を進めています。平成23年度は、算定の方法を物品の数から金額に変更したこともありグリーン購入の調達割合は78.1%と低下しました。基準に満たない物品の分野別金額を見ると、紙類が157.8万円、オフィス家具174.7万円、役務105.2万円です。内、紙類では「塗工されていない印刷用紙」（84.9万円）、オフィス家具では「いす」（135.6万円）、役務では「印刷」（97.3万円）がそれぞれ大きな割合を占めており、ポスターやちらしなどの印刷に関するものを重点に対策を行う必要があります。

【平成23年度のグリーン購入調達額】

特定調達物品等の調達額	25,971,575円
基準に満たない物品等の調達額	7,275,278円

【グリーン購入調達率】

平成21年度	平成22年度	平成23年度
97.5%	92.9%	78.1%

※目標値は100%、平成23年度から算定を物品数から金額に変更。

(3) インスクール・エコ

市内の小中学校全23校で、設備更新を行わず運営上の努力によって光熱水費を削減した場合、削減相当額の半額を各学校へ還元できるようにした事業です。いわゆる50:50（フィフティ・フィフティ）と言われる事業で、当該年度に充当できる仕組みとしたことが特徴です。

平成23年度は、全23校で計約10,800千円の光熱水費を削減し、還元対象額は約5,400千円となりました。※実際の還元額は予算等との関係により、対象額より低い金額となっています。

(4) ESCO（EnergyServiceCompany）事業

市では、施設を経営的な視点から捉え、施設経費の最小化や施設効用の最大化を図るファシリティマネジメントを推進しています。

ファシリティマネジメントの推進策として、流山市保健センター及び流山市平日夜間・休日診療所でESCO事業を導入し、民間の資金とノウハウを活用した設備等の省エネルギー化改修による環境負荷の低減、光熱水費の効果的な削減を図っています。

流山市では、通常のESCO事業が成立する規模（5,000～10,000㎡）の施設はごく少数ですが、空調などの設備を中心に老朽化・更新が必要な施設・設備が多く存在します。

そこで、流山方式のESCOとして、民間ノウハウを最大限に生かすため、本市のファシリティマネジメントの特徴である「プロポーザル+デザインビルド」を採用しています。

具体的には、詳細診断を省エネルギーセンターの無料省エネ診断で代替し、これと施設の基本データを開示して事業者を公募・選定（プロポーザル）することで最も優れた提案を行った優先交渉権者との協議により詳細を決定（デザインビルド）する方式です。

また、設備更新に要するイニシャルコストの一部を上乗せした「小規模補正」を行っていることも特徴です。

◇職員対象のエコドライブ講習会

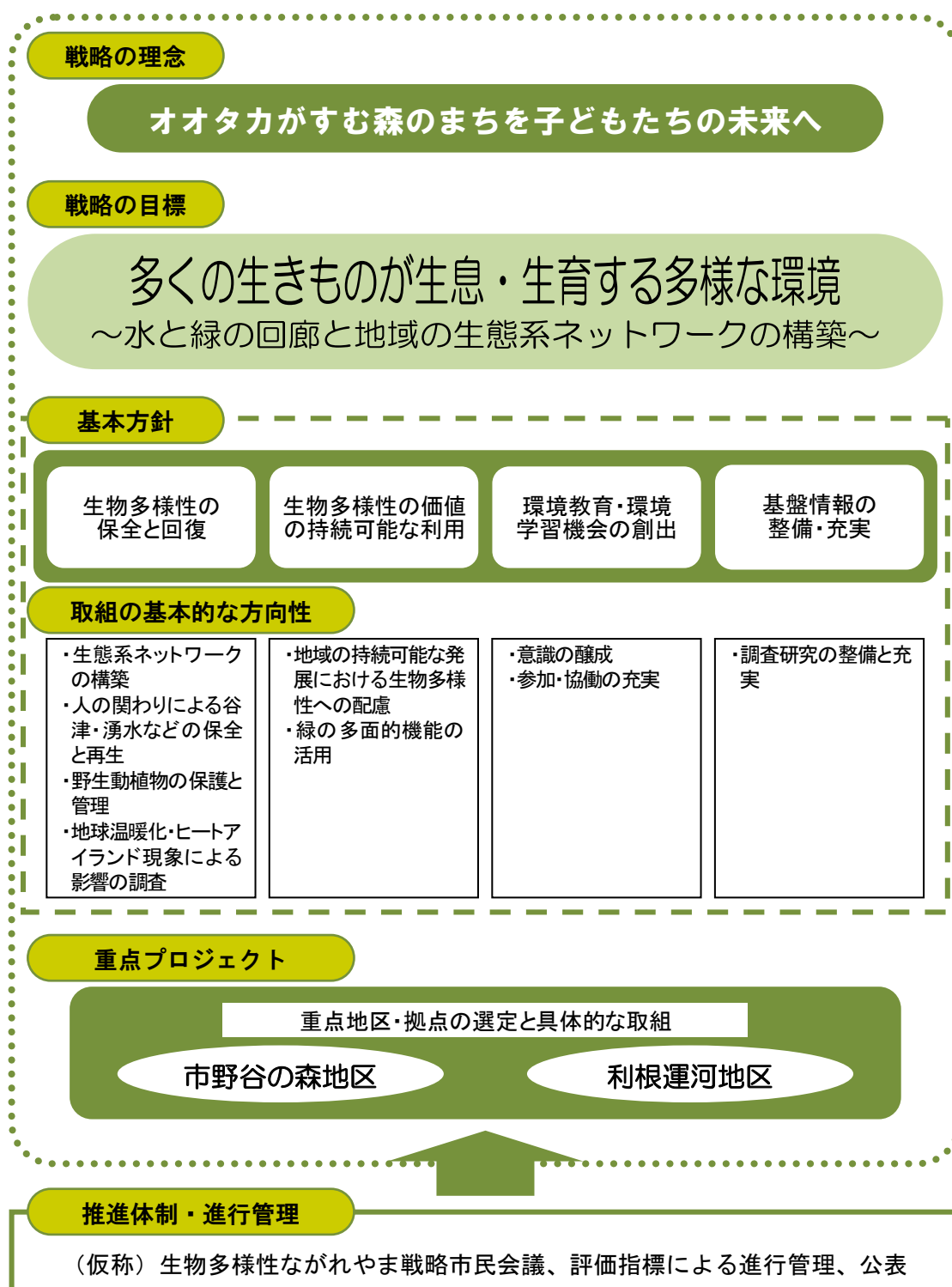
資源エネルギー庁の「省エネルギー設備導入等促進事業（エコドライブ普及推進事業）」により、職員を対象としたエコドライブ講習会を行いました。

講座は、実車走行を行った後、講習を受講し再度実車走行によりエコドライブの効果を測るもので、30名の参加者の平均燃費改善率は、19.5%となりました。

第3章 生物多様性なぐれやま戦略

「生物多様性なぐれやま戦略」は、生物多様性基本法に基づく生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画で平成21年度に策定しました。

戦略では、市野谷の森と利根運河を重点地区に定め、生物多様性の保全策を進めるとともに、全市域における施策を進めることで、生態系ネットワークの回復を図ることとしています。



生物多様性なぐれやま戦略の施策体系

◇活動指標の状況

生物多様性地域戦略で定めた活動指標の進捗状況は、次のとおりです。

基本方針 率然的取組の概要	指標	目標	平成 23 年度の取組
生物多様性の保全・回復 ○モニタリング調査の実施 生物多様性の保全・回復を重点的に進めるため、重点地区・拠点においてモニタリング調査を行います。その他の市の生物多様性の保全・回復のために重要な地区・拠点については、市民活動団体等から情報の収集に努め、重点化の検討を行います。	モニタリング調査の実施	重点地区のモニタリング調査を5年以内に完了	平成 23 年 7 月から重点地域内の動植物を把握するため、市民、市民活動団体等との協働でモニタリング調査を実施しています。地域特性やデータの有効性の確保など勘案し、効率的、かつ画一的にモニタリング調査を実施するため、調査種別、調査範囲(期間/位置等)及び調査方法などの基本的事項をまとめた実施マニュアルを利用しています。(植物相・鳥類・チョウ類・メダカ・カヤネズミ・ヘイケボタル・ニホンアカガエル)
生物多様性の価値の持続可能な利用 ○都市の緑の保全・再生・整備 生物多様性の価値の持続可能な利用を進めるため、多様な生物の生息域となる緑の保全、再生及び整備を進めます。	都市計画区域の緑地確保	平成 31 年度までに 226ha 増加(平成 15 年度比)	○平成 23 年度グリーンチェーン認定件数 27 件 ○緑の現況調査結果 緑被地合計 1,579.5 ha 緑被率 44.8%
環境教育・環境学習機会の創出 ○生物多様性に関する情報の公開の場の創出 市民環境講座や生物多様性シンポジウムなどの開催により環境教育・学習及び関連情報の公開を推進し、生物多様性の保全・回復に関する市民や事業者の理解を深めます。	生物多様性シンポジウムなどの開催回数	年 1 回以上開催	○実施した主なイベント等 グリーンフェスティバル 2011(5 月 4 日) 生物多様性シンポジウム(2 月 4 日)
基盤情報の整備・充実 ○環境学習センターの設置 市の生物多様性に関する情報を集積し、提供します。	環境学習センターの設置	5 年以内に整備	検討中です。

第3部 震災と放射能への対応

1. 福島第一原子力発電所の事故の発生を受け

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が、東葛地域にも降下し大きな影響を与えました。

本市を含む東葛6市では、千葉県に対し平成23年5月17日付けで、「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う要望書」を6市長連名で提出し、各市域で同一の基準のもと放射線量を測定し、その結果と国の基準に基づいた評価を公表するよう求めました。同年6月8日には、6市で東葛地区放射線量対策協議会を立ち上げ、国に対して放射線量の安全基準の公表や放射線対策に要した費用負担を要望するとともに、「東葛6市の空間放射線量に関する中間報告及び今後の方針」を7月8日にまとめました。

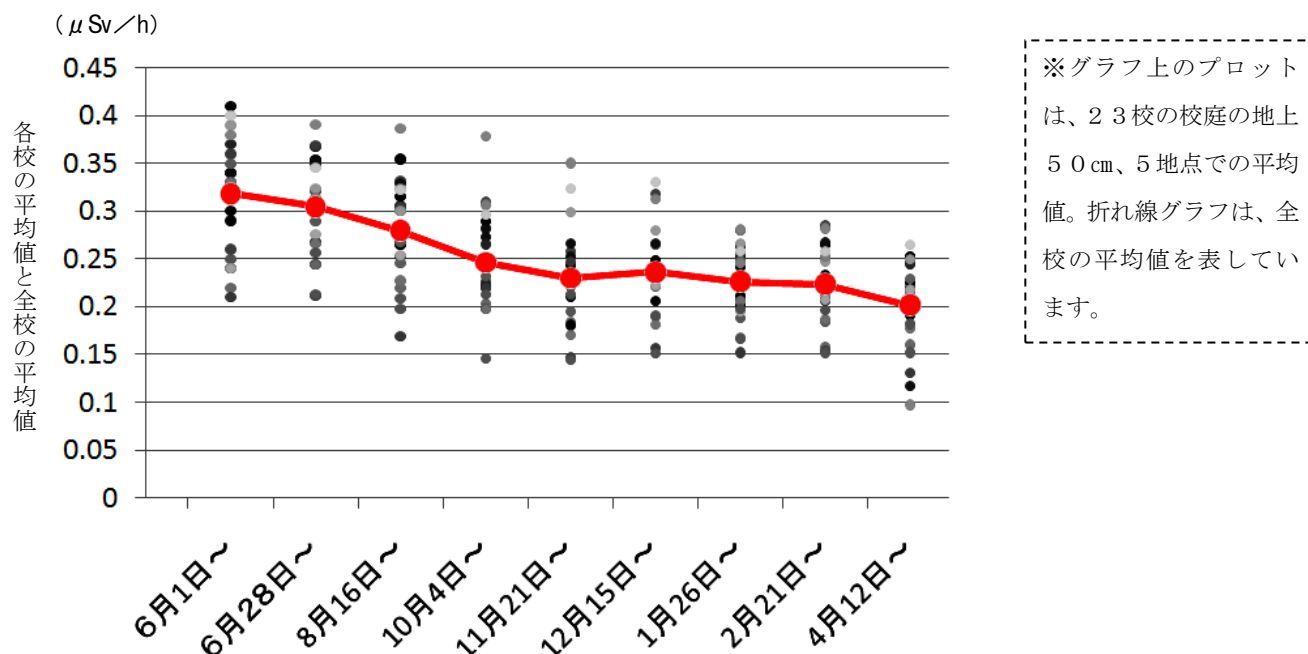
また、震災発生3カ月後の6月からは小・中学校、保育所（園）、幼稚園等の子どもが多く利用する施設の空間放射線量測定調査を開始し、8月に環境政策課内に放射能対策室を設置、9月に「通学路等における放射線量低減マニュアル」を作成、10月には、放射線に対する取り組みを計画的に進めるため「流山市放射線量低減計画」を策定しました。

【平成23年度の市内小中学校23校の測定値】

平成23年6月から、市内小中学校23校の校庭で市独自の測定を行いました。測定地点は校庭の中央と周辺4地点の計5地点で、地上50cmでの23校の平均値は次のとおりです。自然減衰やウェザリング効果等により時間とともに徐々に値は低くなっています。

（単位：マイクロシーベルト毎時）

	平成23年 6/1～	6/28～	8/16～	10/4～	11/21～	12/15～	平成24年 1/26～	2/21～	4/12～
23校の平均	0.32	0.30	0.28	0.25	0.23	0.24	0.23	0.22	0.20



2. 流山市除染実施計画

平成23年12月28日に、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）」第32条に基づく「汚染状況重点調査地域」に流山市が指定されたことから、「流山市放射線量低減計画」を見直し、平成24年2月に同法第36条の規定による「流山市除染実施計画」を策定し、この計画に基づき除染を進めています。

（1）除染等の実施に関する方針

「流山市除染実施計画」では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を年間1ミリシーベルト以下にすることを目標としています。

除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ1メートル（幼児・低学年児童等の生活空間を配慮し、小学校以下では高さ50センチメートル）で毎時0.23マイクロシーベルト未満を目指し、本市独自の取り組みとして、子どもが多く利用する施設では、上記に加えて高さ5センチメートルで、毎時0.23マイクロシーベルト未満となるよう対応を図っています。

（2）除染実施計画期間

平成23年度から平成25年度まで。

（3）優先順位と汚染の状況に応じた除染方針

放射性物質汚染対処特措法の基本方針に鑑み、放射線の影響を受けやすい子どもの生活環境で放射線量が高い施設から優先的に除染を実施しています。

対象区域は市内全域とし、子どもの追加被ばく線量をできる限り減らすため、子どもが多く

利用する施設（小学校、中学校、保育所（園）、幼稚園、学童クラブ、子どもの遊び場、知的障害児通所施設、児童センター）の全てを対象としています。

また、公園については、施設の数が多いことから、市独自の目標値を超えた公園について、広場部分の空間放射線量及び利用状況を勘案して除染を行っています。

3. 放射能への対応状況

放射能に係る問題の発生以降、流山市は、国や県、東京電力などに様々な要望を行うほか、各公共施設での空間放射線量の独自測定や、積算線量計の導入、保護者や地域の皆さんの協力を得ての小・中学校通学路の放射線量低減活動、給食食材の放射性物質検査や放射線量測定器の貸し出しなどを行いました。

また、平成24年3月には、先行して八木南小学校、八木中学校、向小金保育所で、除染作業を行いました。

【平成24年3月に除染を行った施設の除染前後の線量の変化】

（単位：マイクロシーベルト毎時）

施設名		放射線量
八木南小学校	除染実施前	0.25
	実施後	0.11
八木中学校	除染実施前	0.30
	実施後	0.10
向小金保育所	除染実施前	0.36
	実施後	0.14

※放射線量は校庭・園庭の高さ5cmでの平均値

※平成24年8月末には全小・中学校、保育所等、子どもが多く利用する施設での除染作業を終了し、平成24年9月からは、住宅地の除染作業を開始しています。

4. クリーンセンターの焼却灰

◇国の基準を上回る放射性物質を検出

クリーンセンター焼却場では、福島第一原発の事故による放射性物質の影響を把握するため、国からの要請を踏まえ、平成23年7月5日に焼却灰（溶融飛灰等）を採取し、専門機関に検査を依頼しました。その結果、溶融飛灰から、国が示した埋め立て処分が可能な基準である8,000ベクレル/kgを超える28,100ベクレル/kgの放射性セシウムが検出されました。

一方、同年7月13日にクリーンセンター焼却場の煙突内において排ガスの調査を行ったところ、いずれの箇所からも放射性セシウムなどは検出されませんでした。

(単位:ベクレル/Kg)

採取日	セシウム 134	セシウム 137	合計
平成23年7月5日	13,400	14,700	28,100
8月2日	9,310	10,900	20,210
9月9日	10,600	12,300	22,900
9月26日	3,070	3,590	6,660
10月7日	2,210	2,780	4,990
11月14日	1,520	1,820	3,340
12月8日	1,460	1,840	3,300
平成24年1月11日	1,400	1,900	3,300
3月14日	640	880	1,520

◇焼却灰をクリーンセンター施設内に仮保管

流山市では、市内に最終処分場が無いため、県外の最終処分場に溶融飛灰を搬出・処分していましたが、基準値を上回る放射性物質のため、搬出を抑制し、クリーンセンター内の建屋などへ仮保管せざるをえなくなりました。

仮保管については、放射性物質が飛散・溶出することのないよう適切な管理を行い、継続的な放射線量測定や周辺住民への説明会を行うほか、放射性物質が付着しやすいとされる草や木などを、他のごみと一緒に燃やさないようにするため、家庭から出される剪定枝（切った枝）や落ち葉、草を別に回収し、森のまちエコセン

ターで一時的保管しました。この結果、9月26日以降は8,000ベクレル/kgを超える値は検出されませんでした。焼却灰を受け入れる自治体がおらず、仮保管を続けざるをえない状況が続きました。

※平成24年3月に受け入れを行う自治体と協議が整い同年4月から搬出を開始しました。平成24年12月現在、焼却灰の搬出は行われていますが、剪定枝の別回収は続いています。

5. 水道水

震災発生後の平成23年3月23日、金町浄水場（葛飾区）から食品衛生法に基づく乳児の摂取に適さない数値の放射性ヨウ素が検出されたと東京都水道局の発表がありました。これを受け、金町浄水場と同じ江戸川を水源とする北千葉広域水道企業団の水を使用している本市でも、乳児（0歳児）への水道水の摂取を控えていただくよう呼びかけ、おおたかの森浄水場で乳児をもつ方に井戸水を配布し対応しました。

区分	北千葉広域水道企業団（浄水）				対応
	放射性 ヨウ素 131	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	測定結果 判明日	
平成23年3/21（月）	※不検出			持込：3/28	※八千代市からの測定結果の報告を受け、急遽測定
3/22（火）	※336	※7.98	※7.03	判明：3/29	
3/23（水）	110	不検出		3月25日	乳児に限って摂取を控えるよう要請（15：50～）
3/24（木）	—	—	—	—	
3/25（金）	33	不検出		3月26日	
3/26（土）	14	不検出		3月27日	上記の解除（～20:45）
3/27（日）	—	—	—	—	
3/28（月）	不検出			3月29日	

※平成23年3月28日以降、放射性物質の検出はありませんでした。

資料編

■市の概要

1. 人口と世帯
2. 気象
 - (1) 気温と降雨量
 - (2) 気象の変化
3. 土地利用
 - (1) 地目別面積
 - (2) 都市計画用途地域別面積

※ごみ処理に関するものや、市域及び市役所が排出する二酸化炭素等のデータについては、それぞれ P 4 6 「第 1 章 一般廃棄物処理計画」、P 5 1 「第 2 章 地球温暖化対策実行計画」をご覧ください。

■市が行う環境施策に関するデータ

1. 循環型社会をめざすまちづくり（循環）
 - (1) 平成 2 3 年度不法投棄の状況
 - (2) 雑草管理状況の推移
 - (3) ゴミゼロ運動の実施状況
 - (4) 畜犬登録数・動物死体処理
 - (5) 路上喫煙・ポイ捨ての防止
2. 身近な自然と地域資源を大切にするまちづくり（共生）
 - (1) 都市公園
 - (2) 市民の森
 - (3) 湧水池
 - (4) 保存樹木・保存樹林
 - (5) ふるさと緑の基金
 - (6) グリーンチェーン戦略
 - (7) 市民農園
3. 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり（快適）
 - (1) 大気環境
 - (2) 水環境
 - (3) 合併処理浄化槽
 - (4) 土壌・地盤環境
 - (5) 騒音・振動・悪臭
 - (6) 悪臭対策
 - (7) 苦情
4. 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり（環境保全活動）
 - (1) 市民環境講座
 - (2) リサイクルプラザ講座・教室

資料編

■市の概要

都心から一番近い森のまち・流山は、千葉県北西部に位置し、東京都心から 25 km 圏内にある首都近郊の住宅都市として昭和 42 年に市制施行となり、人口約 16 万 5 千人の中堅都市として発展を続けています。

かつては、市内を流れる江戸川や利根運河を使った舟運、醸造業で栄えた本市は、廃藩置県直後の明治初期には千葉県の前身である葛飾、印旛県庁の所在地でもありました。その後、水運から鉄道へと時代の変革とともに、繁栄から遠ざかりますが、昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴う東京圏の外延化を背景に発展。平成 17 年 8 月のつくばエクスプレス開通により、秋葉原まで約 20 分と都心へのアクセスが飛躍

的に向上しました。

面積	35.28 km ²
人口	165,195 人
世帯数	68,402 世帯
市制施行	昭和 42 年
市の木	つげ
市の花	つつじ
姉妹都市	福島県相馬市
	長野県信濃町
	石川県能登町

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

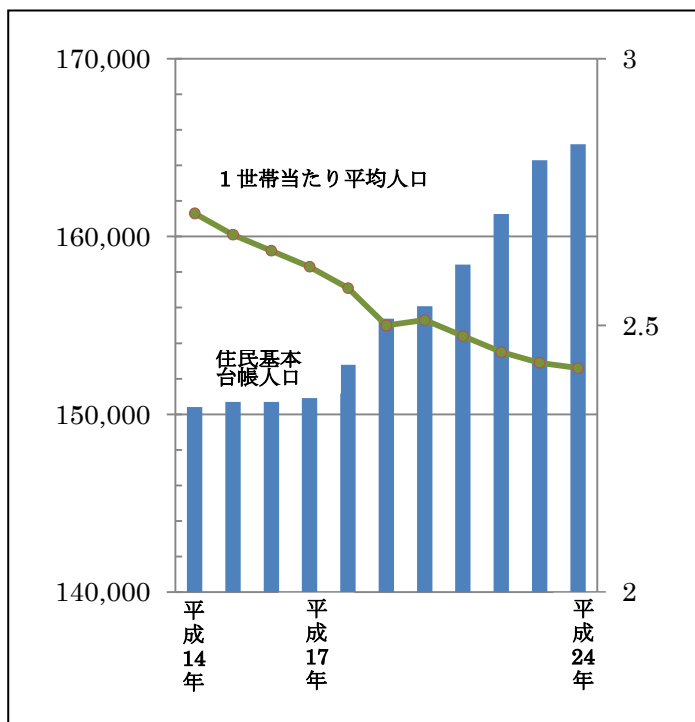
1. 人口と世帯

市の人口は 165,195 人と前年度比 0.5% 増加しました。平成 17 年に開業したつくばエクスプレスの効果により、平成 18 年度以降の人口の増加が顕著になっています。

人口と世帯数

項目	住民基本 台帳人口 (人)	世帯数 (世帯)	1 世帯あたり 平均人口 (人)
平成 14 年	150,414	55,599	2.71
平成 15 年	150,703	56,402	2.67
平成 16 年	150,706	57,090	2.64
平成 17 年	150,910	57,844	2.61
平成 18 年	152,791	59,403	2.57
平成 19 年	155,382	60,714	2.5
平成 20 年	156,073	62,288	2.51
平成 21 年	158,426	63,985	2.48
平成 22 年	161,258	65,792	2.45
平成 23 年	164,294	67,531	2.43
平成 24 年	165,195	68,402	2.42

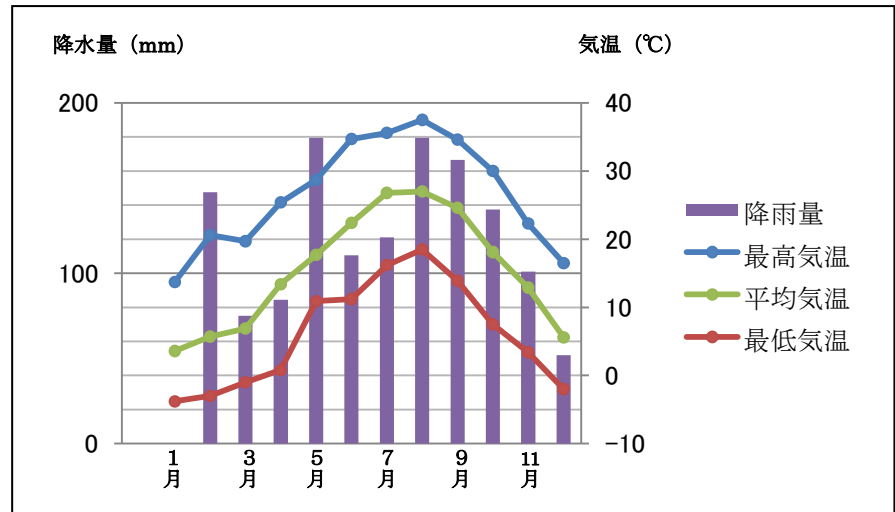
※各年 4 月 1 日現在



2. 気象

(1) 気温と降雨量

平成 23 年(1 月～12 月) の年間平均気温は 15.4℃、年間降雨量は 1354.5 mmでした。月別の推移は右図のとおりです。1 月については、降雨量、雨日数ともに 0 となっています。



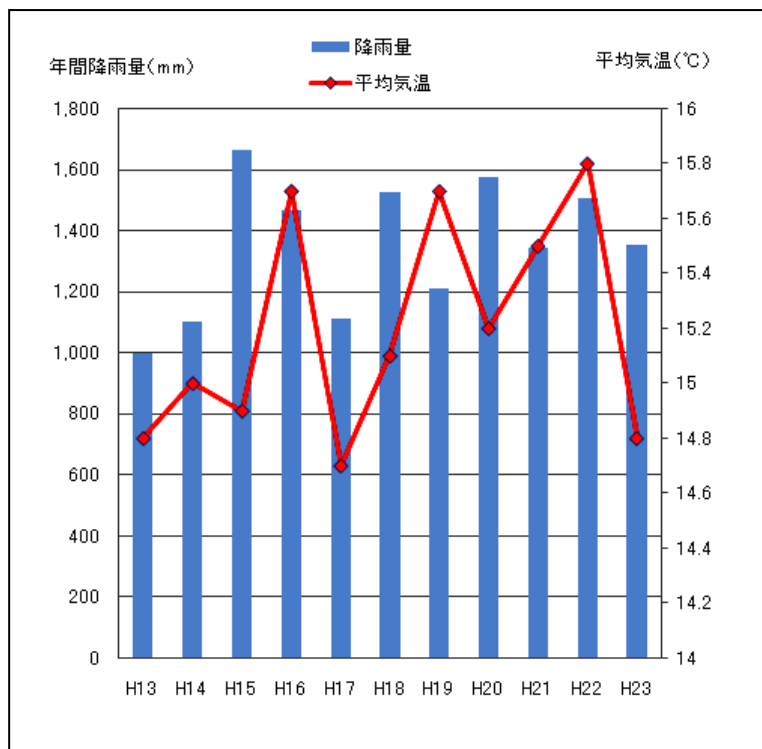
平成 23 年の気温と降雨量

区分	最高気温	最低気温	平均気温	平均湿度	平均風速	最多風向	降雨量	天気			
								晴	曇	雨	雪
単位	℃	℃	℃	%	m/s	—	mm	—	—	—	—
1 月	13.7	-3.8	3.6	51.7	2.8	北北西	0	31	0	0	—
2 月	20.6	-3.0	5.7	67.6	2.8	北北西	147.5	20	5	3	—
3 月	19.7	-1	6.9	61.3	3.3	北北西	75.0	26	1	4	—
4 月	25.4	0.8	13.4	65.4	3.6	南	84.5	23	5	2	—
5 月	28.7	10.9	17.7	78.3	3.2	南	179.5	13	9	9	—
6 月	34.7	11.2	22.4	85.3	2.6	南	110.5	14	13	3	—
7 月	35.6	16.2	26.8	83.5	3.4	南	121.0	19	9	3	—
8 月	37.5	18.5	27.0	87.5	2.6	南	179.5	23	4	4	—
9 月	34.6	13.9	24.6	77.9	3.3	南	166.5	20	8	2	—
10 月	30.0	7.5	18.1	76.7	2.6	北北西	137.5	21	7	3	—
11 月	22.3	3.4	12.9	—	2.0	北北西	101.0	20	7	3	—
12 月	16.5	-2.0	5.6	64.0	5.2	北北西	52.0	21	6	4	—
計	—	—	—	—	—	—	1,354.5	251	74	40	—
平均	26.6	6.1	15.4	66.6	3.1	—	112.9	—	—	—	—

（２）気象の変化

市内の気象変化は、気温及び年間降雨量ともに明確な傾向は見られません。気温は15℃前後、降雨量は1,000～1,600mm 前後で推移しています。

過去10年間における気温及び降雨量の変化は右図のとおりです。



3. 土地利用

（１）地目別面積

市における土地利用の状況は、地目別では宅地が最も多く、全体の約37%を占めるとともに、都市計画用途地域別面積では、第一種低層住居専用地域が最も多く、全体の47%を占めており、住宅利用が多いことが伺えます。

平成23年度地目別面積（単位：千㎡）

地目	面積
田	2,679
畑	4,656
宅地	12,915
池沼	2
山林	2,343
牧場	—
原野	—
雑種地	2,408
その他	10,277
合計	35,280

出典：千葉県統計年鑑（平成23年）

（２）都市計画用途地域別面積

市の都市計画用途地域は、全体で2,151haとなります。そのうち、第一種低層住居専用地域は1,002haとなり、全体の約47%を占めています。

用途地域別面積（単位：ha）

用途	面積
第一種低層住居専用地域	1,002
第二種低層住居専用地域	—
第一種中高層住居専用地域	379
第二種中高層住居専用地域	7
第一種住居地域	472
第二種住居地域	78
準住居地域	35
近隣商業地域	58
商業地域	37
準工業地域	14
工業地域	69
工業専用地域	—
合計	2,151

■市が行う環境施策に関するデータ

1. 循環型社会をめざすまちづくり（循環）

（1）平成23年度不法投棄の状況

不法投棄パトロール実績

区分	回収件数	回収量	日数
平成19年度	560件	85.65t	246日
平成20年度	531件	63.3t	244日
平成21年度	620件	52.8t	244日
平成22年度	640件	63.32t	243日
平成23年度	710件	73.44t	245日

パソコン関係不法投棄台数

区分	台数
デスクトップ型パソコン（本体）	9台
ノートブック型パソコン	1台
CRTディスプレイ	0台
液晶ディスプレイ	0台
4種類合計	10台



家電不法投棄台数

区分	台数
エアコン	2台
テレビ	304台
冷蔵庫・冷凍庫	26台
洗濯機・乾燥機	21台
家電4品目合計	353台

（2）雑草管理状況の推移

年度	草刈依頼		処理件数						処理率
			業者委託		自己処理		合計		
	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	
平成 19 年度	236	90,601	122	27,982	64	33,838	186	61,820	68.2%
平成 20 年度	210	80,619	89	20,413	37	19,562	126	39,975	49.6%
平成 21 年度	232	87,818	103	22,856	102	50,924	205	73,780	84.0%
平成 22 年度	287	63,282	97	19,509	91	22,257	188	41,766	66.0%
平成 23 年度	183	42,858	127	29,743	26	6,110	153	35,853	83.7%

（3）ゴミゼロ運動の実施状況

事業名	実施日	参加団体数	参加人数	収集量(t)
春のゴミゼロ運動	平成23年 5月15日～6月11日	46	6,201	30.22
秋のゴミゼロ運動	平成23年 10月9日～11月27日	141	21,184	27.46
江戸川クリーン大作戦	平成23年 5月29日	雨天により中止	—	—
合計		187	27,385	57.68

（４）畜犬登録数・動物死体処理

畜犬登録数の推移（単位：頭）

年度	登録件数	新規登録
平成 19 年度	7, 9 2 1	8 3 9
平成 20 年度	8, 0 5 4	8 3 3
平成 21 年度	8, 1 9 3	7 2 0
平成 22 年度	8, 2 2 6	4 4 7
平成 23 年度	8, 4 7 6	6 9 9

動物死体処理数の推移（単位：体）

区分	一般系 （有料）	一般系 （無料）	事業系 （有料）	合計
平成 19 年度	3 0 9	5 1 0	6	8 2 5
平成 20 年度	2 7 7	5 4 8	0	8 2 5
平成 21 年度	2 9 5	5 8 8	9	8 8 3
平成 22 年度	2 7 9	5 7 2	1 4	8 6 5
平成 23 年度	3 0 2	5 6 7	1 1	8 8 0

※一般系（無料）：公道上で死亡していた犬猫等の回収

（５）路上喫煙・ポイ捨ての防止

「流山市路上喫煙の防止及びポイ捨て防止条例」の一部を改正し、飼い犬のふんの放置禁止を明確にするとともに、ポイ捨てについても過料の対象範囲を市内全域へ拡大し、名称も「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」として、平成 22 年 7 月に施行しました。

平成 23 年度は、日常的なパトロールとともに、年間 14 回のキャンペーンを行い、普及啓発に努めました。



駅前での啓発キャンペーン

路上喫煙・ポイ捨て防止の監視指導状況

内容	件数
説明をして分かって条例を理解した人	9
条例の説明をして喫煙場所で喫煙を行った人	7 9 4
条例の説明をして携帯灰皿を使用した人	3 6 9
条例の説明をしたが、文句を言って携帯灰皿で消した人	8
姿を見て逃げ出した人	1 0 6
姿を見て店の中に逃げ込んだ人	0
指導・勧告に従わないで過料を現金で徴収した人	0
指導・勧告に従わないで過料を納付書で徴収した人	0
合計	1, 2 8 6

2. 身近な自然と地域資源を大切にするまちづくり(共生)

(1) 都市公園

市内には、都市公園が 259 箇所、緑地が 50 箇所あり、合計面積は 84.3 ヘクタールと、市の総面積の約 2.4%を占めています。

【都市公園箇所数及び面積】

区分	箇所数	面積(ha)
公園	259	約 58.8
緑地	50	約 25.5
合計	309	約 84.3



【主な公園等】

No.	名称
①	流山市総合運動公園
②	運河水辺公園
③	野々下水辺公園
④	におどり公園
⑤	東深井地区公園
⑥	東部近隣公園
⑦	南流山中央公園
⑧	前ヶ崎城址公園
⑨	松ヶ丘ふるさと公園
⑩	愛宕ふれあいの森
⑪	中野久木散策の森
⑫	西初石小鳥の森
⑬	向小金ふるさとの森
⑭	西深井湧水池
⑮	前ヶ崎中湧水池

（２）市民の森

市では、貴重な樹林を良好な状態で保全し、自然観察や市民の憩いの場となるよう、市が借り上げ、市民の森として整備しています。

平成 23 年度末現在、17 箇所を整備し、その面積は 12.5 ヘクタールとなっています。

【市民の森箇所数及び面積】

名称	所在地
西深井散策の森	西深井 741
運河散策の森	東深井 507-1
東深井散策の森	東深井 179 他
愛宕ふれあいの森	中野久木 287-1 他
西初石ふれあいの森	西初石 4 丁目 1436
三輪野山散策の森	三輪野山 5 丁目 621-1 他
長崎ふれあいの森	長崎 2 丁目 156-1 他
長崎散策の森	長崎 1 丁目 153-1
長崎いこいの森	長崎 2 丁目 44-2 他
野々下ふれあいの森	野々下 3 丁目 75
芝崎小鳥の森	芝崎 251-1 他
松ヶ丘 2 号散策の森	松ヶ丘 5 丁目 681-2
松ヶ丘 3 号散策の森	松ヶ丘 5 丁目 780 他
向小金ふるさとの森	向小金 3 丁目 151-1 他
駒木ふるさとの森	駒木 650-3 他
西初石小鳥の森	西初石 4 丁目 355-1 他
中野久木散策の森	中野久木 562-1 他
箇所数	17
面積	約 12.5ha

（３）湧水池

湧水は、古くから人々の生活用水や農業用水として大切に使われてきており、市民の憩いや安らぎの場となっています。市内の代表的な湧水池としては、「西深井」、「前ヶ崎中」、「下花輪」があります。

名称	所在地
西深井湧水池	西深井 421-1 他
前ヶ崎中湧水池	前ヶ崎 93
下花輪湧水池	下花輪 183

（４）保存樹木・保存樹林

保存樹木及び保存樹林は、147 本、約 6 ヘクタールとなっています。また、斜面樹林保存協定に基づく樹林地は、約 8.7 ヘクタールとなっています。

（５）ふるさと緑の基金

市民の皆さんと市が一体となって緑化事業を推進し、緑豊かな流山を実現するため、「流山市ふるさと緑の基金」を設けています。皆さんから寄せられた寄付と市からの拠出金で運営され、公園の整備や緑化啓発事業などの経費に当てられます。

残高 480,300 千円（平成 23 年度末）

（６）グリーンチェーン戦略

流山市グリーンチェーン戦略とは、つくばエクスプレス沿線整備の 4 つの区域を中心に市内全域の流山市開発事業の許可基準等に関する条例に規定する開発事業で、個々の開発事業における「緑の価値」づくりの取組みを促進し、その取組みを連鎖させることで、緑豊かな街全体の環境価値を創造するものです。

認定件数 108 件（平成 23 年度末）

（７）市民農園

市が農地所有者から農地を借り受け、市民向けの農園として開放している市民農園があります。

区分	代表地番
宮園 3 丁目農園	宮園 3-10-1
名都借農園	名都借 908
西初石 3 丁目農園	西初石 3-1465-5
東深井農園	東深井 175-1
西深井農園	西深井字七ノ割 539-1
大畔農園	大畔字西田 188
駒木台農園	駒木台 198-1
箇所数	7 箇所
面積	約 1.24ha

3. 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり(快適)

(1) 大気環境

市では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を市内5カ所の測定局で監視し、さらに若葉台測定局では一酸化炭素、平和台測定局では二酸化硫黄とオキシダントを監視しています。

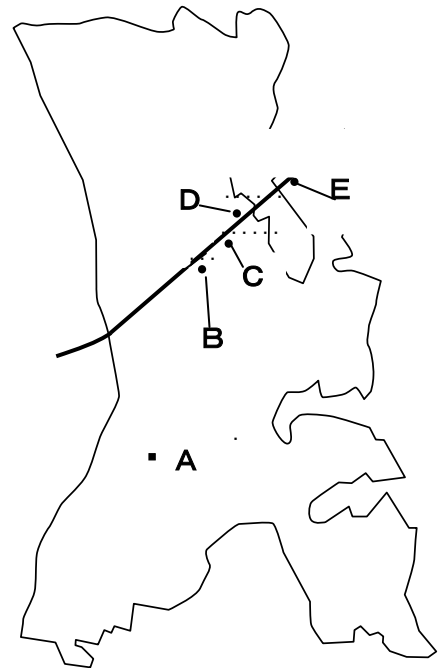
二酸化硫黄と二酸化窒素、浮遊粒子状物質の

いずれも横ばいか減少の傾向にあります。

平成23年度は、市内で監視している二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の3物質のいずれも環境基準を達成しています。

【各測定局の監視内容】

測定局名 (所在地) 区分	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	騒音
A：平和台 (平和台 1-3-14) 一般測定局	○	○		○	○	○	○	○	
B：若葉台 (西初石 2-38-15) 自動車排出ガス測定局		○	○		○		○		○
C：西初石 (西初石 2-912-4) 自動車排出ガス測定局		○			○				○
D：東初石 (東初石 1-102-4) 自動車排出ガス測定局		○			○				○
E：青田 (青田 54-4) 自動車排出ガス測定局		○			○				○



【大気質測定地点】

① 二酸化硫黄

平成23年度二酸化硫黄月間値測定結果(平和台測定局)

測定月	有効測定日数	測定時間(時間)	月平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の最高値(ppm)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月	25	599	0.0011	0.017	0.005
11月	30	716	0.0010	0.007	0.003
12月	19	455	0.0007	0.002	0.002
1月	25	608	0.0007	0.002	0.002
2月	29	692	0.0017	0.005	0.005
3月	31	743	0.0037	0.006	0.006
年間値	159	3,813	0.0016	0.017	0.006

4月から9月は機器の不具合により欠測

日平均の2%除外値の推移

平和台測定局	日平均の2%除外値(ppm)	環境基準との比較
平成19年度	0.008	○
平成20年度	0.007	○
平成21年度	0.007	○
平成22年度	0.004	○
平成23年度	0.006	○

※2%除外値：年間の1日平均値のうち、高い方から2%目に相当するもの。

二酸化硫黄環境基準：

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること

② 二酸化窒素

平成 23 年度二酸化窒素年間測定結果

項 目 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.2ppm を越えた時間数とその割合		1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数とその割合		日平均値が 0.06ppm を越えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		日平均値の年間 98% 値	98% 評価による日平均値が 0.06ppm を越えた日数
	日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
若葉台	177	4, 232	0.0190	0.0630	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6	0.033	0
西初石	177	4, 230	0.0249	0.0760	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	2.3	0.039	0
東初石	177	4, 232	0.0190	0.0620	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	1.7	0.035	0
青田	177	4, 238	0.0225	0.0570	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.034	0
平和台	177	4, 233	0.0241	0.0770	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	5.1	0.043	0

※ 年間 98% 値とは、年間の 1 日平均値のうち低い方から 98% 目に相当するものをいいます。

※ 平成 23 年度は計画停電及び機器の不具合により、有効測定日数が年間日数と異なります。

二酸化窒素の 1 日平均値の 98% 値

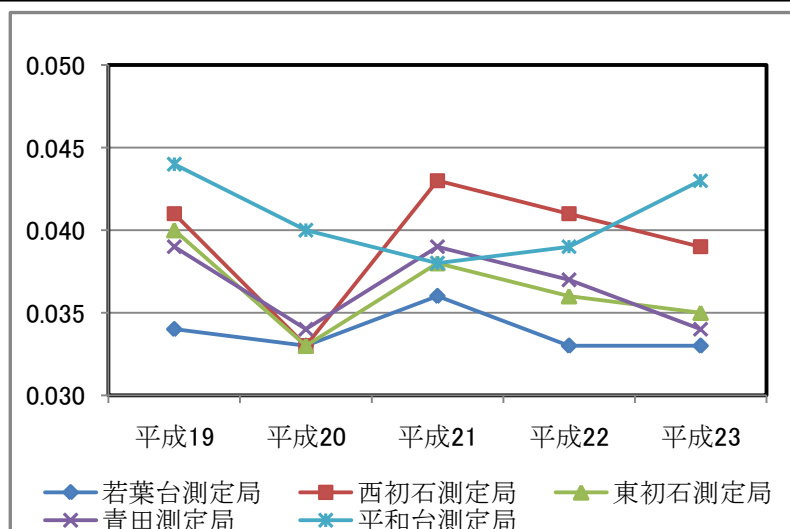
(単位: ppm)

測定局	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	環境基準との比較		環境基準との比較		環境基準との比較		環境基準との比較		環境基準との比較	
若葉台	○	0.034	○	0.033	○	0.036	○	0.033	○	0.033
西初石	○	0.041	○	0.033	○	0.043	○	0.041	○	0.039
東初石	○	0.040	○	0.033	○	0.038	○	0.036	○	0.035
青田	○	0.039	○	0.034	○	0.039	○	0.037	○	0.034
平和台	○	0.044	○	0.040	○	0.038	○	0.039	○	0.043

※ 2% 除外値: 年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% 目に相当するものをいいます。

二酸化窒素環境基準: 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。

二酸化窒素千葉県環境目標値: 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm 以下であること。



③ 浮遊粒子状物質

平成 23 年度浮遊粒子状物質年間測定結果

項目	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.2mg/m ³ を越えた時間数とその割合		日平均値が 0.1mg/m ³ を越えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.1mg/m ³ を越えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.1mg/m ³ を越えた日数
測定局	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有・無	日
若葉台	177	4, 214	0.020	0	0.00	0	0.00	0.159	0.061	無	0
西初石	177	4, 214	0.021	0	0.00	1	0.60	0.173	0.062	無	0
東初石	177	4, 197	0.020	1	0.00	0	0.00	0.209	0.057	無	0
青田	174	4, 175	0.022	0	0.00	2	1.10	0.186	0.071	有	2
平和台	177	4, 230	0.021	0	0.00	0	0.00	0.153	0.057	無	0

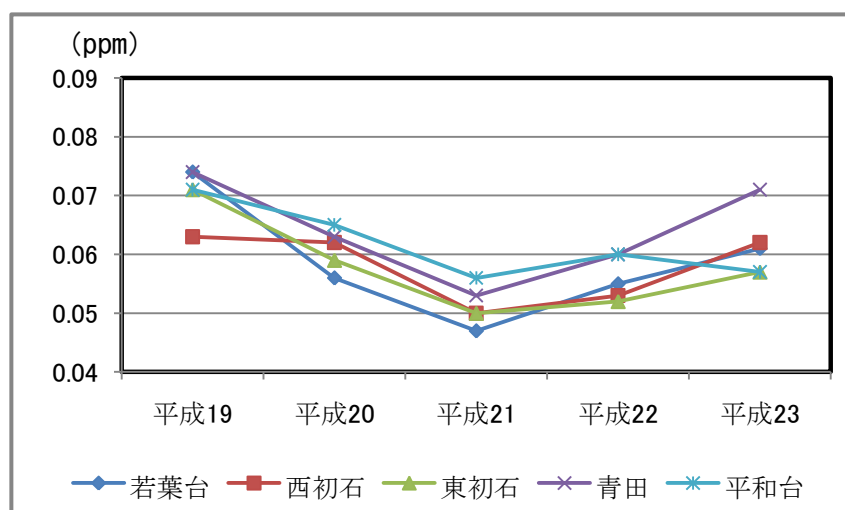
※ 平成 23 年度は計画停電及び機器の不具合により、有効測定日数が年間日数と異なります。

浮遊粒子状物質の日平均の 2% 除外値

(単位：mg/m³)

測定局	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	環境基準との比較		環境基準との比較		環境基準との比較		環境基準との比較		環境基準との比較	
若葉台	○	0.074	○	0.056	○	0.047	○	0.055	○	0.061
西初石	○	0.063	○	0.062	○	0.050	○	0.053	○	0.062
東初石	○	0.071	○	0.059	○	0.050	○	0.052	○	0.057
青田	○	0.074	○	0.063	○	0.053	○	0.060	○	0.071
平和台	○	0.071	○	0.065	○	0.056	○	0.060	○	0.057

浮遊粒子状物質環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³以下であり、かつ 1 時間値が 0.20 mg/m³以下であること。



④ 光化学スモッグ

平成 23 年度の光化学スモッグ注意報は、3 回発令されました。なお、市では、光化学スモッグによる被害の申出者はありませんでした。

【平成 23 年度光化学スモッグ注意報発令状況】

発令年月日	区分	発令時間	(参考)最高濃度 (流山市)
8 月 9 日(火)	注意報	14:20～17:40	0.127ppm(14 時)
8 月 10 日(水)	注意報	13:20～16:20	0.110ppm(13 時)
9 月 8 日(木)	注意報	14:20～16:20	0.105ppm(15 時)

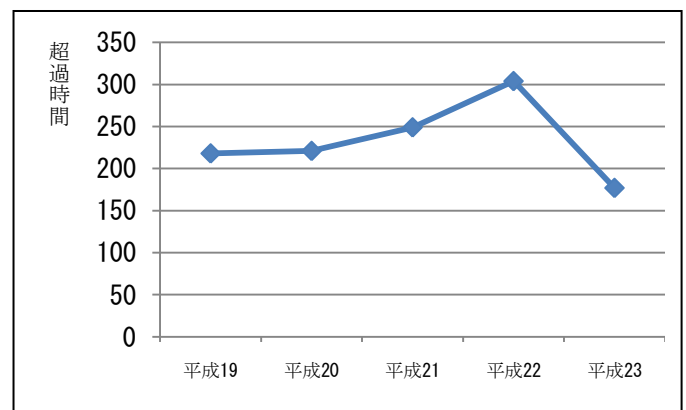
【光化学スモッグ注意報発令状況】

年	注意報発令回数
平成 19 年度	5
平成 20 年度	3
平成 21 年度	1
平成 22 年度	10
平成 23 年度	3

⑤ 光化学オキシダント

光化学オキシダント環境基準超過時間・日数

平和台測定局	超過日数	超過時間	環境基準 との比較	時間 達成率
平成 19 年度	51	218	×	96
平成 20 年度	58	221	×	95.9
平成 21 年度	58	249	×	95.4
平成 22 年度	70	304	×	94.4
平成 23 年度	54	177	×	96.7



※ 時間達成率 = (昼間の環境基準達成時間 / 昼間の測定時間) × 100 (%)

光化学オキシダント環境基準値：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

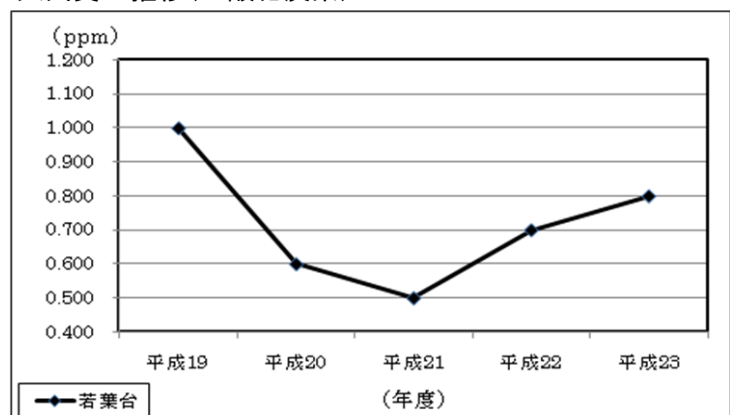
⑥ 一酸化炭素

日平均値の 2%除外値

若葉台測定局	日平均値 の 2%除外 値 (ppm)	環境基準 との比較
平成 19 年度	1	○
平成 20 年度	0.6	○
平成 21 年度	0.5	○
平成 22 年度	0.7	○
平成 23 年度	0.8	○

※2%除外値：年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% 目に相当するものをいいます。

大気質の推移(一酸化炭素)



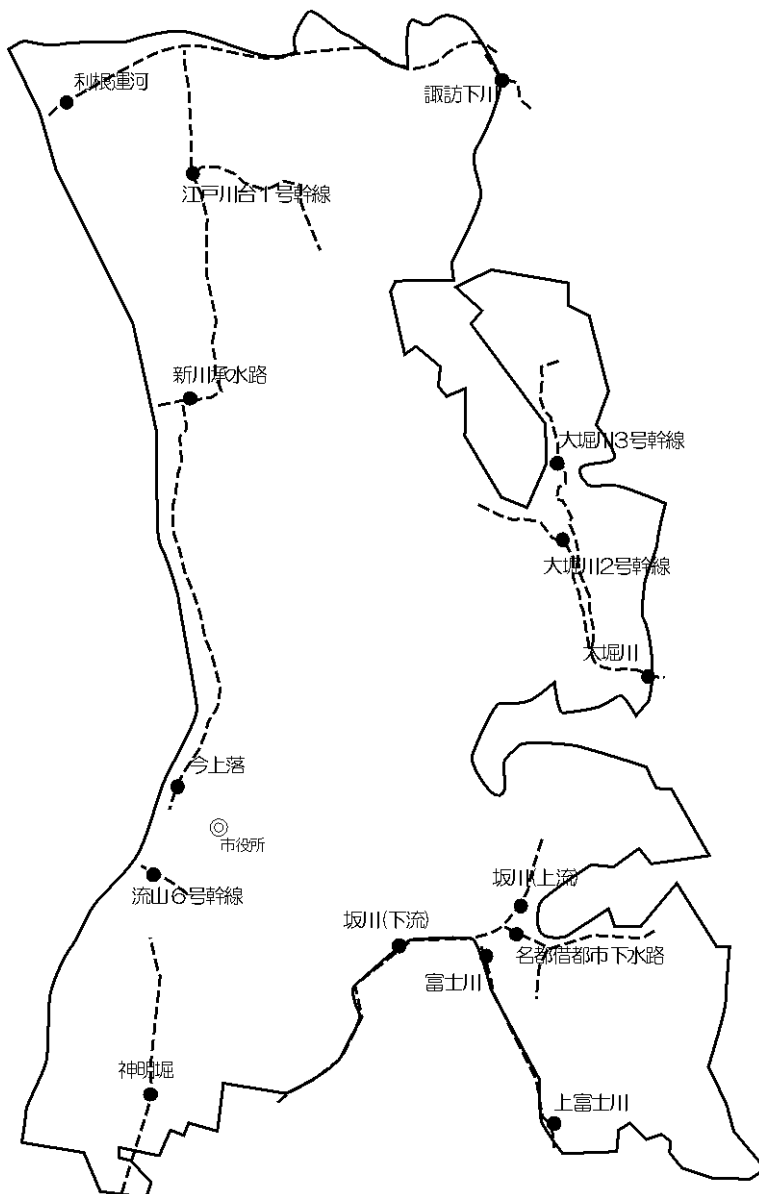
一酸化炭素環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

（２）水環境

市では、市内河川や水路の15地点において、水質の監視測定を行っています。監視項目は、BOD（生物化学的酸素要求量）の他に、pH、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）、全窒素、全リン、アンモニア態窒素、大腸菌群数など11項目について行っています。BODは、河川等の有機質による汚れの状態を示す水質の代表的な指標です。

平成23年度は、利根運河においてBOD及び大腸菌群数が基準を超過していました。次ページ以降、表中網掛けは、環境基準超過を表しています。

【水質測定地点】



	河川(類型)	採取地点
1	坂川(下流)(E)	幸田橋
2	坂川(上流)(E)	富士見橋
3	富士川	富士川3号橋
4	上富士川	砂尾架道橋
5	名都借都市下水路	前ヶ崎橋
6	神明堀	流山地先
7	今上落	富士橋
8	新川承水路	赤坂橋
9	江戸川1号幹線	真和団地
10	利根運河(B)	深井新田橋
11	諏訪下川	大橋
12	大堀川(D)	駒木5号橋
13	大堀川2号幹線	美田団地先
14	大堀川3号幹線	駒木台地先
15	流山6号幹線	流山5丁目地先

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもの。値が小さいほど、その水質は良い。

SS（浮遊物質）

水中に浮遊する粒径2mm以下の不溶性物質の総称。

DO（溶存酸素量）

水中に溶存する酸素の量。

類型

千葉県では、河川をA～Eの5種類に分け、環境基準を設定しています。

①河川等の水質状況

平成 23 年度水質測定結果（年間測定回数 4 回）

区分	pH		DO (mg/ℓ)		BOD (mg/ℓ)		CO D (m g/ ℓ)	SS (mg/ℓ)		大腸菌群数 (MPN/100mℓ)		n-ヘキ サン抽 出物質 (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)	全リン (mg/ℓ)	アン モニ ア態 窒素 (mg/ ℓ)	MBAS (mg/ℓ)
採取地点	測定 値	環境 基準	測定 値	環境 基準	測定 値	環境 基準	測定 値	測定 値	環境基 準	測定値	環境基 準	測定値	測定値	測定値	測定 値	測定値
1	7.7	6.0 ～ 8.5	7	2 mg/ ℓ以上	2.1	10 mg / ℓ 以下	3.3	3.3	ゴミ等 の浮遊 が認め られないこと	21075		<1	3.2	0.23	0.42	不検出
2	7.7	6.0 ～ 8.5	7.1	2 mg/ ℓ以上	2.2	10 mg / ℓ 以下	3.3	3.6		16875		<1	3.1	0.19	0.61	
3	7.7		11. 1		2.3		3.8	6		45075		<1	5.1	0.24	0.26	
4	7.7		11. 5		3.7		3.9	2.5		52750		<1	5.8	0.35	0.51	
5	7.6		9.3		5.9		7.5	2.3		182225		<1	8.6	1	1.86	
6	7.8		7.8		2.5		4.7	2.7		32250		<1	2.9	0.3	0.6	
7	7.5		5.7		3.2		6.1	11.8		30050		<1	4.3	0.25	0.54	
8	7.6		7.4		4.5		6.4	3.3		278000		<1	11.5	0.84	2.58	
9	7.4		4.1		13. 5		13. 3	4.2	607500		<1	12.7	1.16	4.84	0.21	
10	7.5	6.5 ～ 8.5	5.4	5 mg/ ℓ以上	5.7	3 mg/ ℓ以下	8	10.8	25mg/ ℓ以下	19700	5,000M PN/10 0mℓ下 下	<1	7.3	0.52	1.68	0.05
11	7.6		6.2		6.5		6.7	4.2		96825		<1	4.9	0.41	1.37	不検出
12	7.6	6.0 ～ 8.5	11. 1	2 mg/ ℓ以上	3.2	8 mg/ ℓ以下	4.1	4.7	100mg / ℓ下 下	20325		<1	3	0.24	0.81	0.02
13	7.5		4.6		3.4		4.5	1.4		77475		<1	6.9	0.67	1.03	不検出
14	7.4		5.6		3.4		5.7	7.1		26535		<1	7.7	1.3	1.12	
15	7.7		7.1		2.5		5.7	4.1		60605		<1	1.7	0.47	0.39	

※網掛けは、環境基準を超過しています。

※MBAS: 合成界面活性剤の濃度。

河川の水質状況(pH) (経年)

採取地点	pH 年間					環境基準	類型
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度		
1	7.6	7.6	7.6	7.7	7.7	6.0~8.5	E
2	7.6	7.8	7.7	7.8	7.7	6.0~8.5	E
3	7.7	7.9	7.8	7.7	7.7		
4	7.8	7.9	7.9	7.9	7.7		
5	7.7	7.6	7.8	7.5	7.6		
6	8.5	8.6	9	8.2	7.8		
7	7.8	7.7	7.8	7.7	7.5		
8	7.7	7.5	7.5	7.4	7.6		
9	7.5	7.3	7.7	7.3	7.4		
10	7.7	7.6	7.6	7.6	7.5	6.5~8.5	B
11	7.7	7.7	7.7	7.6	7.6		
12	7.7	7.5	7.6	7.4	7.6	6.0~8.5	D
13	7.5	7.5	7.4	7.5	7.5		
14	7.5	7.2	7.8	7.4	7.4		
15	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7		

※ 網掛けは、環境基準を超過しています。

※ 類型: 千葉県では、河川を A~E の 5 種類に分け、環境基準を設定しています。

河川の水質状況(BOD) (経年) (単位: mg/ℓ)

採取地点	BOD年間					環境基準	類型
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度		
1	2.9	2.5	1.5	2.7	2.1	10 mg/ℓ	E
2	5.1	4.9	3	1.8	2.2	以下	E
3	2.6	1.8	1.6	1.6	2.3		
4	7	3.7	2.9	3.8	3.7		
5	16	9.2	8.4	10.6	5.9		
6	7.2	2.8	2.5	3.0	2.5		
7	6.2	4.4	2.7	3.5	3.2		
8	4.6	4	26.8	6.9	4.5		
9	23.8	15.5	2.8	10.5	13.5		
10	5.9	3.7	7.2	10.6	5.7	3 mg/ℓ以下	B
11	5.2	2.8	4.4	4.9	6.5		
12	8.6	5.6	6.1	2.4	3.2	8 mg/ℓ以下	D
13	8.9	5.1	6.1	4.0	3.4		
14	12	4.3	5.6	4.7	3.4		
15	5.2	4.9	5.6	3.6	2.5		

河川の水質状況（SS）（経年）（単位：mg/ℓ）

採取地点	SS年間					環境基準	類型
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
1	8	5	13	7	3.3	ごみ等の浮遊物がみとめられないこと	E
2	26	8	8	4	3.6		E
3	8	4	9	5	6.0		
4	7	4	5	7	2.5		
5	5	5	4	12	2.3		
6	7	4	10	5	2.7		
7	18	9	11	13	11.8		
8	14	7	14	3	3.3		
9	14	8	6	3	4.2		
10	19	9	24	17	10.8	25mg/ℓ以下	B
11	15	5	14	9	4.2		
12	37	17	17	8	4.7	100mg/ℓ以下	D
13	4	5	11	20	1.4		
14	11	4	7	4	7.1		
15	7	6	4	2	4.1		

河川の水質状況（D0）（経年）（単位：mg/ℓ）

採取地点	D0年間					環境基準	類型
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
1	8.8	9.2	10.2	8.7	7.0	2mg/ℓ以上	E
2	9	9	3.8	8.7	7.1		E
3	9	9.2	7.2	8.5	11.1		
4	8.2	8.4	7.2	9.5	11.5		
5	6.8	7.1	7	8.1	9.3		
6	8.4	10.1	9	9.7	7.8		
7	6.6	7	6.8	7.6	5.7		
8	5.2	6.2	8.8	7.0	7.4		
9	3.8	4.6	8.2	5.5	4.1		
10	5.9	6.5	8.4	5.7	5.4	5mg/ℓ以上	B
11	7.2	8.1	9	6.9	6.2		
12	7	6.8	5.2	6.4	11.1	2mg/ℓ以上	D
13	4.1	6.5	5.9	7.9	4.6		
14	7.2	6.7	4.1	5.7	5.6		
15	6.7	6.2	6.7	7.5	7.1		

河川の水質状況（大腸菌群数）（経年）（単位：MPN/100mℓ）

採取地点	大腸菌群数年間					環境基準	類型
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
1	7,000 ～110,000	33,000 ～5,000	17,000 ～110,000	22,000 ～130,000	3,300 ～33,000		E
2	5,000 ～490,000	490,000 ～33,000	23,000 ～330,000	4,900 ～13,000	4,600 ～35,000		E
3	5,000 ～490,000	170,000 ～11,000	7,000 ～130,000	7,900 ～130,000	3,300 ～140,000		
4	49,000 ～790,000	130,000 ～8,000	8,000 ～490,000	17,000 ～92,000	33,000 ～110,000		
5	30,000 ～330,000	230,000 ～140,000	80,000 ～1,100,000	4,600 ～22,000	4,900 ～350,000		
6	8,000 ～330,000	70,000 ～8,000	17,000 ～79,000	490 ～230,000	4,000 ～79,000		
7	11,000 ～170,000	330,000 ～8,000	17,000 ～79,000	2,300 ～23,000	7,900 ～79,000		
8	20,000 ～490,000	490,000 ～17,000	50,000 ～700,000	11,000 ～24,000	33,000 ～920,000		
9	230,000 ～13,000,000	1,700,000 ～170,000	13,000 ～490,000	1,700 ～24,000	130,000 ～1,600,000		
10	50,000 ～2,200,000	330,000 ～11,000	14,000 ～70,000	13,000 ～92,000	4,900 ～49,000	5,000MPN/100mℓ以下	B
11	80,000 ～13,000,000	400,000 ～50,000	80,000 ～1,300,000	1,700 ～24,000	9,300 ～220,000		
12	17,000 ～240,000	700,000 ～22,000	33,000 ～130,000	17,000 ～920,000	3,300 ～54,000		D
13	50,000 ～2,400,000	790,000 ～8,000	70,000 ～2,500,000	20 ～28,000	4,900 ～160,000		
14	170,000 ～13,000,000	490,000 ～80,000	170,000 ～7,900,000	3,500 ～24,000	140 ～49,000		
15	79,000 ～490,000	170,000 ～23,000	11,000 ～130,000	0 ～490	230 ～240,000		

※ 網掛けは、環境基準を超過しています。

② 生活排水対策推進計画

市は平成4年3月に、千葉県から水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」に指定されたことから、平成7年12月に「水のきれいなふるさとづくり一流山市生活排水対策推進計画」（第1期計画）を策定し、下水道の整備促進、合併処理浄化槽の普及など、諸施策を進めてきました。

その結果、河川や水路の水質改善が見られてきているところですが、更なる水環境の向上などを図るため、新たな政策を加え、平成27年度を目標とする「第Ⅱ期流山市生活排水対策推進計画ー豊かで清らかな水に親しめるまち・流山」を策定し、対策を進めています。

この第Ⅱ期の改定計画は平成17年度に改定し、平成27年度までの10年間に「生活排水の汚れを約38%減らす」ことを目標に、対策を推進します。

③ 下水道

市では、下水道の普及を進めており、平成19年度から平成23年度末までに下水道普及率は10%以上上昇しました。

かつては、千葉県内の平均値よりも低い値でしたが、平成19年度から県の平均値を上回っています。

【平成23年度末下水道の整備状況】

項目	数値	備考
行政区画	3,528ha	流山市の面積
全体計画区域	3,345ha	公共下水道の将来計画（平成36年度目標）
事業認可区域	2,066ha	公共下水道を近年のうちに整備を予定している区域（平成27年度目標）
処理区域	1,365ha	公共下水道の接続可能区域
行政人口	165,195人	流山市の住民基本台帳人口
処理区域内人口	127,350人	公共下水道処理区域内に住んでいる方の人口
水洗化人口	116,719人	公共下水道処理区域内で公共下水道を使用している人口
普及率	77.1%	行政人口のうち公共下水道が使用可能となっている区域内の人口割合
水洗化率	91.7%	公共下水道が使用可能となっている人口のうち、下水道を使用している人口割合

【下水道普及率の推移】

年度末	流山市(%)	千葉県(%)
平成19年度	66.4	65.8
平成20年度	69.5	67.2
平成21年度	71.5	68.2
平成22年度	73.3	69.2
平成23年度	77.1	70

（3）合併処理浄化槽

【浄化槽人口普及率】

項目	普及率
平成22年度	25.60%
平成23年度	21.97%

（4）土壌・地盤環境

【地下水揚水量】（単位：m³/日（稼働井戸本数は本））

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
工業用	1,124	948	697	732	834
ビル用	59	56	362	130	39
水道用	11,567	11,525	11,104	10,980	9,794
農業用	1,895	1,888	1,909	2,636	2,596
その他	250	482	77	79	111
計	14,895	14,899	14,149	14,555	13,374
稼働井戸本数	60	57	55	54	50

【埋立事業許可件数】

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
許可件数	6	2	8	2	4
埋立個所	6	2	8	2	4
面積(m ²)	10,131	3,181	10,761	2,632	7,966

【平成23年度地下水水質調査】

項目	トリクロロエチレン(mg/L)	テトラクロロエチレン(mg/L)	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	四塩化炭素(mg/L)	大腸菌群
環境基準	0.03以下	0.1以下	1以下	0.002以下	—
西初石	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
市野谷①	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
市野谷②	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
市野谷③	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
市野谷④	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
加	0.039	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
東深井	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
西深井	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
平方①	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陽性
平方②	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
平方③	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陽性
平方④	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陽性

（５）騒音・振動・悪臭

① 常磐道環境保全対策

市では、常磐道沿道４地点において騒音の常時監視測定を行っています。

平成 23 年度における常磐道からの騒音レベルは 45dB～60dB の範囲にあります。

平成 23 年度測定結果平均値

（上段：騒音レベル、下段：協定値を超えた時間）

測定局		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
若葉台	dB	46.0	47.2	46.0	52.0	59.6	57.7	48.7	45.9	47.7	45.6	46.0	47.9
	時間	7	13	16	195	443	446	95	1	3	3	4	16
西初石	dB	51.0	51.2	51.0	51.0	57.6	55.7	52.7	50.8	50.9	50.1	50.7	51.6
	時間	41	49	33	68	390	275	169	33	27	15	24	61
東初石	dB	49.0	49.2	49.0	51.0	57.7	52.6	49.9	48.7	48.7	48.0	48.4	49.3
	時間	19	13	18	112	398	181	56	5	3	3	5	14
青田	dB	49.0	49.0	48.0	49.0	56.8	56.2	51.2	49.4	49.3	48.3	48.8	49.9
	時間	16	19	18	22	363	405	122	10	7	6	7	32

東日本高速道路株式会社と締結した騒音の協定値

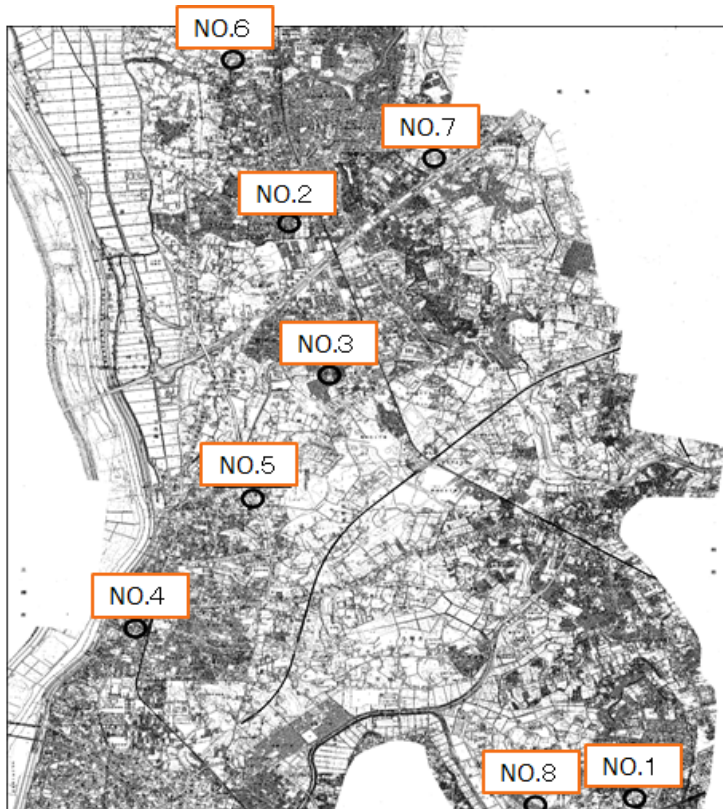
朝(6時～8時)・・・55dB 以下、昼(8時～19時)・・・60dB 以下

夕(19時～22時)・・・55dB 以下、夜(22時～翌6時)・・・50dB 以下

② 自動車騒音・振動

市では、常磐自動車道沿道のほか、市内主要道路の沿道 8 地点で自動車騒音・振動の監視測定を行っています。測定結果は、交通量の多い国道 6 号や県道松戸野田線、市道 211 号線・102 号線では、騒音の環境基準を上回っていました。

【騒音測定地点】



地点番号	調査地点	対象道路
1	向小金 1-301	国道 6 号 (水戸街道)
2	江戸川台西 3 丁目 31-1	市道 211 号線
3	西初石 4-1411-2	市道 102 号線
4	流山 2 丁目 312	県道松戸野田線 (流山街道)
5	三輪野山 3 丁目 1 -8	県道松戸野田線 (流山街道)
6	東深井 31-4	県道松戸野田線 (流山街道)
7	青田 38	市道 274 号線
8	前ヶ崎 484-12	市道 251 号線

自動車騒音・振動実態調査結果

（単位：dB）

調査地点	地域区分	用途地域及び環境基準類型	車線数	騒音測定値及び要請限度等			振動測定値及び要請限度等		
				項目	昼間	夜間	項目	昼間	夜間
1	騒音：第2種区域 振動：第1種区域	準住居地域 B 類型	4	本年度(Laeq)	73	72	本年度(L10)	54	53
				環境基準	70	65	-		
				要請限度	75	70	要請限度	65	60
2	騒音：第1種区域 振動：第1種区域	第一種低層住居専用地域 A 類型	2	本年度(Laeq)	66	60	本年度(L10)	52	41
				環境基準	60	55	-		
				要請限度	70	65	要請限度	65	60
3	騒音：第1種区域 振動：第1種区域	第一種低層住居専用地域 A 類型	2	本年度(Laeq)	69	64	本年度(L10)	47	40
				環境基準	60	55	-		
				要請限度	70	65	要請限度	65	60
4	騒音：第3種区域 振動：第2種区域	商業地域 C 類型	2	本年度(Laeq)	73	72	本年度(L10)	49	47
				環境基準	70	65	-		
				要請限度	75	70	要請限度	70	65
5	騒音：第2種区域 振動：第1種区域	第一種住居地域 B 類型	4	本年度(Laeq)	70	65	本年度(L10)	47	40
				環境基準	70	65	-		
				要請限度	75	70	要請限度	65	60
6	騒音：第2種区域 振動：第1種区域	第二種住居地域 B 類型	2	本年度(Laeq)	72	68	本年度(L10)	42	36
				環境基準	70	65	-		
				要請限度	75	70	要請限度	65	60
7	-	市街化調整区域	2	本年度(Laeq)	70	65	本年度(L10)	45	38
				環境基準	環境基準及び要請限度の指定なし		-		
				要請限度			要請限度	要請限度の指定なし	
8	-	市街化調整区域	1	本年度(Laeq)	67	59	本年度(L10)	47	33
				環境基準	環境基準及び要請限度の指定なし		-		
				要請限度			要請限度	要請限度の指定なし	

※網かけは、環境基準を上回る値を示す。斜線は、要請限度を上回る値を示す。

市内の主要道路の交通量

平成23年度主要道路車種別交通量(上下線)（単位：台/日）

調査地点	大型車Ⅰ (台)	大型車Ⅱ (台)	小型車 (台)	二輪車 (台)	四輪車 計 (台)	全車種 合計 (台)	大型車 混入率
1	3,758	5,363	34,977	700	44,098	44,798	20.4%
2	65	323	4,777	112	5,165	5,277	7.4%
3	99	564	11,185	457	11,848	12,305	5.4%
4	2,038	3,443	15,831	344	21,312	21,656	25.3%
5	347	1,401	17,449	204	19,197	19,401	9.0%
6	436	1,040	10,631	327	12,107	12,434	11.9%
7	125	805	12,472	329	13,402	13,731	6.8%
8	244	686	5,877	100	6,807	6,907	13.5%

※平成24年2月16日12時から17日12時までの調査結果です。

交通量(上下線・四輪車合計)の推移（単位：台/日）

調査地点	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
1	20,408	19,107	20,971	44,367	44,098
2	—	—	—	6,579	5,165
3	20,408	19,107	20,971	11,066	11,848
4	44,263	43,263	43,950	21,281	21,312
5	241,688	40,353	40,350	19,009	19,197
6	—	—	—	—	12,107
7	20,408	19,107	20,971	13,523	13,402
8	13,556	14,157	14,320	6,824	6,807

※各年度24時間調査の結果です。

（６）悪臭対策

平成 23 年度においては、基準を超える悪臭の発生はありませんでした。

悪臭防止法では、「悪臭物質濃度」または「臭気指数」によって、悪臭の強さの規制をしており、このうち、「悪臭物質濃度による規制」では、悪臭の主な原因となる 22 の化学物質の濃度を規制しています。

市は、全域が「悪臭物質濃度による規制」の対象区域となっており、市内の事業者は、敷地境界において、悪臭防止法第 4 条第 1 項で定める規制基準を遵守する必要があります。

（７）苦情

市における環境保全等に関する苦情件数は、平成 23 年度は雑草樹木に関する苦情により増加しました。

平成 23 年度環境保全等

苦情処理件数(月別)

月	件数
4 月	13
5 月	13
6 月	14
7 月	36
8 月	53
9 月	38
10 月	37
11 月	16
12 月	10
1 月	2
2 月	6
3 月	8
合計	246

環境保全等苦情処理件数の推移

種類	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
悪臭	7	5	3	9	11
大気	3	-	-	-	0
振動	2	2	3	1	5
騒音	16	11	13	16	17
水質	1	-	3	-	0
動物他	16	17	17	13	16
害虫等	4	9	4	6	4
雑草樹木	25	45	4	70	136
廃棄物投棄	22	22	22	17	22
浄化槽	7	4	11	1	5
野焼き等	20	25	16	11	14
墓地関係	-	-	-	-	0
土壌汚染	-	-	-	-	0
地盤沈下	-	-	-	-	0
その他	25	25	49	16	16
合計	148	165	145	160	246

4. 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり(環境保全活動)

(1) 市民環境講座

市民の環境意識の高揚を図るため、市民環境講座を行っています。平成 23 年度は地球温暖化防止に特化して、緑のカーテン作り講座や家庭でできる温暖化防止講座などを実施しました。

平成 23 年度市民環境講座

	開催日	講座内容	参加者数
市民環境講座	5 月 4 日	緑のカーテン作り講座	500
	7 月 10 日	今からできる節電講座	70
	9 月 10 日	電気を自分で創ろう(太陽光発電)	112
	10 月 9 日	緑のカーテン普及・成果報告の集い	93
	3 月 25 日	「地球にやさしい生活」講演と映画	80
出前講座	4 月 10 日	西平井自治会	40
	5 月 25 日	東深井中学校	46
	6 月 2 日	宮園自治会	42
	6 月 5 日	名都野自治会	30
	6 月 15 日	北部公民館	20
	7 月 4 日	NPO 法人花いちもんめ	20
	7 月 8 日	流山稲門会	15
	7 月 26 日	おもと会	22
	9 月 23 日	美田自治会 11 班	30
	12 月 20 日	老人福祉センター	60
合計			1,180 名

(2) リサイクルプラザ講座・教室

リサイクルプラザ・プラザ館では、ごみ減量・リサイクルに特化した講座・教室を開催し、講座や授業は、廃油による石けんづくりや手ぬぐいマイバックなど 64 回で、延べ 614 名が参加しました。

平成 23 年度リサイクルプラザ講座・教室

講座名	回数	参加者数
洗える健康布ぞうりづくり	8	75
裂織りランチョンマットづくり	2	18
トイレトペーパー芯で小物たて	1	24
ハンカチでブローチ	2	15
不用毛糸でアクリルたわしづくり	1	9
指あみマフラー・帽子	2	22
和服地でイーザーパンツづくり	2	18
着物地で作る巾着袋	2	10
スクエア巾着	1	3
X'mas リース	1	2
つるし雛	1	11
包丁研ぎ教室	2	34
牛乳パックで紙すきはがきづくり	2	29
石けんづくり教室	1	18
ケルクラブ子供リサイクル手芸	6	39
布のリサイクルシリーズ	7	51
打ち直しわたで小座布団づくり	4	38
敷布団づくり実演見学	2	15
空き瓶デコレーション	1	17
廃ガラスでブローチづくり	0	0
新聞紙バッグ & チラシビーズ	1	6
不用布でリースづくり	1	17
手ぬぐいで簡単マイバッグ	1	6
新聞紙でコサージュづくり	1	9
おもちゃ病院 親子教室	1	3
おもちゃ病院 (例月分)	11	125
合計	64 回	614 名



リサイクル講座の作品



エコアクション21
認証・登録番号 0003479

流山市は、平成21年3月31日に市役所本庁舎とクリーンセンターで
「エコアクション21」の認証を取得しています。

平成24年版 流山市環境白書

平成24年12月

〒270-0192

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

流山市 環境部 環境政策課

TEL 04-7150-6083（直通）

E-mail : kankyuhozen@city.nagareyama.chiba.jp

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/>
